

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0829E001	「科学的意見」と題されていますが、元来 原子力構想そのものが、核燃料廃棄物が「将来的に」リサイクル可能になるはずだ、という非科学・無根拠の憶測に根ざしており、現に 増え続ける放射型廃棄物が 自治体から溢れている現状で、原発再稼働・新設を進めるなど 言語道断です。政府では「クリーン」などという印象操作を 未だに行っていますが、予測すらつかない期間（半永久）廃棄物の保管が必要な現状では、経済活性どころか 自治体を潰す施設そのものです。そもそもが、原発の発電量は、その規模や 環境に与えるダメージに比して、全く 他の発電方法に かなってはいません（発電量で言えば、近年の 広域風力発電や洋上風力の 半以下）。福島事故原発の廃炉すら ままならない状況で、非効率、杜撰、不透明な原発の稼働など ありえません。
0829E002	この度の規制委員会の「不適合」了承を支持します。特に、K断層の活動性の評価将来の活動が否定できないことについて妥当性のある判断であると考えます。長きにわたり電力供給の役割を果たすことなく、国民からの電気代が原資でもある莫大な基本料で利益を得ている同企業については、経理的基礎は破綻しており再稼働する資格はないと考えます。
0829E003	規制委員会の意見として「K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められない。」とあるが、「連続性が否定できない」と主張する科学的根拠が明確に示されていない。数人の委員の個人的印象で、国家のエネルギー問題に関する重要な判断を行うべきではない。このような大事な判断を行う際には、IAEA や今回の判断に反する意見を持った原子力の専門家の意見も公開の場で聴取、議論するべきである。
0829E004	原子炉建屋直下に活断層があるとのことなので、原発の新規基準に不適合に賛成です。どうぞよろしくお願いいたします。
0829E005	今、仮に地震が起こって基準を越えた地震が起きたら最悪の場合福島第一原子力発電所事故のようなことが起こるかも知れない。断層がしっかりあると断定できるなら不合格でもいいと思う。だが、敦賀市は原発を立てている日本原子力発電からお金をもらって潤っているわけで代わりの産業が見つからないと苦しくなると思う
0829E007	今回の審査書案について概ね賛同します。
0829E008	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9ページの24行「詳細観察、」は「詳細観察、」のほうがよい。 ・ 15ページの2行「12」は「約12」のほうがよい。 ・ 15ページの4行「D-1 トレンチの北西法面」は「D-1 トレンチ北西法面」のほうがよい。 ・ 9ページの最下行の2行上「K-Tz:」は削除したほうがよい。8ページでの記載と重複しているから。 ・ 4ページの脚注8について： 後述に「MIS」、「対比」の用語解説がなされていることを記載したほうがよい。
0830E002	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13ページの最下行の4行上「K断層は・・・k層の基底面によって切られていること」は「K断層は・・・k層の基底面を切っていること」のほうがよい。断層が基底面を切るか、切らぬかを論じているのであろうから。 ・ 6ページの1行以降、「北西法面」と「D-1 トレンチ北西法面」との記載があるが、どちらかに統一したほうがよい。
0830E003	8月28日開催第27回原子力規制委員会の資料1-2(概要)の16ページの「K断層の走向はN33W, N12E、傾斜は52W, 89W」は重要なデータであるから、審査書(P.18)に記載したほうがよい。
0830E004	これに対して、申請者は、上述のとおり、OSL年代測定の参考とした論文、土壌化部の詳細観察、テフラ分析等の詳細な説明を追加した上で、堆積年代について、OSL年代測定の分析結果のみで評価するものではなく、より確度の高い評価とするため、地形、堆積物の性状・層相、テフラや花粉の各種分析結果など、さまざまな観点やデータを考慮した上で最も合理的な年代を評価した。適切な修正を求む。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0830E005	<p>「敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書」に関するご意見この審査書を読んでまず思ったことは、何が目的なのか疑問に思ったことです。本当の目的はそこなのか？、と。内容は一貫して原電の調査の不備を指摘する内容で、該当する断層が本当に危険なのかが見当たらなかったことです。活断層が約12？13万年前以降に活動があったかどうかと範囲が拡張され、活断層の意義が薄れている中で、当該断層の調査がその期間にあるかどうかには焦点が当てられています、問題はそこではないように思います。つまり、高々50？60年使用する設備を建ててあるいは使うのに、なんで十何万年の断層かどうかを評価しなければいけないのか？、です。重要なのは、この先数十年使う原発を再稼働するに当たり、見つかった断層が危険かどうかを判断することではないかと思えます。審査書を見る限り、断層がどの程度のスパンで動くという視点での調査が見当たりません。ただ原電の調査を否定するものばかりです。もし現在調査している断層が活断層だったとして、それがこの先5万年は動かないだろうということが分かったら、原電の調査報告とそれを審査する委員会がやっている調査結果での「適合していない」に何の意味があるのでしょうか？。現在の調査技術では活断層の動きのスパンを正確に捉えることは難しいようですけど、断層の周囲や上下の状況の評価で少なくとも何千年とか長くても2？3万年くらいの精度でのスパンは調べられるのではないのでしょうか？。その上で、原発の稼働にあたって、不確定な範囲にあるためこの期間に断層が動く可能性が否定できない、というような判断することが重要かと思えます。活断層の定義の期間が長過ぎ、人間の活動期間の時間的尺度があまりにも違い過ぎているにも関わらず、それを一元的に合わせようとするのは無理なように思えます。せめて現実的な尺度に近づけないと、本当に危険かどうかの判断の尺度からかけ離れます。この先10万年とかが危険だとは誰もピンとこないと思えます。委員会は申請者の実施した調査を審査して妥当性を評価する責任はあるでしょう。しかし申請者の調査したデータも貴重なデータであることには変わりありません。申請者の視点での調査であるわけでそこは尊重すべきだと思います。科学的分析というのは、複数の視点に基づいた調査や分析のデータで評価すべきで、一方を否定するのは正しい方法ではないと思えます。つまり、こういった調査には合格とか不合格とかは馴染まず、両者のデータを持ち寄って更なる詳細を追求するのが本来の科学的な観点だと思います。また、指摘の中で、工事等で取り除かれた地層の部分だと思われそうですが「確認できないから評価できない」という結論はいささか疑問に思えます。これを言ったら事後の追加調査では全てが不合格になりかねず、ただの欠点探しにしかならないと思えます。原電は現状であるものから精査して分析した姿勢を示しているわけですから、それを試料がないから評価できないという言い方は、恐らく納得できる話ではないと思えます。もし必要と思われるデータが取れないなら間接的な確認方法を採用するなど、他の方法を探るのが科学的調査というものだと思います。調査には時間とお金と労力がかかります。特に地質という地球規模の歴史の調査ではより多くを費やします。原電と委員会が別々に活断層かどうかという不毛な調査を延々とやるより、両者が協力して危険な断層なのか、それとも建設や再稼働にあたっては差し迫った危険は無さそうだとか、そういった建設的な調査が望まれると思えます。そうしなければ双方とも時間とお金の無駄遣いです。何しろ日本は断層が分かっているだけでも多すぎます。隠れている断層を含めると更に多くなります。断層の無いところを探す方が難しいのが現状です。そういう観点からももっと意味のある、そして企業活動が安全でかつスムーズに進められるような委員会を望みます。</p>
0831E001	<p>原子力規制委が敦賀原発2号機を安全審査不合格としたのは、活動層から枝分かれした断層も活断層だとし、これが直下まで連続しているとみなしたことで基準不適合と判定したことによると理解している。しかし、日本原電は活動性・連続性について否定する証明をしているのに、規制委は「曖昧で根拠に乏しい」とし「可能性が否定しきれない」という悪魔の証明を求める論法を用いてこれを退けただけでなく、さらに行おうとする追加調査の要請を強引に打ち切った。原発は資源のない我が国にとって欠かせないものだ。規制委は単に硬直的となって、本来の役割である原子力発電の安全性を高めることではなく、再稼働の抑制を目的としているとしか思えない。不合格決定は全く納得できない。敦賀原発2号機の安全審査の継続を求める。あくまで不合格であると決定するのであれば、不合格決定についてその審査の妥当性が検証される必要がある。規制委の姿勢は昨今の国際情勢下での電力安定供給に不安を招く。そのような国益に反する組織は不要であるに違いない。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0831E002	<p>D-1 トレンチ、K 断層、D-1 破碎帯、D-6 破碎帯、D-5 破碎帯、H-3a 破碎帯、D-14 破碎帯、西側ピット、1-1 ピット、1 層から 9 層まで、カタクレーサイト、断層ガウジ、逆断層センス、美浜テフラ、原電道路ピット、A 層、B 層、C 層、D 層、C1 層、C2 層、C3 層、D1 層、D2 層、D3 層、a 層から o 層まで、北西法面、明神沖テフラ、鬼界葛原テフラ、大山倉吉テフラ、テフラ分析測線、ベータ石英、MIS5c、MIS5e、GHo、Opx、Mj、普通角閃石、斜方輝石、重鉱物濃集分析、MIS 6、北西法面、原電道路ピット、ふげん道路ピット、m 層、j 層、k 層、シュミットネット下半球法線投影、逆断層変位、チャンネル、H24-D1-1 孔、断層ガウジ、断層角礫、最新活動ゾーン、変位センス、走向、図読、カタクレーサイト、条線、断層岩区分、L カットピット、G-G' 断面、シルト、10 孔、4 孔、延長 14 孔、H24-B14-2 孔、H29ReB14-2 孔、f-b14-2-2、スメクタイト、カオリナイト、熱水変質作用、青葉山安山岩類、全岩 K-Ar 年代及びその他の用語に関し、規制にかかわる情報の開示及び一般市民への理解促進の観点から用語解説集を付けること。特に、用語解説集を作成する際には、審査書に登場する地質学の専門用語、審査で定義した用語等を網羅的に収集する、短時間で理解できるよう簡潔に説明する、文章だけでは理解しにくい概念は図や表を用いて視覚的に説明する、用語解説にあたって学術論文、専門書等を参考資料として示す、審査で定義した用語は用語定義を行った資料の出典を示す、法令用語は要約して記載するなどにより理解促進に資する資料構成とすること。また、半角、全角は極力統一し、環境依存文字は極力使用しないこと。</p>
0901E001	<p>敦賀 2 号機の再稼働は認められないという審査結果は適切なものであると評価いたします。</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

0901E002	<p>1. はじめに 敦賀発電所 2 号炉敷地内の D-1 トレンチにおいて確認された K 断層は、原子力規制委の審査によれば、活動性が否定できず、原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性も否定できない状況との事である。これは、日本国のエネルギー政策に多大なる影響を及ぼすものとなる。これまで、K 断層および破砕帯の活動性評価、連続性評価などが行われてきた。しかし、これらの評価結果から、原子炉建屋への影響を完全に排除できるとは言い切れないとの話は原子力規制委の審査書の通りである。ここで、多角的なアプローチにて代替策を検討して参りたい。原子力規制委におかれては、現行の設置許可基準規則に定める規定の文言通りに囚われず、リスクベネフィットバランスを踏まえた必要な基準改正、新技術へのアプローチなどを交えた総合的な判断を望む。</p> <p>2. 提案の骨子 本提案では、K 断層および破砕帯に対する対策を、以下の 2 つの柱で実施することを提案する。</p> <p>2. 1K 断層と破砕帯の物理的な分離 目的：K 断層と破砕帯の連続性を断絶させ、地震波の伝播を遮断することで、原子炉建屋への影響を防止する。方法：地中深くまで掘削し、K 断層と破砕帯を切り離す。K 断層と破砕帯との間に連続性を失わせるための人工的なバリアを設ける。K 断層と破砕帯の切り離しの上で、これとは別方面の人口破砕帯を設け、原子炉建屋直下を通過する破砕帯に加わる変位を人口破砕帯に逃がす。破砕帯には地盤改良剤注入などにより、地盤の強度を増強させる。</p> <p>2. 2K 断層特化型地盤変動モニタリングシステムの導入 目的：K 断層の動きをリアルタイムで監視し、有意な変位を検知することで、地震発生前の異常を早期に把握する。システム構成：高精度な変位計、傾斜計、伸縮計などを K 断層周辺に設置。GPS を用いた地殻変動観測。地震計による微動観測。上記データを統合し、AI による解析を行う。運用：K 断層の有意な変位が検出された場合、原子炉を停止し、詳細な調査を実施する。</p> <p>3. 基準への適合性 断層および破砕帯に対する包括的な対策であるが、K 断層と破砕帯の物理的な分離により、設置許可基準規則第 3 条第 3 項の「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」との規定を満たせることが可能である。更なる安全性向上の観点から安全対策により確実性を持たせるために、K 断層特化型地盤変動モニタリングシステムの導入も組み合わせることにより、より一層の安全対策ができる。更に、万が一を考え、原子炉建屋直下を通過する破砕帯に有意な変位が生じるおそれのある知見を予め定めておき、それらの知見が確認された場合は原子炉を恒久停止させる運用を取り入れることで、設置許可基準規則第 3 条第 3 項の「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」との規定を必要十分以上に満たすことが可能である。これは、新規基準適合性審査中の発電所が直ちに廃炉とならないのと同じ理屈であり、万が一、有意な変位が生じるおそれのある知見が確認されたとしても、直ちに恒久停止に移行し、燃料が取り出されることになる。なお、類似の運用として、破局的噴火へ発展する可能性がある判断される場合の発電所の停止の対応として用いられる考え方であり、これらは恒久停止との運用ではないものの、地盤の変位への対策においてその考え方を採用することが出来る。これらの運用も取り入れることで、炉心損傷に至らず災害防止上支障はないような設置の設置ができる。一方で、K 断層と破砕帯の物理的な分離に関しては、技術又は予算面での検討が必要となり、実現において相当期間を要する可能性もある。この場合、まずは K 断層特化型地盤変動モニタリングシステムの導入及び有意な変位が生じるおそれのある知見が確認された場合の恒久停止の運用を取り入れることにより、運転中の地盤の変位を生じさせない設置の設計とし、追って安全性向上のための K 断層と破砕帯の物理的な分離対策を行うのも一案である。なお、この場合、設置許可基準規則第 3 条第 3 項を「耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。」と改正し、これらの対策を適用出来るように所要の改正を行うことも検討の余地がある。</p> <p>4. さいごに 本提案は、K 断層および破砕帯に対する包括的な対策であり、原子力施設の安全性向上に大きく貢献する可能性を秘めている。そもそも日本の原子力発電所は、バックフィット制度により既設の発電所に最新の規制基準を適用させるという憲法に定めた事後法の禁止を逸脱した法体系となっている。また、その遡及適用に伴う裁量範囲を原子力規制委の判断に委ね、不利益やコストに係る国民議論が尽くされていない現状であることに鑑み、原子力規制委は、現在の規制基準が</p>
----------	--

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	より合理的に運用されるよう、様々な角度から検討を行い、安全かつ実現可能な対策をバランスよく模索していく必要がある。
0901E003	14ページの5行「丸数字3層の細区分した地層」は、「丸数字3層を細区分した地層」か「丸数字3層の細区分された地層」のほうがよい。
0901E004	審査結果の及びと並びにの使い方が間違ってますよ！私は小グループと大グループを並べるときで使い分けるって習いましたからね！私よく覚えてるでしょ？K断層の活動性とK断層の連続性は小グループって思うでしょう？だからここは及びで合ってますよ！実は私褒めて伸ばすタイプです！次はここだけの話ですけどその後の否定できないこと同士は大グループだって思うところは並びになんです！知ってました？ビックリでしょ？無論私の言うことが絶対正しいわけじゃないけど！でも私周りのみんなから頼りにされているので私を信じて損はないと思うよ！ちなみにこれって結構基本的なことなんですけどね！忘れちゃいました？もしかして私以外気づけなかったって感じですか？一回最初から文章見直した方がいいんじゃないって思います！これ私からのアドバイスです！
0901E005	本審査の用語の定義を設ける必要があります。敦賀原発の新規制基準適合性審査では、耐震重要施設の地盤の変位だけでなく、火山、津波、プラントなどに関する議論も行われています。本審査を広い意味で捉えるならば、審査会合での地盤の変位以外の議論も含まれることとなります。しかし、3. 判断基準及び審査方針で確認した基準やガイドは地盤の変位に関するものだけを対象としており、本審査書で示す審査範囲に矛盾が生じます。したがって、本審査書が地盤の変位が基準を満たさないことに特化している場合は、冒頭の2. 本審査書の位置付け又は3. 判断基準及び審査方針で、本審査書は地盤の変位が基準を満たさないことに特化した記載であることを明記の上で、本審査の用語の定義付けを行い、それ以外の議論との切り離しを明確にする必要があります。
0902E001	<ul style="list-style-type: none"> ・19ページの6行「1つの薄片試料」と、21ページの3行「一つの薄片」との違いは、何を意味するのか？ ・19ページの6行「1つ」は、「同一」と「単一」のどちらを意味しているのか？（該当する薄片（試料）は複数あったのかどうか？）
0902E002	7ページの8行の半角の「k」は全角の「k」としたほうがよい。
0902E003	敦賀原発2号機は、廃炉にすべき。再稼働など危険です。
0903E001	<p>国は約12?13万年前以降の活動が否定できない断層等の直上に原子炉を設置させないとの要求を課しているが、そもそも原子炉の格納容器機能喪失頻度(CFF)約10⁻⁵/年程度が本筋として課すべき要求水準だ</p> <p>CFF要求水準を踏まえ精密に基準制定するならば、将来活動する可能性のある断層等は約10万年前以降となるのが自然</p> <p>今や基準はCFF要求水準を超え過剰規制状態にある</p> <p>過剰規制は世の設計を成立性を欠く、故に基準要求を適正範囲に戻す事が必要である</p> <p>国がCFF要求水準を超えた現行規制が適正範囲と主張し本判断をもって一発電所を廃炉危機に追い込む腹積もりならば、この基準要求による不許可判断が初事例であることに鑑み、判断文中に基準要求の検討経緯、科学的根拠、学会専門家集団からなる第三者意見、経済性の考慮、社会的合意形成をそれぞれ述べ、基準要求が妥当性を有することを国民に示すことが当然の責務であるが、それらも判断文では示されていない</p> <p>以上の事柄から本判断及び判断文の内容に異を唱える</p>
0903E002	これが不許可となる初の判断みたいに言ってますが、高速増殖炉もんじゅも廃炉にさせたのではないですか。もんじゅの判断と今回の判断は何が違うのですか。法的な命令の根拠が違うんですか。
0903E003	<ul style="list-style-type: none"> ・17ページの脚注27の2行「産総研」は「産業技術総合研究所」のほうがよい。 ・17ページの脚注27の2行「2002年以下同様」は「2002年（以下同様）」のほうがよい。
0903E004	<ul style="list-style-type: none"> ・25ページの7行「K断層を含む本敷地で見られる破砕部」は「K断層を含め敷地の破砕部」のほうがよい。 ・19ページの6行「本敷地」は「敷地」のほうがよい。
0904E001	判断が遅い。そして、どんな判断だ。金をドブに捨てる気か。何千億円もかかっているんだぞ。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0904E002	<p>設置許可基準規則第 3 条第 3 項に適合していないと認められる場合、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 23 にも該当するため、日本原子力発電株式会社に対して敦賀発電所の使用停止、改造、修理、移転、運転方法の指定など、保安のために必要な措置を命ずるかどうかの議論が行われるべきです。しかし、今回の件は、設置許可基準規則第 3 条第 3 項に適合していないとの審査結果と、過去に行った原子炉等規制法第 67 条第 1 項による報告徴収に対しては追加の対応を求めないとの議論しか行われていません。実際に命令を出すかどうかは委員会の裁量権の範疇ですが、必要な措置を命ずる要件に達しているにもかかわらず、その議論なしに進めて良いのでしょうか？これは命ずるべきという批判ではなく、委員会が命ずるか命じないかの意思決定プロセスを踏んでいないこと、その意思決定を審査結果その他の文書に明記しなかったこと及び意見公募としなかったことなどが、違法な不作為状態であるとの批判です。</p>
0904E003	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 ページの 13 行「明確にした」は「明確にしたとしている」のほうがよい。同様に、同 15 行「評価した」は「評価したとしている」のほうがよい。 ・ 9 ページの 23 行「上述のとおり・・・論文」について： 論文については「上述」のどこに記載があるのか？
0904E004	<p>既存の原子力発電所に対して経済損失を度外視した此度のような判断を下したのは日本が初めてではないか。既存の原子力発電所に対して活断層直下にあるとして事実上の運転禁止を課した国が他に存在するのか。いやないだろう。それほど此度の判断は異質である。これが国策ならば国際調査をしていないわけがない。もし世界に一つでもそのような事例があるならばその事例を述べてみよ。その事例がないまたは分からない場合なぜ他国はそのような判断を下さないのか考察して述べてみよ。</p>
0904E005	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18 ページの 8 行「露頭観察」は「露頭の肉眼観察」のほうがよい。 ・ 20 ページの 6 行「ボーリングコアの観察」は「ボーリングコアの肉眼観察」のほうがよい。 ・ 20 ページの 13 行「露頭の観察」は「露頭の肉眼観察」のほうがよい。
0904E006	<p>20 ページの 17 行「申請者は、」は削除したほうがよい。19 ページの本文の最下行の 6 行上「申請者は、」と重複するから。</p>
0905E001	<p>K 断層の活動性が否定できないという結論には反対です。</p> <p>原子力規制委員会では、5 層下部が 5 層上部の堆積した 10 万年前前後に再堆積したことが否定できず、12？13 万年前より新しい可能性がある、また、3 層の光ルミネッセンス年代測定で出た 13.3 万年（誤差 0.9 万年）より古いという結果は、誤差を考慮すると 3 層が 12？13 万年前の地層であることが否定できないと論じています。</p> <p>しかし、地層年代を推定するための個別データには火山灰層の再堆積の認定や、年代測定値の誤差のように、不確かさが必ず含まれるため、科学的な年代推定をするためには、不確かさを持つ多数のデータを合わせて検討し、総合的に判断することにより実現できます。日本原電の「活動性がない」とする判断は総合的な判断として妥当と言えるのではないのでしょうか。例として、5 層下部には 12.7 万年前の火山灰が含まれ、光ルミネッセンス年代測定では 12.6 万年（誤差 0.5 万年）であり、再堆積があったとするとこの年代が再堆積の年代となります。そして、3 層と 5 層下部との間の浸食の開始は遅くとも 13 万年前で 3 層の堆積は 13 万年前以前です。12.7 万年前の火山灰層はこの不整合面の上に堆積しており、3 層を 13.3 万年（誤差 0.9 万年）より古いとする年代測定結果は、光ルミネッセンス年代測定による測定限界より古いことを表しており、誤差は年代の不確かではないと思料します。</p> <p>以上より、規制委員会の審査で個別データに含まれる正負の不確かさのどちらか一方だけを採用して活動性がある可能性を否定できないというのは、科学的な議論ではなく、日本原電の主張を退けるための論法ではないのでしょうか。設置許可基準規則第 3 条第 3 項に関わる検討では、可能性が否定できないならずすべてが疑わしく危険という判断となっていますが、この姿勢には疑問を呈したいです。追加調査を受け入れないというのも科学的に事実を追及する姿勢としてはいかがなものかと思えます。改めての追加申請の機会を日本原電に与えてはいかがでしょうか。</p>
0905E002	<p>8 月 28 日開催第 27 回原子力規制委員会の資料 1-2（概要）の 9 ページに「丸数字 3 層と丸数字 5 層との間の褐色部」についての記載があるが、審査書では、丸数字 3 層最上部と丸数字 5 層下部の褐色部についての記載があるが、それらの層の間の褐色部についての記載が漏れている。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0905E003	日本原発社は地表基礎部への理解が足りていないから、同社の原発は不合格にしたとハッキリ書けばいい。理屈並べて日本原発社の逃げ道を作らず、ストレートにハッキリと現実を突きつけなさい。東海第 2 原発も同じく地表基礎部の理解が足りていないからせつかくの防潮堤を壊してしまった。これも早く不合格の現実を突きつけなさい。
0905E004	原子力発電所の審査長期化について、敦賀の地盤脆弱性の知見不足を理由に日本原電に責任を押し付けた形だが、その状態ならば早期の結論を下せた。審査の長期化は人員及び知見不足により、日本原電が十分な根拠を説明出来ないこと、規制庁が敷地内周辺 100 以上ある断層等の再評価が必要との結論を長期間下せず先延ばしたことが原因です。 その結果、再稼働判断も廃炉判断も出来ず停滞することになり多額の経済損失がなされました。その反省と総括が必要です。
0905E005	基準等の基準以外の等についてお尋ねしたいのですが、これは具体的に何を指していますか？論文、指示文、業界標準と考えたのですが答えを書いて欲しいです。
0905E006	もしも再申請の前提である断層再評価を一切行わずに再申請したら、申請書の記載事項及び必要な書類の不備になるので、行政手続法の第七条の考えによって速やかな補正指示又は申請を拒否する構えか。
0905E007	経緯が負えない。不許可文書に書いたそれぞれの節目の説明をどの審査会合で初出したか、議論した時の情報初出元を時系列に明確化するのが重要。
0906E001	もんじゅに対しては、安全管理の不備を理由に、原子力機構には運転を安全に行う能力がないと断定し、原子力規制委員会設置法第 4 条第 2 項に基づき文部科学大臣への勧告を行い、事実上の運転資格の剥奪を強行した。しかし、敦賀発電所に対しては、審査資料を無断で書き換えたにも関わらず、原子力規制委員会設置法第 4 条第 2 項に基づく経済産業大臣への勧告を行わず、あたかも再申請を許容するかの発言をしている。審査資料の無断書き換えのほうが高不適合度が高いのにも関わらず、なぜ原子力機構に対して厳しい対応を取り、原電に対しては甘い対応をするのか。原子力機構に対する差別的な対応は金輪際辞めていただきたい。
0906E002	活断層があるのに、原発を再稼働すること自体がおかしいと思います。この度の、原子力規制委員会の英断を支持します。他の原発も即時廃炉にしていきたいと思います。地震の度に、冷や冷やしており、このままでは、日本列島は放射能列島になると思います。なぜ、こんな簡単なことが、科学的理論に基づかないと言われるのか、全く理解できません。原発推進こそが、非科学的です。
0907E001	1 2 ページの 5 行「のとおり」は「に記載のとおり」のほうがよい。
0907E002	2 1 ページの本文の最下行の 1 行上「破碎部うち」は「破碎部のうち」のほうがよい。
0907E003	p. 1 脚注 1 審査資料における 1000 箇所以上の記載の不備、ボーリング柱状図データの書換えがあったこと等から、検査のために審査を一時中断していたが、審査再開後においても調査データの取扱いが必ずしも適切に行われていなかったことを踏まえ、令和 5 年 4 月 18 日付けで申請書の補正を求める指導文書を発出。→これは明かにデータ、文書の改ざんであり、原子力を扱う企業としてあり得ない所作であった。このようなことを研究者が行った場合は、職を追われる。それを、このような軽い扱いで済ませるべきではなかった。企業倫理は、技術的能力、経理的基礎以前の問題であり、炉規制法にもその点を明記し、文書改ざんを行った事業者の申請はただちに却下する、現在稼働中のものについても許可を取り消すと行った厳しい罰則を設けるべきである
0907E004	連続性評価基準が基準やガイドに示せてないのも問題。いい加減、事業者にいちいち考えさせるんじゃないくて、おたくらが適合性確認方針を示しなよ。
0907E005	地盤調査以外の不合格理由が書いていないということは他は合格しているのですか？

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0908E001	<p><1>敦賀2号の「不合格」は当然。「K断層」は活断層であることを否定できない。</p> <p><2>敦賀2号の「不合格」は当然。原子炉から250mの位置にある「浦底断層」は「約4千年前以降に動いている活断層である」（渡辺満久さん）。</p> <p><3>日本原電に原発稼働の資格は無い。敦賀2号の審査においても多くの資料不備やデータ書き換えをしてきた。おまけに過去13年間1ワットも発電していない。敦賀2号を直ちに廃炉に。</p> <p><4>老朽原発が密集し稼働している若狭は危険である。これ以上、原発稼働を許してはいけない。</p> <p><5>行き場無かつ電気と水で冷やし続けないといけない「使用済み核燃料」をこれ以上増やしてはいけない。「核のゴミ」で末代にまで付けを残してはいけない。</p> <p><6>原発が無くても電気は足りている。13年間原発稼働ゼロの東電管内では、2年続いた猛暑も再生可能エネルギーなどでカバーできている。</p> <p><7>今年の元日に能登半島地震が起こり、8月8日に南海トラフ地震が起こり「巨大地震注意」の臨時情報が発出された。地震多発日本列島でいつ大きな地震がどこで起こるか分からない。総ての原発を止めるべきだ。</p>
0908E002	<p>原発を再稼働するための提出書類を偽造したのであれば、文書偽造の罪による刑事告訴、許可の取消や申請を認めない行政処分も視野に入れる必要があると思うがどう考えているのか。</p>
0908E003	<p>本来原発建設前に審査しなさいケナイことでは？</p>
0908E004	<p>一部の原子力規制委員会の審査官僚は、相手の主張を無視し、論点をずらして揚げ足を取ることがあり、一貫性のない主張を繰り返します。彼らは新規制基準にない要求をしたり、独自の方法を求めたりすることもあります。敦賀の審査が長期化した主な理由は難しい判断が必要だったためですが、これらの審査官僚が関与すると建設的な議論ができなくなり、審査がさらに長引く可能性があります。実際敦賀の審査に限らず、建設的な議論が出来ずに審査が停滞した事例もあります。そのため、法的・倫理的に問題がある場合や公平性・専門性を欠く場合には、申し出により独立した調査を経て担当を変更できるようにする仕組み作りを強く望んでいます。</p>
0909E001	<p>国民の安全を第一に考え、敦賀2号機は、日本原電の費用で、即時廃炉にすべき。日本原電の無意味な引き延ばしを、やめさせるように検討して下さい。ここの費用は、すべて国民が負担しているということ、肝に銘じること。</p>
0909E002	<p>発電用原子炉設置変更許可の標準処理期間は2年だが、新規制基準一括導入の許可では期間内に合否判定ができた例はほとんどない。多くは倍以上の期間を費やしている。不合格判断も遅すぎる。他の原発も期間を大幅に超過しているため、相当の期間を大幅超過した場合は不合格とするか標準処理期間を見直すべきだ。原子力規制委員会は行政手続法を軽視している。</p>
0909E003	<p>原子力規制庁は、敦賀発電所の設置許可申請において、行政手続法第10条に定める公聴会の開催等を怠り、敦賀市民と対話する機会を十分に確保していません。この決定は、単なる手続き上の問題ではなく、地域社会に深刻な影響をもたらします。敦賀地域の原子力産業は不安定化し、エネルギー供給への悪影響は避けられません。また、敦賀市民の雇用機会の喪失は、生活基盤を揺るがす事態であり、それにも関わらず敦賀市民との対話の機会を今回設けることが成されないことに厳しく抗議し、この問題の早期解決を強く求めます。</p>
0909E004	<p>原子力規制庁の職員で、活断層の判定ができる専門家はどのくらい在籍しているのでしょうか。活断層の知見を有する人が科学技術的判断に基づいて処理することが重要であり、その過程で同知見を有さない者が関与した判断は適正な判断とは言えません。そのため、今年の不許可案のとりまとめ過程に関与した原子力規制庁の事務局職員のうち、活断層に関する博士号や公的資格などを有する専門家の総数を示していただきたいです。</p>
0909E005	<p>10年以上発電できず自分でカネも稼げない原電の経理基盤の時点で不合格になるはずなのになぜ活断層があることを否定できないことのみを不合格とするのか国民の溜飲を下げた後に再申請で認可するためでないのか説明せよ</p>
0909E006	<p>22ページの19行「2号炉原子炉建屋間で」は「2号炉原子炉建屋までの間で」のほうがよい。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0909E007	原子力規制委員会の判断は独善的に傾いている疑いがあるので、第三者の意見が取り入れやすい仕組みを作って置く必要がある。活断層に関する審査ならば、最初に専門家調査団を発足して調査したように、不許可の審査結果を地震調査研究推進本部、国土地理院、日本地質学会、産業技術総合研究所、防災科学技術研究所などの第三機関の専門家にも意見を聞くプロセスがあっても良かったのでは。
0909E008	何事も YES か NO か白か黒かの両極端だと良くない。なので、附帯条件付きの許認可が出来るように法律を変えていけばいいんじゃないだろうか。今回の不合格も電力安定供給上良くないので、敦賀原発にフルパワー運転しない附帯条件を付けて再稼働させてもいい。一定の電気は生み出せるし、自然災害のリスクが軽減され処理しやすい。それに工事段階や手順の許認可でも附帯条件を付けられる制度になれば、東海原発 2 号機の防潮堤にも条件付きでの再稼働させることが出来て規制範囲もリーズナブルになってお互いメリットあり。
0909E009	日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査会合における原子力規制庁の発言はとてつもなく高圧的に感じる。審査会合などの発言による行政指導の中に威圧・差別的な指導、法令に基づかない指導、私見による指導など逸脱行為はなかったか振り返って欲しい。
0911E001	政府が代替となる評価基準を示すことなく原電の連続性評価基準が不当であると判断した場合、それは本来政府が明らかにすべき評価基準を開示しない悪しき事例になり、ひいては政府は判断基準を示すまでの専門性を有するかの疑念を持たれ、結果産学官の信頼を損なう。政府の開示原則から政府案の評価基準を示し、政府の評価基準の優位性、原電の連続性評価基準の不当性を述べ、もって産学官の信頼構築の努力が必須。
0911E002	能登半島地震により、極めて、原発は、日本の地震大国に設置は不可能だと確信致しました。何よりも核のゴミに処分先もなく、地域の環境汚染に対応できません。以上の理由により、原発の認可は中止ください。
0911E003	福島事故以前から耐震設計上考慮する断層に係る設計は安全審査で要求を受けて居た訳で、破砕帯連続性評価が不相当と判明した成れば、従前の設置を用いた過去の発電用原子炉設置許可に遡って取り消す必要が在る。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0912E001	<p>科学的、技術的な観点から順序だてて意見を述べます。</p> <p>(1)原子力規制委員会は審査の結果「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号に適合しているものとは認められない」としています。</p> <p>(2)一方、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項（許可の基準）では、「原子力規制委員会は、前条第 1 項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない」としています。</p> <p>(3)(1) で準用され、(2) で示した「第 43 条の 3 の 6 第 1 項」のうち「第 4 号」に書かれた「原子力規制委員会規則」とは「实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」のことです。その規則第 3 条第 3 項「耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」に適合しているものとは認められないと、原子力規制委員会はこの度、判断しています。</p> <p>(4)(1)の審査結果はつまり、敦賀原発 2 号機が、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号に基づく規則第 3 条第 3 項「耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」に適合しているものとは認められないことになったことを示しています。</p> <p>(5)今回、日本原電が行った変更申請の審査の結果、準用されている「第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号に適合しているものとは認められない」とするならば、技術的には、最初の設置申請で許可された「第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号」に基づいても「適合しているものとは認められない」状態になったことを物語っています。</p> <p>(6)すなわち、日本原電が、第 43 条の 3 の 6 第 1 項（許可の基準）に基づいて行った申請に対する設置許可は、「第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号に適合しているものとは認められない」となった段階で、科学的、技術的に考えた場合、その効力を失っていると考えます。</p> <p>(7)言い換えれば、敦賀原発 2 号機は、第 43 条の 3 の 6 第 1 項（許可の基準）に適合していない状態であり、設置が許可されていることは、科学的、技術的に見て、ありうるべからざることだと考えます。</p> <p>【参考】今回の日本原電が行なった変更申請における審査で準用された条文</p> <p>■原子炉等規制法（許可の基準）第 43 条の 3 の 6 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。4 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>■实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 3 条第 3 項耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>
0912E002	<p>審査行為の全てが不合格であると誤解を受ける可能性があるため、地以外の他の審査行為については判断を実施していないことを記載してはどうでしょうか。</p>
0913E001	<p>（指摘）審査書で、地質ガイドを引用する場合は、地質ガイドの第何項の規定を踏まえ、地質ガイドでは【該当部引用】と定めている、などと修正する。</p> <p>（理由）参照先であるガイドの規定の明確化。法令においては条項単位まで引用する方針と、ガイドの引用の仕方を整合性させるため。</p>
0913E002	<p>「可能性を否定できず」と事業者に「悪魔の証明」を求めることが如何に杜撰な対応か考えを改めるべし。「可能性」とはたとえ「天文学的数字」であっても否定をすることができないのが科学の常。巨大隕石によって地球が減る可能性と同じく全ての事象を否定することはできなくなる。これを安全規制に取り込むことは机上論であり、設計の破綻を意味する。とりわけ発電事業においては敦賀原発以外の全ての発電所にも事故の「可能性を否定できず」に全てを不許可とすることに繋がるが、現行の発電事業は様々な発電事業が稼働しており、「可能性を否定できず」の判断に敦賀原発と他の発電事業とでダブルスタンダードとなっている。だからこそ、「可能性を否定できず」を不許可の判断基準とするのではなく、科学的に明確な危険性を原子力規制委員会が自ら証明して、「可能性を否定できず」のロジックを用いずに、その説明責任を果たすことが重要である。終</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0913E003	<p>破砕帯とは、岩石が強い力で押しつぶされ、細かく砕かれた帯状の地域のことです。地震や地殻変動によって、地層がずれたり割れたりして形成されます。破砕帯の存在は過去に破砕帯に至るまでの強い荷重が加わった証拠のひとつです。つまり、破砕帯があることが判明した時点で、不合格しか選択肢はありませんでした。</p>
0914E001	<p>今回の決定は、抽象的で曖昧な理論に基づいており大変理不尽であると思います。問題点は、二つあると思います。まず、今回の決定に事業主体の事業者が納得していない事です。二つ目は、審判が実質一人の地震（地質）学者の方により行われている事です。その方の書かれた活断層の図面（説明図）でも断層の線が原子炉の岩盤まで繋がっていません。当該原子炉は、その新設時に一度許可されています。その事実と今回に判断では、何が新しい事実・知見があるのか審査経緯をざっと見る限り理解できません。</p>
0914E002	<p>三菱グループ内にて敦賀2号機の基本設計、耐震設計の責任者として従事していた者です。敦賀2号機の敷地内での活断層は設計当初(1980年頃)より日本原電は憂慮していて、(日本原電は当時原子力界の耐震設計について高い見識より指導的立場を保有していた。)耐震設計上最も厳しい結果となりえる建屋間(原子炉建屋・原子炉補助建屋間)の地震時相対変位による工学的安全設備配管径の破断等の対策として建屋間相対変位を30センチとする設計(通常は数センチレベル)を基本条件として設定していました。これは仮に真下に位置する断層が活断層であったとしてもプラントを安全に維持することを前提とするものでした。そのため、建屋間連絡配管の設計は大規模に普通の設計とは異なるものとなっています。この事実を踏まえての私の意見ですが、一般に許認可を得て構築した構築物に対してその後の法令の変更により大規模に取り壊しになるという前例がここに生まれていいのか、ということです。金額の問題ではありませんが、3千億を上回る大規模構築物が一部の追加情報のみで廃棄となる前例については、許認可した国側が賠償する等の必要性も生じてくるのではないのでしょうか。このケースの場合、活断層の存在で具体的にどのような事象が起こり、対策している設計のこの部分が不備である、との技術的議論が専門家のなかでなされるべきであると思います。活断層の位置とプラントの関係についても明確に定めないと、日本中の活断層が把握できている状態にない今、原発反対運動のなかで活断層が近傍にある、という理由だけで殆どの原発の稼働が困難とならないのでしょうか。以上当時苦勞した技術者としてとても心配しています。専門家・技術者の意見を伺いたいと存じます。</p>
0914E003	<p>敦賀2号の審査書案の結論 = K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断した=は正しいと思います。規制委員会が長い審査の末、ようやくこの結論を出しても、日本原電が敦賀2号を廃炉とせず、再度申請をするような姿勢を見せていることが問題だと思います。使用済核燃料も保有されています。審査に合格できなかった原発に対しては、速かに安全に廃炉作業を進めることを求めるのが規制委員会の努めではないのでしょうか。敦賀2号は、まったく発電していないこの13年間も、年間維持費を北陸電力、中部電力、関西電力の3社が出費して支えており、その費用は3社の顧客が支払っています。株主も旧大手電力会社などに限られていて、経営的に廃炉を求めるような圧力がかからないことが心配です。</p>
0914E004	<p>規制委員会の、K断層は後期更新世以降(12?13万年前以降)の活動が否定できないとの判断は適切だと思います。将来活動する可能性のある断層の真上の原発は廃炉しかありません。日本原電は改めて審査を申請する意向ですが、悪あがきはやめ、敦賀2号機の廃炉を決定すべきです。原電はこれまで申請書のデータの書き換えなど言語道断のふるまいがあり、そのような会社に原発を動かす資格はありません。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0914E005	<p>申請書によると、原子力規制委員会は「日本原電敦賀発電所2号炉が設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められない」と判断した。つまり、日本原電敦賀発電所2号炉は「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」を満足しない、ということである。根拠も含めれば、審査書は、K断層の後期更新世以降の活動と連続性を否定できないから「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」を満足しない。といている。これは論理の飛躍である。正しい論理は、K断層の後期更新世以降の活動と連続性があると判断できるから「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」を満足しない。である。「否定できない」のなら、K断層の後期更新世以降の活動と連続性を否定できないから活動と連続性について結論を得ておらず「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」を満足するかどうか結論を出せない。とすべきである。なぜなら、「活動と連続性を否定できない」とは「活動と連続性があるかもしれないし、ないかもしれない」という技術的に宙ぶらりんの状態だからである。「科学的・技術的な見地」の原則に沿えば、「適合しているとは認められない」とはせず、「適合性について判断できないので継続審査とする」とすべきである。</p>
0915E001	<p>非許可を支持します。更に、すべての原発の再稼働を非許可にするようお願いいたします。原発には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 放射性廃棄物の処分/保管方法に物理学的/地球物理学的に全く目途が付かない（再処理は放射性廃棄物の問題深刻化以外の何物でもない）、 2) 耐震性が極めて弱く、公害でしかない、 <p>という大問題があることは、本『核燃料サイクルという迷宮？核ナショナリズムがもたらしたもの』（山本 義隆, みすず書房, 2024）でも明らかです。</p>
0915E003	<p>K断層の活動性と2号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性の可能性があるという認識は妥当ですので、設置許可基準規則に適合していないという判断に賛成です。</p>
0917E001	<p>ポケモンのじわれは相手を一撃で「ひんし」にする効果がありますが、原発も「ひんし」になるからダメってことで良いですか？ダウンロードしたやつは長文難解すぎて学校の手作り教科書以上に何言ってるのか意味不明。</p>
0917E002	<p>工事計画の認可後でなければ原子力の地盤掘削工事やその準備工事を行うことができないはずなのに、許可を出さない癖に新たな追加地盤掘削工事だけ要求することも、それを真に受けて実行に移すことも不当。何の為の許可制か理解に苦しむので法と現場にあわせた現実的な判断を求める。</p>
0917E003	<p>敦賀発電所のお足元と掛けまして、新型コロナウイルスと解きます。その心は、お国が突然変異（変位）すると言い出した。さて、この新型コロナウイルスは社会全般に大きな影響を与え、数多くの尊い命が失われました。今も変異株が次々と現れ、イタチごっこの状況が続いています。それでも政府は医療、経済性、国際情勢など全体的に俯瞰し、最終的には五類移行の規制緩和に踏み切りました。一方、敦賀発電所はどうでしょうか。東日本大震災以降、原子力規制委員会は規制強化に踏み切り新規制基準を制定しました。この新規制基準に基づき、近傍の活断層の影響により敦賀発電所の地盤が変位する恐れがあるとして許可を認めないと思決定しました。しかし、実際に変位するとは断定していません。つまり、原子力規制委員会は地盤が変位するかどうかわからないのです。当然敦賀発電所の地盤の変位による実被害も確認されていません。そうであるにも関わらず、原子力規制委員会は原子力発電所の経済性、エネルギー安定供給などには目を向けず、新規制基準は更なる規制強化に乗り出し、既に原子炉の運転を許可されたはずの敦賀発電所にも遡及適用され、事実上の廃炉に追い込まれる事態となりました。新型コロナウイルスと新規制基準は、今更新しく無いにも関わらず未だに「新」が付くところも共通事項です。しかし、敦賀発電所の地盤より社会全般への影響が大きい新型コロナウイルスですら、全体的な俯瞰性をもって規制緩和に乗り出すなど、両者の現在の規制の舵取りは正反対の方向に向かっています。電力業界からすれば、これは突然の出来事で理解しがたいことです。果たして原子力規制委員会の判断は、他業界の規制事情を見ても「おあとがよろしいようで」と言えるほどの妥当性はあるのでしょうか。原子力規制委員会は独善を戒めることが出来る組織であることを切に願っています。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0917E004	<p>原発を設置する地盤に関して、原子力規制委員会が定めた規則を確認すると、設置許可基準規則第3条第3項に、「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」と規定されている。今般の審査を通じて、敦賀2号機の原子炉建屋の直下には、「後期更新世以降の活動が否定できない断層」があることが詳細な科学的検証により明らかにされた。従って、敦賀2号機は設置許可基準規則に適合していないので、再稼働を認めないとする原子力規制委員会の判断は理に適っている。そもそも、敦賀2号機の原子炉建屋直下の活断層問題については2013年5月に原子力規制委員会の有識者会合が「原子炉建屋の直下に活断層が走っている可能性がある」と報告した。本来、この時点で日本原電は敦賀2号機の新規制基準適合性審査申請を行うべきでなかったし、規制委員会はその申請を受け付けるべきでなかった。有識者会合の報告を無視して、日本原電は2015年11月に同審査申請書を提出し、規制委員会はそれを受け付け、以来9年間近くの期間、規制委員会と事業者ともに多大な労力と経費を費やして審査が行われたことになった。このような国の予算と電気料金に課される経費、及び人材の無駄遣いを行ったことは反省すべきである。今回の不適合判定は、原子力規制委員会設置以来初めてということであるが、電力資本に対する弱腰の規制委員会を象徴する成り行きだと考えられる。福島第一原発事故で取り返しのつかない多大な被害をもたらしたことを反省して設置された機関であり、もっと毅然とした判断と決断を求めたい。</p>
0917E005	<p>今回の結果は我々敦賀市民にとっても大変大きな出来事です。そもそも2号建設の段階において了承を頂き建設されているものになぜ？今？駄目だと言えるのでしょうか。当時の審査はいったい何だったのでしょか。何十年も過ぎた今、今更市民として納得いかない。建設当時にも反対の意見が多くある中、十分な議論ののち建設されたと思っている。一度、原子力を受け入れた市民に国（規制委員会）はどう説明できるのか不思議である。国は、もんじゅと敦賀発電所をこの敦賀から無くすことになる。それでいいのだろうか？これだけ高度成長期に貢献してきた福井県敦賀市や敦賀市民に対し国のエネルギー自給率を考えても、地球温暖化の観点からみても今ある発電所を動かす事は、日本にとって、国民にとって大切なことだと思う。</p>
0917E007	<p>十何年以上かけて26回の審査会合しか開いてないのは怠慢。規制庁は最初から話を聞く気がない、だけど結論を先延ばしにしていた事がよく分かる。月二回ペースで会合開催できていれば2？3年以内で今と同じ土台に立てたはず。そうすれば原電側も追加調査もシームレスにできていた。ダラダラと審査して経済損失をもたらした事は国民に謝罪して欲しい。</p>
0919E001	<p>どうして岸田政権はこのタイミングで委員を交代させたのか</p>
0919E002	<p>今回問題となったK断層は、上方から俯瞰するとぐにやぐにやと蛇行して途切れ途切れになっている。</p> <p>(1) この途切れ途切れのものが破壊力を持つ活断層と断定できる科学的根拠を原子力規制委員会は持っているとの問に対してイエスかノーか。持っているならイエスと答えること。</p> <p>(2) 科学的根拠を持っているならば、その論文データなどの根拠資料を示すこと。なお、原子力規制委員会の口頭での指摘など根拠に乏しいものは認めない。</p> <p>(3) 原子力規制委員会の判断に科学的根拠がない場合、科学的根拠のない指摘に対する証明を求められる、つまり悪魔の証明にならざるを得ないが何を考えているのか。それぞれ別々に回答すること。</p>
0919E003	<p>上部の地層は過去の建設工事で掘削、除去されていると聞きました。過去の建設工事は西暦何年何月に開始し、何月に終了した何を目的とした何の建設工事ですか？建設工事をするのであれば、当選掘削時に地盤の露頭などを確認するでしょうから、その時の知見があるはずですが。建設工事の際の掘削状況に関して、当時の国、県、市はどのように関与しましたか？当時の建設調査で得たデータを当時の国、県、市から日本原子力発電に提供すれば再稼働が加速しますが、提供する意思はありますか？もし、国、県、市などが除去された上部の地層のデータを提供できないとすると、刻まれていた可能性を否定できる材料を持っていないのに廃炉を迫る行為は独裁的ではありませんか？</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0919E004	<p>7/26 の審査会合において、日本原電は、これまでの敦賀 2 号機原子炉建屋近傍にある K 断層の活動性に関するデータについて追加調査も含めて拡充し、まとまった時点での再審査を要望していた。また、8/2 の原子力規制委員会臨時会合でも日本原電は同様の追加調査による再補正提出を要望していた。これに対して原子力規制委員会は、事業者の追加調査の申し出を拒み、現時点での補正書の内容で判断するとし、8/2 の原子力規制委員会臨時会合の日本原電退席後に審査打ち切りの判断を下し、8/28 の規制委員会にて敦賀 2 号機の再稼働の前提となる審査を不合格とした審査書案を取りまとめた。この一連の経緯からも明らかなように、原子力規制委員会は、日本原電がこれまでのデータを追加調査により更に拡充して再補正すると言っているにもかかわらず、その要請を断ち切って審査不合格の結論を出すのは拙速すぎるのではないかと。特に、本審査では、審査の大半を活断層の有無の評価と直接的に関係のないデータの誤記問題に費やして事業者を糾弾し、本質的な活断層の有無の議論が始まったら、事業者との議論もかみ合わないままに審議を打ち切り、審査不合格の審査書を取りまとめているのは議論不十分といわざるを得ない。敦賀 2 号機の活断層問題については、国内外の地質学の著名な専門家からも活断層を否定する意見が出ていることは周知の事実である。今回の審査書については、原子力規制委員会の地質学が専門である石渡委員が主導して取りまとめたものであるが、今回のような事業者の財産権にも関わる審査不合格という重要な判断については、一専門家の独断的判断ではなく、多くの専門家の意見も聴取して丁寧で公正な議論による判断が必要と考える。</p>
0920E001	<p>背景 1: IAEA のガイドラインにおける変位する地盤への原子炉の設置 IAEA のガイドラインでは、変位する地盤への原子炉の設置を全面的に禁じているわけではない。しかし、地盤の変位が原子炉の安全性に影響を与えないように、厳格な評価と対策を求めている。具体的には、詳細な地盤調査、設計基準の設定、モニタリングとメンテナンス、緊急時対応計画などが含まれている。</p> <p>背景 2: 日本の法令における変位する地盤への原子炉の設置日本の法令では、変位する地盤への原子炉の設置を全面的に禁じている。このため、万が一地盤が変位した場合における炉心損傷対策等の議論が行われておらず、これらの対策に対する科学的な議論も施されていない。</p> <p>論点 1: 10 万年に一度程度の地盤変位のリスク 10 万年に一度程度の地盤変位のリスクは、今まで変位が生じていない箇所が新たに変位する確率とさして変わらないと考えられる。このため、万が一地盤が変位した場合の炉心損傷対策等の議論を行うことが重要である。具体的には、近傍の活断層が著しく変位し、周囲の地盤に影響を与えることを仮想的に解析することで、今まで変位が生じていない地盤に対して新たな地盤変位をさせる確率を保守的・簡易的に求める。一定以下の確率であれば追加対策は不要とし、一定程度を超える場合は地盤が変位したとしても炉心損傷等を起こさないように追加対策を求めるなどの対策を講じるべきである。</p> <p>論点 2: 現行の法令に基づく発電所全体の評価現行の法令では、敦賀発電所を含む発電所全体が不合格とせざるを得ない。しかし、万が一地盤が変位した際の規制要件を追加することなどを今一度考えるべきである。具体的には、地盤が変位するおそれがある場合は炉心損傷等に至らないように対策を講じることと、論点 1 で挙げた新たな地盤変位によって影響を及ぼさないかの検討を法令上追加することなどを考えるべきである。これにより、発電所全体の地盤対策を強化することができる上に、敦賀発電所など現状設置されている施設に対しても現実的な設計方針を立てることができる。</p>
0920E002	<p>先ほどお送りしたパブリック・コメントに誤りがありました。お手数ですが、訂正をお願いいたします。訂正箇所: 「敦賀発電所を含む発電所全体が不合格とせざるを得ない」を「現在の敦賀発電所の審議結果は不合格とせざるを得ない」に修正。補足: 意図の説明現在の法令で合格を受けた発電所まで立ち戻って不合格とする意見ではない。敦賀発電所に対しての意見。無論、合格を受けた発電所でも、今まで変位が生じていない箇所が新たに変位したとしても炉心損傷等を起こさないように追加対策を求める法令改正は更なる対策強化の観点で必要だと考えている。</p>
0920E003	<p>4 ページの 4 行「第四系の地層」は「第四系」のほうがよい。 第四系は地層の名称だから。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0922E001	<p>敦賀原発 2 号機は、原子力規制委員会は審査の結果「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号に適合しているものとは認められない」とされている。原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項（許可の基準）では、「原子力規制委員会は、前条第 1 項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない」としている。つまり、日本原電が、第 43 条の 3 の 6 第 1 項（許可の基準）に基づいて行った申請に対する設置許可は、「第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号に適合しているものとは認められない」となった段階で、その効力を失っており、敦賀原発 2 号機は、第 43 条の 3 の 6 第 1 項（許可の基準）に適合していない状態であり、設置が許可されていることは、どう見てもありえない。</p>
0922E002	<p>原子力規制委員会 宛「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出</p> <p>住所 <input type="text"/></p> <p>氏名 <input type="text"/></p> <p>連絡先 電話 <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>意見の対象となる案件 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設 意見/理由</p> <p><該当箇所> 25 頁 下から 1 から 9 行目 審査結果</p> <p><内容>規制委員会は、審査結果として「K 断層の活動性」及び「K 断層の連続性」に記載したとおり、K 断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及び K 断層は 2 号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第 3 条第 3 項に適合しているとは認められないと判断した。」を不適合理由としているが、以下の理由からその判断は不適切である。</p> <p>意見/理由 1) K 断層については、最近 12 万?13 万年間の活動性が否定できないと判断しているが、科学的な議論が尽くされたと社会が納得するのは、定量的な議論が行われた結果が妥当であるかどうかであって、数千年に 1 度起きるかどうかの地震について頻度や大きさが議論されても、今回の審査でその議論が尽くされたとは思えない。</p> <p>2) 最近の科学では地震予知はできないことが常識になりつつあるが、日本のように地震が多い国では、活断層の上に立地して地震に遭遇したとしても、原子力発電所から放射性物質が漏れないような耐震対策について十分な議論を行うべきと思われる。</p> <p>3) 敦賀 2 号機も建設準備段階から着工に至るまで、国の審査を何段階も経ており、既に数千億円の費用もかかっている。これを規制委員会の定性的な判断だけで運転を停止させるのは民主的な国ではありえない判断ではないだろうか。より工学的な議論を開かれた場所で重ねてもらいたい。</p>
0922E003	<p>該当箇所 II 3. K 断層の活動性 (5?12 頁) 規制委員会は、申請者・原電による地質構成や各地層と K 断層の関係などの調査結果を、地質ガイドにもとづいて綿密に科学的に検証して、「K 断層が明確な証拠によって後期更新世以降に堆積した地層であることが否定できていない」ことを明らかにしている。従って、規制委員会による「K 断層は後期更新世以降(12?13 万年前以降)の活動が否定できない」とする判断には、科学的合理性が認められる。</p>
0922E004	<p>対象箇所: II 4. K 断層の連続性 (15?25 頁) 規制委員会は申請者・原電によるピット調査やボーリング調査の結果を綿密に科学的に検証して、原電による「K 断層が D-1 破碎帯を含む重要施設直下のいずれの破碎帯とも連続していない」との評価は、安全側に行われているとはいえないことを明確にしている。ここで、重要なことは、直下型地震により引き起こされる原発事故の甚大さを考慮すると、活断層調査データを安全側に評価を行うことである。原電自身による評価においては、原子力安全を確保する上で必須であるこの重要点を欠いている。以上より、「K 断層の連続性の評価について、K 断層の連続性が否定できない」とする規制委員会の判断には、科学的合理性が認められる。</p>
0923E001	<p>敦賀原発の直下に活断層があると判断されたこと、評価します。原発と人間は共存できないこと、規制委員会で議論してほしいです。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0923E002	敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（案）を拝読しましたが、K断層の分布と性状を科学的に一つ一つ丁寧に考察しており、「本申請は、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に適合しているものとは認められない」という結論は真つ当なものであると考えます。
0923E004	「審査結果」の「適合しているものとは認められない」との結論を支持します。この審査書案は結論を変更せず、このまま確定させて下さい。検査を挟みつつの長期間の審査、お疲れ様でした。この意見は私個人のものであり、他の如何なる組織・個人とも関係のないこととお断りしておきます。
0923E006	「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に関して科学的に厳正な検証をもとに導かれたものであり、極めて妥当であります。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求めます。次世代のためにも現役世代のためにもどうかご決断をお願いします。
0923E007	審査書(案)全般について設置許可基準規則第3条3の解釈には、「「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降(約12?13万年以降)の活動が否定できない断層等とする。」と記されている。しかし、ここで後期更新世以降と決めている科学的根拠が不明であり、その設定理由を明らかにして頂きたい。強い地震に見舞われるおそれのある地域に原発を多数設置しているわが国では、福島第一原発事故等の教訓を踏まえて、原発の耐震安全性をできる限り強化することが重要である。そのためにも、「将来活動する可能性のある断層等」を定める際には、後期更新世以降よりもさらに遡って、年代枠を拡げるべきである。具体的には、国土地理院が定めている活断層(数十万年前以降に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層)を対象とすることを求める。(注記) 政府機関である国土地理院の活断層の定義:「断層」のうち、特に数十万年前以降に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層のことを「活断層」と呼んでいます(第四紀(260万年前以後)中に活動した証拠のある断層すべてを「活断層」と呼ぶこともあります)。出処: 活断層とは何か 国土地理院 (gsi.go.jp)
0924E001	日本原電は審査中に、活断層を判断することに影響する地層についての記録を原電の都合が良いように無断で書き換えて提出しました、原子力規制委員会からそれを指摘されなければ、そのままにしてください。このような不正行為は、原発事業者としての信頼をまったく欠いていますし、恐怖を感じます。ずっと前に審査を打ち切るべきでした。福島の事故がある前は原発関係者以外は危険でないと信じたい気持ちだけで、いたと思います。しかし地震ですでに壊れ、津波も来て、想像できない被害が出ること、その場所に永遠に住めなくなったという前例はくつがえりません。火事や洪水、雹などの災害も加わる可能性が大きいです。事故は2つ以上の偶然で起こるものです。この国の中で安全に住める場所を一か所でも多く確保するために、廃炉にするようにご尽力ください。
0924E002	耐用年数を過ぎた原発は廃炉にするべきです。万が一建物にガタが来て事故が起きた際の環境、人命へのリスクの高さ、またそうならないための補修等にいくらかかるのか、金銭的なリスクも考えると、廃炉一択と考えます。
0924E003	敦賀原発を稼働させず廃炉にするよう求めます。規制委員会で決まったように「原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に適合しているものとは認められない」のならば、もうそれは稼働してはいけません。国民、国土の安全を優先しないことになれば、それこそが国を誤ることになることを、私たちは2011年に思い知ったはずですが、もし新しい技術や知見から、これまでわからなかった危険がわかったならば、それを活かすことこそが、規制委員会に求められています。そして2011年3月の、今年元旦の地震からあり得ること、すべきことを委員会は正面から見据えてください。
0924E004	1. K断層の活動性、連続性の明示に至っておらず、複数データでの総合判断とはなっていない手法で、現状をもって、科学的・技術的判断とは言えないのではないか。 2. 事業者側からの追加調査結果を踏まえ、不適合と取り纏めることは、あまりに拙速で、審査運営上、不適切である。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0924E005	<p>1. 審査プロセスに対する意見</p> <p>（1）事業者とのコミュニケーション</p> <p>事業者と規制側は、原子力安全を向上させる目的に対し、相互に最善を尽くすことが重要と考えられる。その意味で、事業者からの「見解を述べたい」「追加調査したい」との発言に対し、一方的に審査を打ち切ったことは、真に原子力安全につながるものとは思えず、期限ありきの拙速な審査の進め方であったのではないかと考える。改めて、事業者と規制側がお互いを尊重した対応をはかるべきと考える。</p> <p>（2）国民理解の醸成不足</p> <p>世界的なエネルギー価格の高騰や、エネルギーセキュリティ向上の観点を踏まえると、我が国における原子力発電の価値は相対的に高まっていると言える。このような中、国民にとってマイナスキャンペーンとなる審査の遅延や、実質的に再稼働を認めないとする判断は、果たして国民利益につながるものとなっているだろうか。今一度、国民を置き去りにしない、規制側の丁寧な説明が求められるのではないかと考える。</p> <p>2. その他意見</p> <p>（1）新規制基準適合性審査の期間短縮</p> <p>原子力規制委員会の使命は、原子力発電所の安全性を高めて活用することにある。東日本大震災以降、原子力規制が大幅に強化されたことは、原子力を推進していくために必要であったと考える一方、10年以上の月日が経過したにも関わらず、再稼働を果たしたプラントはわずか10基程度である。この間、国内における多くのサプライチェーンは疲弊し、存続が危ぶまれる産業に陥っていることはもとより、高い技術力を備えた原子力人材が失われ、その技術力を維持・継承する場も失われ続けている現状にある。このことが、ひいては国益を失っていることに外ならず、すべてのプラントに対する審査を抜本的に見直し、審査期間の短縮をはかっていく必要があるのではないかと考える。</p>
0924E007	< あいうえお
0924E008	<p>「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に関して科学的に厳正な検証をもとに導かれたものであり、極めて妥当である。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求める。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0924E009	<p>意見の対象となる案件 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案 意見/理由等 今般の敦賀発電所2号炉の規制基準適合性審査書案に対し、下記のとおり審査書外の「審査プロセス」に対する意見を提出するものとしたい。</p> <p>〈内 容〉 意見 1 〈該当箇所〉 全般 【審査会合における規制側と事業者とのコミュニケーションについて】 審査会合における規制側と事業者のコミュニケーションや審査の進め方に問題があると認識しており、事業者からの意見や申し出に対して、議論を十分に深めることを行わず、議論を一方向的に終結する場面があったものと認識する。 適切かつ公正・中立な審査を行うためには「事業者と規制側は、対等な立場」にあることが必要不可欠と認識するが、今般の審査会合を見る限り、決して対等な立場での議論展開とは言い難い場面が多く見受けられた。 更に石渡委員の退任までに審査を決着させるべく、事業者に対してコメント回答を急がせた姿勢は「なにものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」という原子力規制委員会の活動原則から大きく外れている。このような審査会合の中で進められた今般の審査書案は妥当なものであるとは言えないのではないか。</p> <p>意見 2 〈該当箇所〉 P. 2 【第三者の専門家など国内外からの意見聴取の必要性について】 原子力規制委員会の活動原則では、（3）透明で開かれた組織として、『意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、【国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める】』と記載されている。また、審査書案2ページの「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」の項目にも、「広く第三者の専門家の評価を受けることによって調査結果の信頼性と精度が向上する」とある。 例えば、「敦賀発電所における破碎帯に関する日本原電の報告書（2013年7月）に対する国際レビュー」では、活断層ではないことが報告されている。したがって、今般、審査書案に対して、パブリックコメントは実施されているが、原子力規制委員会の活動原則や審査ガイドに従い、広く第三者の専門家の評価も踏まえうえて、審査書案をとりまとめるべきであり、本審査書案は的確な内容とはいえないのではないか。</p> <p>以 上</p>
0924E010	<p>1 「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に関して科学的に厳正な検証をもとに導かれたものであり、極めて妥当である。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求める。</p>
0924E012	<p>日本原電は、審査中に活断層の判断に影響を与える地層の観察記録を、自らの主張に都合が良いように無断で書き換えて提出した。 2020年2月7日、原子力規制委員会からそれを指摘され、修正を行い再提出した。 このような不正な行うということは、原子力発電の事業者として安全に発電事業を進める資格に欠けていると言わざるを得ないが、本来、規制委員会はこの時点で審査自体を打ち切るべきであった。 今後、原電が再審査の請求を出すと見られているが、審査書が決定されたら、規制委員会としては、「再審査請求を出されても、受け付けない」ということを、日本原電に言うべきと考える。</p>
0924E013	<p>福井県の住民です。敦賀2号機は原子炉建屋直下に活断層がある恐れが否定できないとする原子力規制委員会の審査結果を尊重してください。活断層の連動が引き起こす破壊力は予想を超えて建物に損害をあたえることを能登の地震が証明してくれました。地震の活動期に、慎重にも慎重に検討しなければならない原子力発電所を、この審査結果すら尊重しないで動かすなどあってはならないと思います。もう311のようなことはあってはならないので、日本原電は、潔い撤退をしてください。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0925E001	<p>「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に関して科学的に厳正な検証をもとに導かれたものであり、極めて妥当である。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉をすることを求める。</p> <p>日本原電は審査中に、活断層判断に影響する地層の観察記録を自らの主張に都合が良いように無断で書き換えて提出し、2020年2月7日に原子力規制委員会からそれを指摘されて、修正を行い再提出した。このような不正行為は、原発事業者として本来備えねばならない厳正な品質保証を欠いていることの証拠であり、規制委員会はこの時点で審査自体を打ち切るべきであった。</p> <p>2024年1月の能登半島地震では、活断層の連動がこれまでの想定を大きく上回る規模で生じた事実があり、活断層の連動問題は、その評価手法の精度検証も含めて重要である。原発は事故を起こすと、広域に国土を放射能汚染し人が棲めなくなり、強制移住を強いられる。原発は決して事故を起こしてはいけない装置です。安全第一。原発を廃炉にするのが最も優れた対策です。</p>
0925E002	<p>敦賀発電所です。運転員として今回の決定に反対します。</p>
0925E003	<p>「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」との審査結果は、科学的に厳正な検証の結果であり、妥当である。また、審査中に日本原電が提出書類の内容を無断で書き換えていたことが発覚しており、そうした事業者が過酷事故発生リスクを有する原発を設置、運転する事業者としての資格を有するとは考えられないことも付記する。さかのぼれば、2013年5月に有識者会合が「原子炉建屋の直下に活断層が走っている可能性がある」と報告しているのであり、それを無視した審査申請を受けて9年近くも多大な労力と経費を費やして審査が行われてきた。日本原電は再申請するとも報じられているが、今回の審査結果を覆すに足る新たな科学的知見が得られた場合以外は、同じ無為の時間と費用を費やすべきでないことも指摘する。</p>
0925E004	<p>原子力規制委員会の、「K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断した」という審査結果は妥当なものであると考えます。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉をすることを求めます。日本原電は再度申請を行う意向と報じられているが、仮に同様の申請があった場合は、新たな科学的知見がない限り、原子力規制委員会は速やかに申請を退けるか、申請を受理すべきではないと考えます。</p> <p>なぜならば、日本原電は審査中に、活断層判断に影響する地層の観察記録を自らの主張に都合が良いように無断で書き換えて提出し、2020年2月7日に原子力規制委員会からそれを指摘されて、修正を行い再提出した。このような不正行為は、原発事業者として本来備えねばならない厳正な品質保証を欠いていることは誰の目にも明らかで、規制委員会はこの時点で審査自体を打ち切るべきであった。</p> <p>これ以上多大な労力と経費を費やして審査をすることの意味が見出されない。廃炉命令を下すこと切に願います。</p>
0925E006	<p>該当条項： III 審査結果</p> <p>敦賀2号機は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」に適合しているものとは認められないとする原子力規制委員会の判断は、科学的及び法規的に当を得たものである。</p> <p>その理由は以下のとおりである。</p> <p>K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと、及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できないことが、審査を通じて科学的に明らかにされた。これにより、敦賀2号機は法律に規定された原子力規制委員会規則、すなわち設置許可基準規則の第3条3「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」に適合していないことが明白である。</p> <p>（注記）同規則の第3条の解釈の第3条（設計基準対象施設の地盤）の3に、「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう、と明示されている。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0925E007	<p>敦賀 2 号機の原子炉建屋直下の活断層問題については、2013 年 5 月に原子力規制委員会の有識者会合が「原子炉建屋直下に活断層が走っている可能性がある」と報告した。</p> <p>本来、この時点で日本原電は、敦賀 2 号機の新規制基準適合性審査申請を行うべきでなかったが、有識者会合の報告を無視し、申請書を活断層判断に影響する地層の観察記録を自らの主張に都合がよいように書き換えるなどして提出した。</p> <p>しかし、2020 年 2 月 7 日に原子力規制委員会からそれを指摘され、修正を行い再提出している。</p> <p>このような不正行為は、原発事業者として本来、備えなければならない厳正な品質保証を欠いていることの証左であり、規制委員会はこの時点で審査自体を打ち切るべきであった。以来、約 9 年間、規制委員会と事業者ともに多大な労力と経費を費やして審査が行われたこととなる。このように国家予算と電気料金に課される経費及び人材の無駄遣いを行ったことを規制委員会と事業者は、真摯に反省すべきである。</p>
0925E008	<p>対象条項： 審査書(案) 全般</p> <p>今回の審査結果は、「2 号機原子炉建屋の直下にある断層が活断層である可能性が否定できないはないとする」ことが科学的に厳正に検証して判断されたものであり、地震時の原発の安全性に懸念を抱いてきた私は高く評価する。</p> <p>今回の審査のやり方に関して、報道機関の中には「規制委と事務局の原子力規制庁は「可能性が否定しきれない」との論法を駆使することで日本原電の主張を退けてきた感がある。「悪魔の証明」と言われる弁論手段を工学の世界に持ち込むのは極めて不適切だ。」として、原子力規制委員会と原子力規制庁を批判する意見を表明した（産経新聞「主張」2024 年 7 月 17 日）。</p> <p>このような批判こそ、審査における綿密な科学的検証内容を無視した根拠なき暴言である。規制委員会には、このような暴言にとらわれることなく、引き続き科学的厳正さを貫く審査を要望する。</p>
0925E009	<p>III 審査結果に関して</p> <p>審査結果は科学的にも極めて妥当な判断であり、日本原電には敦賀原発 2 号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求めます。</p> <p>原子力規制委員会は、今後日本原電が敦賀原発 2 号機の再申請を行う場合、適合と認め得る新たな科学的知見がない限り、速やかに申請を受理しないか、申請を退けるよう要望します。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0925E010	<p>委員就任会見を拝見しました。会見で長崎、山岡両委員から審査期間を示すことは原子力規制委員会から国民への約束になるから、審査期間を示すやり方は、決して適切でない。安易に期間を見通すのは、逆に無責任との発言がありました。私は両委員の発言こそ無責任だと感じました。審査期間を示すことは行政手続法第六条のとおり、全ての行政庁に対して標準処理期間を定め、公にしなければならないと法律で規定しており、国民への約束事項として求められています。むしろ、期間を示さないことが不適切です。実際に原子力規制委員会も行政庁の一つであり、今回の敦賀二号の原子炉設置変更許可であれば、その標準処理期間は二年と、原子力規制委員会自らが定めているにも関わらず、敦賀二号やそれ以外の再稼働の審査でここまで判断に時間がかかっていることに問題があると考えています。審査期間が見通せないのであれば、本来安易に使うべきではないですが、標準処理期間を「申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない」とする選択肢もあったはずですが。そうであるにも関わらず、原子力規制委員会ご自身が二年の定めを据え置きにして、それを改正することなく標準処理期間を何倍にも超えてもなお、その先の審査期限を見通さなかったことは行政手続法を軽視していることに他ならず、たとえ電力会社側に責任があろうとも、その処分の判断を先送りにした問題があります。そんな事を理解せず、安易に期間を見通すのは無責任と言うのは辞めていただきたいです。両委員には今一度考えを改めた上で、原子力規制委員会として審査を長期化させないために電力会社や原子力規制庁に不備がある場合に指導措置を講ずることや、例として二年経過後、一年ごとに審査を継続するか打ち切るか検討の場を設け、地盤の審査など審査項目単位での審査進捗が見られない場合は原則として審査を打ち切り、不許可とするなど、電力会社の責任による不備で長期化した審査案件を打ち切るための判断指標を、両委員主導で検討し直す必要があるのではないのでしょうか。この件は長崎、山岡両委員以外の原子力規制委員会委員や原子力規制庁職員からの回答ではなく、長崎、山岡両委員からの回答を希望します。</p> <p>また、石渡委員の退任会見で、最初の判断ではこれは活動性があると認められていた敷地内の重要施設の直下を通る断層が、実は活動性がないということをし、きちんと新しくデータを出して証明された例という話を挙げていました。これらについていくつか質問します。</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）証明された例はどの発電所敷地内の重要施設についての話ですか？ （二）どのようなデータを提出して証明しましたか？ （三）敦賀発電所ではこれまでに証明された例と同じようなデータを提出してきましたか？ （四）もし同じようなデータを提出している場合、証明された例と敦賀発電所で違うところ、足りないところ、ダメなところは何か？ （五）今後、敦賀発電所の再申請があった際に、石渡委員が外部有識者として議論に参加し、同じ目線で審査する選択肢はあるのでしょうか？ <p>これらについて石渡委員からの回答を希望します。</p>
0925E011	<p>日本原子力発電株式会社敦賀発電所は再稼働しないで欲しい。2024 年元日の能登大地震で、志賀原発がメルトダウンしなかったのは僥倖だけだと思う。原発は再稼働しない。日本のどこにも原発は要らないです。</p>
0925E012	<p>日本原電の経営方針を改める時期です。原発を稼働する資質に欠けるのは、経営ありきの姿勢です。原子力の専門家として、廃炉カンパニーへと脱却する以外、日本原電の経営健全化はないでしょう。その上で、敦賀原発は早く廃炉を決断し、敷地内にある使用済み核燃料が、地震・津波にあっても外部への漏洩がなく、現場の職員を被曝させないような管理の仕方（緊急時の持ち出しが可能な乾式貯蔵に変更）を進め、行き場のない使用済み核燃料の長期保管方法を確立すべきです。活断層に関しては、敷地内にあれば、即時廃炉が当然ですし、外部電源を喪失・過酷事故に陥らないためには、供給される送電線・鉄塔のある場所も含め、地震リスクがある場合は、稼働ができないよう審査の厳格化が必要です。福島第一原発の過酷事故により、未だ放射性物質が地下にも大気にも海にも垂れ流されています。事故後に提言された規制のあり方が、どんどん劣化していることが、とても危険です。いつ、同じような事故が起きてもおかしくない、日本の状況です。</p>
0925E013	<p>原子炉建屋直下に活断層が通る可能性がある、として基準に適合しない。と規制庁の判断が出た。なぜそこで廃炉にならずに、その活断層の上にある敷地で再審査が可能なのかまったくわからなかった。再審査自体意味不明。廃炉にさせて下さい。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0925E014	規制委員会の審査案は適切だと思います。敦賀原発の下に活断層があることがはっきりしている以上不合格は当然です。日本原電に原発稼働の資格はありません。これまでもデータ書き換えなどの不正を行っています。東海第二の防潮堤工事にも不備が判明しました。地震の国に原発は危険です。行く場がない核廃棄物をこれ以上増やさないためにも原発はやめるべきです。
0925E015	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第4号関連とのことなので、地震関連以外の申請項目についても審査書（案）で記載の必要あり。
0925E016	敦賀2号機の原子炉建屋直下の活断層問題については、2013年5月に原子力規制委員会の有識者会合が「原子炉建屋の直下に活断層が走っている可能性がある」と報告しています。本来、この時点で日本原電は敦賀2号機の新規制基準適合性審査申請を行うべきでなかったと思います。また原子力規制委員会は、その申請を受け付けるべきでなかったと思います。しかし日本原電は、有識者会合の報告を無視し、2015年11月に同審査申請書を提出しましたが、その内容は、活断層判断に影響する地層の観察記録を自らの主張に都合が良いように無断で書き換えたりし、2020年2月に原子力規制委員会からそれを指摘されて、修正を行い再提出した経緯もあります。このような不正行為は、原発事業者として本来備えねばならない厳正な品質保証を欠いていることの証拠であり、この時点で原子力規制委員会は、審査自体を打ち切るべきでした。以来9年近くの期間、原子力規制委員会と日本原電ともに多大な労力と経費を費やして審査が行われ続けたのは問題だと思います。今回の「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に関して科学的に厳正な検証をもとに導かれたものであり、極めて妥当です。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求めるとともに、日本原電が、この上審査を申し出たとしても受け付けないよう強く求めます。
0925E017	日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第4号関連 上記の最終25頁にきちんと説明された審査経過を踏まえて審査結果が出ていることを確認し、異論はありません。なぜ、さらにパブリックコメントを求めておられる事に、むしろ疑問を持ちますことをお伝えします。審査の過程に地域の住民をはじめ国民にそれをお聞きになって、異論があれば検討をしてそれも踏まえて審査をなさいますように提言いたします。
0925E019	K断層について、「後期更新世以降の活動が否定できない」「2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できない」との認定は妥当であり、「設置許可基準規則第3条第3項不適合」との判断は当然のことと思います。
0925E020	原発を設置する地盤に関して、原子力規制委員会が定めた規則を確認すると、設置許可基準規則第3条第3項に、「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」と規定されている。その解釈として以下が明示されている。「第3条第3項に規定する「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。（中略）なお、上記の「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降（約12~13万年前以降）の活動が否定できない断層とする。（後略）」今般の審査を通じて、敦賀2号機の原子炉建屋の直下には、「後期更新世以降の活動が否定できない断層」があることが詳細な科学的検証により明らかにされた。従って、敦賀2号機は設置許可基準規則に適合していないので、再稼働を認めないとする原子力規制委員会の判断は理に適っている。
0925E021	原子力規制委員会の「設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断した」という審査結果は妥当なものであり、活断層直下の原発の再稼働はあり得ないことを明快に否定すべきである。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0926E001	<p>敦賀発電所 2 号炉の再申請が予定されているとのことですが、日本経済への影響を考慮する必要があります。日本原電が多額の資金を投入し続けることは、最終的に日本経済の崩壊を招く恐れがあります。特に、敦賀 2 号機は新規規制基準に適合していないとされ、再稼働の見通しが立たない状況です。</p> <p>日本原電は、敦賀 2 号機の再稼働に向けて安全対策工事を進めていますが、その費用は膨大であり、既に多額の費用が投入されています。このような巨額の投資が続くと、企業の経理的基礎を越え、日本経済全体に悪影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>例えば、ギリシャの経済危機では、政府が巨額の債務を抱えた結果、国家全体が財政破綻に陥りました。また、アメリカのエネルギー企業エンロンも、過剰な投資と不正会計により破綻し、多くの投資家や関連企業に甚大な影響を与えました。</p> <p>したがって、安全対策工事に使用できる費用の上限を設け、原子力への巨額投資の影響から人を守るための行動をとるべきです。この上限を超えた場合は、一企業の経理的基礎を越えていると判断し、許可を見送り廃止措置を指示すべきです。</p>
0926E002	<p>受付番号 19802420600000111 にて提出した内容について、訂正があるため本パブコメに差し替えをお願いします。</p> <p>意見の対象となる案件 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案</p> <p>意見/理由等 今般の敦賀発電所 2 号炉の規制基準適合性審査書案に対し、下記のとおり審査書外の「審査プロセス」に対する意見を提出するものとしたい。 〈内 容〉</p> <p>意見 1 〈該当箇所〉 全般 【審査会合における規制側と事業者とのコミュニケーションについて】 審査会合における規制側と事業者のコミュニケーションや審査の進め方に問題があると認識しており、事業者からの意見や申し出に対して、議論を十分に深めることを行わず、議論を一方向的に終結する場面があったものと認識する。適切かつ公正・中立な審査を行うためには「事業者と規制側は、対等な立場」にあることが必要不可欠と認識するが、今般の審査会合を見る限り、決して対等な立場での議論展開とは言い難い場面が多く見受けられた。このような審査会合の中で進められた今般の審査書案は妥当なものとは言えないのではないかと。</p> <p>意見 2 〈該当箇所〉 P. 2 【第三者の専門家など国内外からの意見聴取の必要性について】 原子力規制委員会の活動原則では、（3）透明で開かれた組織として、『意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、【国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める】』と記載されている。また、審査書案 2 ページの「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」の項目にも、「広く第三者の専門家の評価を受けることによって調査結果の信頼性と精度が向上する」とある。 例えば、「敦賀発電所における破砕帯に関する日本原電の報告書（2013 年 7 月）に対する国際レビュー」では、活断層ではないことが報告されている。したがって、今般、審査書案に対して、パブリックコメントは実施されているが、原子力規制委員会の活動原則や審査ガイドに従い、広く第三者の専門家の評価も踏まえううえで、審査書案をとりまとめるべきであり、本審査書案は的確な内容とはいえないのではないかと。以上</p>
0926E003	<p>「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に関して科学的に厳正な検証をもとに導かれたものであり、極めて妥当である。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀 2 号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求める。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0926E004	<p>水前寺清子の「敦賀とてもすきすき」を聞いてください。敦賀市民に愛された歌です。この歌詞の中には原子力発電所もあります。それだけ地元で愛された発電所だったんです。この決定をする前にまず敦賀とてもすきすきを全員で揃って聞いてください。そして、もっと敦賀に来て、敦賀発電所だけではなく、敦賀港、気比神宮、気比の松原、色ヶ浜、赤レンガ倉庫などを巡って敦賀市民と触れ合ってください。敦賀市民がいかに原子力発電所と共に生きていたか、敦賀発電所がいかに愛されていたかが分かるはずですよ。敦賀発電所は私たちの家族も同然です。家族の命が危機に瀕している中でじっとはできません。お願いですから敦賀発電所を終わらせないでください。</p>
0926E005	<p>私たちは国民のいのちと健康を守る医師・歯科医師の団体として、日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査において「原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する原子炉等規制法第43条3の6第1項第4号に適合しているものとは認められない。」とした原子力規制委員会の審査結果を支持する。事業者の日本原電は、断層のデータや資料の誤り、無断でのデータ書き換えなど、ずさんな対応で、原子力規制委員会が何度も立ち入り検査や行政指導を繰り返すという異例の経過をたどった。ひとたび事故が起これば、命に関わる原発を扱う事業者としては、あるまじき対応で、日本原電に原発を動かす資格はない。また、敦賀発電所の敷地内や周辺に多数の断層があることが指摘されている。日本は地震大国であり、能登半島地震では想定されていなかった断層の連動した動きなどが確認されており、地震リスクは非常に高い。この原発の断層が活断層ではないと立証されない限り、運転を認めるべきではない。原子力規制委員会には、厳格な判断の下、稼働認可をしないよう強く求める。以上</p>
0926E006	<p><該当箇所> 審査書外「審査プロセスに対する意見」 <内 容></p> <p>敦賀2号機審査については、2015年11月に設置変更許可申請を提出し、審査対応を行っていたところ、2023年4月に敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性に関する部分について、補正を行う旨の指導が原子力規制委員会よりなされた。その指導に基づき、事業者は2023年8月に補正書を提出し、審査会合・現地調査を行ってきたが、2024年2月9日の審査会合で、活動性に対する規制庁からの質問に対する回答期限が2024年5月、また2024年5月31日の審査会合で、連続性に対する質問の回答期限が2024年7月までと原子力規制庁から事業者へ伝達された。</p> <p>その後も審査会合や現地調査が行われ、2024年7月26日審査会合においてK断層の活動性及び連続性について、設置許可基準規則第3条第3項に適合していると認められないとの確認結果が示され、8月2日の臨時会合では、事業者より社外技術者も加えた専門家チームで追加調査によるデータ取得と立論方法の見直しを行うことを検討している旨を説明し、「設置変更許可申請の補正書」を再補正する考えが示されたものの、原子力規制委員会は、新たな立論方法の見直しや期間について具体性に乏しいとの認識を示し、敷地内にある「K断層」の活動性及び連続性を否定できないとする原子力規制庁の確認結果に基づく審査書案を取り纏めることが決定された。</p> <p>一般的に審査会合では、規制委員会からの指摘事項を踏まえ、事業者が申請書および補正書を補足し、信頼性、説明性を充実させる観点から、必要に応じて追加調査を行うものと認識しているが、今般の敦賀2号機審査において、事業者側からの申し出のあった追加調査を認めることなく、拙速に新規基準に適合しているとは認めないとする審査書案を取りまとめることを決定したことは、不適切な進め方であったと考える。</p> <p>また、原子力規制委員会が定める敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（地質ガイド）において、基準地震動及び基準津波の策定等に関する調査にあたっては、「広く第三者の専門家の評価を受けることによって調査結果の信頼性と精度が向上する。」との記載があることを踏まえると、追加調査によるデータ取得と立論方法を見直すとした事業者の進め方は、調査結果の信頼性と精度を向上させるうえで重要なプロセスであり、事業者の追加調査の申出を認めるべきであったと考える。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0926E007	<p>・今回の審査の過程では、日本原電による断層データの「無断書き換え」や資料に多数の誤りが発覚した。また、活断層の存在自体は、長年研究者や市民から指摘されてきたことでもある。「原子炉建屋の直下に活断層があるおそれが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は至極当然のものである。</p> <p>・日本原電は再度申請を行う旨が報じられているが、仮に同様の申請があったとしても、新たな科学的知見や第三者による確かな検証、ならびに周辺自治体に止まらない市民社会に対する説明責任が果たされない限り、原子力規制委員会は申請を認めるべきではない。能登半島地震および豪雨災害の事例を見ても、「想定外」の災害に伴う人災のリスクが気候危機時代の今日では、これまで以上に増している。事業者にとって耳の痛い／都合の悪いデータや指摘を真摯に受け止め責任ある対応を果たさない限り、不可逆な被害をもたらす原発再稼働に繋がる手続きは社会的に認められるものではない。</p> <p>・日本原電には、今回の原子力規制委員会の審査結果を真摯に受け止め、敦賀 2 号機の再稼働を断念し廃炉にすることを求める。</p>
0926E008	<p><意見></p> <p>日本原子力発電株式会社には、炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に定められた基準「経理的基礎」がありません。炉規法の第 4 条（指定の規準）と第 1 4 条（許可の基準）には「経理的基礎」が定められています。ところが日本原電には、次の事実が示すように、「経理的基礎」がありません。</p> <p>○日本原電は、この 13 年半 1 kw も発電していません。○日本原電は、収入源がない中で東電や中部電力など電力五社から毎年、一千億円規模の「基本料金」を受け取り、綱渡りの経営を続けています。○東海第二の審査においては、「受電会社の資金的協力の下」、東京電力から 1400 億円、東北電力から約 300 億円（？）を東海第二発電所の安全性向上対策工事を進めてきましたが、防潮堤工事に不備が発覚しました。防潮堤に不備が無くて日本原電に「経理的基礎」が無いことは明らかでした。</p> <p>さらに再度の防潮堤工事追加費用を誰が出すのでしょうか。敦賀 2 号はもちろん「不合格」とすべきです。さらに東海第二も直ちに「不合格」とすべきです。</p> <p>【補足】 （指定の基準）第 4 条 第四条 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。 一 その事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること。（許可の基準） 第 1 4 条第十四条 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 二 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること。</p>
0926E009	<p>エネルギー・環境（GX）省の設置によって規制と推進がセットになり原子力規制委の独立性が将来失われる予定なので今のうちに敦賀原発に終止符を打つことに賛成です。独立性失う前に政府に独立性を失わせないよう勧告を出すか独立性を失う前に色々決着つけてください。</p>
0926E010	<p>「原子力規制委員会は原子炉建屋の真下の断層が将来動く可能性は否定できないとして、再稼働の前提となる審査に不合格としたことを示す審査書の案をとりまとめました……………」 これを読んで、再稼働はできない。そして廃炉になると思いました。 福島原発事故は収束していません。もし、原発事故がおきたら日本には人が住めないのではないのでしょうか。 再度申し上げます。再稼働は止めて、廃炉を求めます。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0926E011	<p>（意見 1） <該当箇所> 1 4 頁 1 9 行目、3 2 行目 <内容> 審査書の記載内容は、原電道路ピット及びふげん道路ピットにおいて、既のない地層部分からのデータ採取が、K 断層の変位・変形に関するデータ採取のために必要だが、既のないため使えないことを指摘する内容となっている。</p> <p>一方、「将来活動する可能性のある活断層等」を判定基準として、後期更新世以降（約 1 2 ~ 1 3 万年前以降）の活動が否定できない断層等とするとされているが、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約 4 0 万年前以降）まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価することが、設置許可基準規則解明別記 1 に明記されている。</p> <p>すなわち、今回の事象においても、既に除去され、現状が確認できないため、評価することができないとするのではなく、あらゆるデータを総合的に検討した上で、D-1 トレンチにおける K 断層の活動性を評価することが科学的・技術的な判断ではないのかと考える。</p> <p>（意見 2） <該当箇所> 1 0 頁 3 行目、1 1 頁 3 3 行目、1 5 頁 2 行目 <内容> D-1 トレンチに分布する地層の堆積年代において、「上載地層法」と「OSL 年代測定」の 2 つの方法で実施しているが、規制庁は年代測定の誤差をとって、活動性がある可能性を否定できないと結論づけている。</p> <p>地層の年代の特定・信頼性確保には、複数の年代分析手法に基づき、総合的に判断する必要があると考えるが、今般の審査書案のとりまとめは的確な内容といえるのか。</p> <p>（意見 3） <該当箇所> 審査書外 <内容> 規制委員会の活動原則には、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」と記載されている。原子力発電の安全性の可否を判断する地質学については、岩石学、鉱物学だけではなく、この活動原則に沿って、構造地質学・層序学、地史学など、広く第三者の専門家の意見が聞ける規制委員会の体制や運営の在り方について見直しが必要な時期がきているのではないのか。</p> <p>（意見 4） <該当箇所> 審査書外 <内容> 我が国における原子力の規制とは、原子力基本法に則った原子炉等規制法に基づき行われており、原子力規制委員会のホームページに記載のとおりである。</p> <p>しかしながら、7 月 26 日の審査会合において、事業者が追加調査をしたいとの発言に際して、以下のような発言があったことは、原子力基本法の目的である「原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、並びに学術の進歩、産業の振興及び地球温暖化の防止を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与することを目的とする」という内容からすると、適切な発言であったとは到底思えない。このような発言をした方が出した結果が、審査書案として取りまとめ手続きが進められることは不適切であり、原子力利用を安全に進めるために事業者と規制側で努力をすべきだと考えます。（審査会合内の発言抜粋）追加調査をされるのは御自由ですけれども、この判断には、それはもう、ある意味、関係がない。それはそちらで将来やられるのは御自由ですけれども、我々の判断というのは、あくまでもこの補正書の内容、そして今まで、この審査会合の中で、あるいは現地調査の中で御説明いただいた内容について判断をさせていただくということだと思いますけれども、どうですか。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0926E014	「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に関して科学的に厳正な検証をもとに導かれたものであり、極めて妥当である。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求める。
0926E015	<p>審査書（案）全般に関して</p> <p>1) 「敦賀2号機の原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は科学的に厳正な検証をもとに導かれたものであり、極めて妥当である。よって、日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求める。</p> <p>2) 日本原電は再度申請を行う意向と報じられている。しかし、日本原電は審査中に、活断層判断に影響する地層の観察記録を自らの主張に都合が良いように無断で書き換えて提出し、2020年2月に原子力規制委員会からそれを指摘されて、修正を行い再提出した。このような不正行為は、原発事業者として本来備えねばならない厳正な品質保証を欠いていることの証拠であり、規制委員会は申請を受理すべきではない。</p> <p>3) そもそも前提として活断層があると明確に分かっていない地域でも突然予期せぬ巨大地震が起きる可能性がある日本列島である。元来、日本列島に原発建設適地は無い。その上、経済性、核のゴミ問題でも、原発存在には何の合理性も無い。クリーンでもなく、気候変動に対処もできないし、不安定のため緊急時の電力供給にも資せない可能性大である。今すぐ再エネ推進策を国策として強力に推し進め、原発を全廃すべきである。</p>
0926E016	<p><該当箇所> 15頁 2行目</p> <p><内容></p> <p>「活動が否定できないと判断」との記載は、「活動が十分に否定できないと判断」に修正すべきと考える。</p> <p>「活動が否定できないと判断」との表現は、「活動がないとは言えないと判断」と読むことができ、通常の論理では「活動があると判断」と誤解を受ける可能性のある表現であると考え。おそらく、審査書案では、申請者の説明では不十分であり、活動があるかどうかは分からないが、活動を完全に否定することまではできていない、ということ表現したいと推察されるので、誤解を受けまいよう、「活動が十分に否定できないと判断」という表現が妥当と考える。</p>
0926E017	<p><該当箇所> 15頁 14行目?17行目</p> <p><内容></p> <p>a. 全体を削除することが必要。審査書案中で唯一この箇所にて「活動性を評価する地点として妥当とはいえない。」として、D-1 トレンチが活動性を評価する地点としてどうかという全体的な議論をしているが、この箇所(II3. (4) ii) は、K断層の変位・変形により活動性を評価することはできないことについて論じている章であり、K断層の変位・変形以外の指標についても含んだ活動性評価全体に対する指摘をしている a. は記載場所が不適切である。</p> <p>また、D-1 トレンチが「活動性を評価する地点として妥当とはいえない」としながら、審査書内で各評価を記載していること自体、論理矛盾を生じており、科学的論理的な表現となっていないため、削除が妥当と考える。</p>
0926E018	原子力発電所直下の地層が過去に活動していないとの証明がないとの結論のようですが、そもそも日本で過去に活動しなかったことが証明できる地層などあるのでしょうか？ 規制委員会としては現在の基準に従ってしか審査できないことは承知していますが、基準を見直すことは考えないのでしょうか？ 最近の大きな地震は、地震の可能性が高いと指摘されていない場所で起こっています。いわゆる悪魔の証明を要求するこういう基準を見直さない限り、日本で原子力発電はできません。規制委員会としてはそれで構わないのかもしれませんが、日本の国益を優先して考えるべきであり、事業者には地震が起こらないことを証明させるより、地震が発生しても被害を最小限に留める方法を考えさせるべきです。例えば東電福島原発事故は地震の被害ではなく津波による電源喪失であり、電源を高い場所に置いておけば防げた事故です。また規制委員会は細かい要求を次々と出していただけに審査を長引かせており、申請から2年以内に結論を出すという行政手続法にも違反しています。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0926E019	<p><該当箇所> 15 頁 24 行目?28 行目</p> <p><内容></p> <p>c. 全体を削除することが必要。ii はK断層の変位・変形により活動性を評価することはできないことについて論じている章だが、そのうち c. はデータ採取箇所の地形が不十分であることを論じており、K断層の変位・変形かどうかは関係なく、論点が適切とは言えず記載場所が不適である。また、c. の論旨は、既がない地層部分が、K断層に関する活動性が「ないことの証明」のために必要だが既がないため使えないことを指摘する内容となっており、科学的論理的な内容ではないため、削除が妥当と考える。</p>
0926E021	<p>審査書について科学論文を引いて細かく指摘する力はありませんが、敦賀原発2号機について、原子力規制委員会が、今回科学に基づいて不合格の結論を出したことは評価します。原子炉建屋の直下の活断層の存在は、どんなに小さい可能性であったとしても再稼働などしてはいけなはなのは当然の審査結果です。最近とても地震が多いですが、自然災害は常に「想定外」です。こんな地震大国にそもそも原発は危険すぎる施設です。福島事故の二の舞だけは絶対避けなければなりません。</p>
0926E022	<p>「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に関して科学的に厳正な検証をもとに導かれたものであり、極めて妥当である。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求める。</p>
0926E023	<p>原子力規制委員会 宛て「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する意見提出用紙</p> <p>住所 <input type="text"/></p> <p>氏名 <input type="text"/></p> <p><input type="text"/></p> <p>連絡先 電話 <input type="text"/></p> <p>メールアドレス <input type="text"/></p> <p>意見の対象となる案件 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案</p> <p>意見／理由 < 該当箇所 > 9 頁 24 行目 < 内容 > 以下の部分について誤記があるため修正が必要。 （現行記載）「詳細観察、」 （修正案）「詳細観察、」</p>
0926E024	<p>原子力規制委員会 宛て「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する意見提出用紙</p> <p>住所 <input type="text"/></p> <p>氏名 <input type="text"/></p> <p><input type="text"/></p> <p>連絡先 電話 <input type="text"/></p> <p>メールアドレス <input type="text"/></p> <p>意見の対象となる案件 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案</p> <p>意見／理由 < 該当箇所 > 15 頁 2 行目 < 内容 > 以下の部分について誤記があるため修正が必要。 （現行記載）「（12?13 万年前以降）」 （修正案）「（約 12?13 万年前以降）」</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0926E025	<p>原子力規制委員会 宛て「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する意見提出用紙</p> <p>住所 <input type="text"/></p> <p>氏名 <input type="text"/></p> <p><input type="text"/></p> <p>連絡先 電話 <input type="text"/></p> <p>メールアドレス <input type="text"/></p> <p>意見の対象となる案件 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案</p> <p>意見／理由 ＜該当箇所＞21頁 下2行目 ＜内容＞ 以下の部分について誤記があるため修正が必要。 （現行記載）「破碎部うち、」 （修正案）「破碎部のうち、」</p>
0926E026	<p>（意見1） ＜該当箇所＞14頁19行目、32行目 ＜内容＞ 審査書の記載内容は、既のない地層部分からのデータ採取が、K断層の変位・変形に関するデータ採取のために必要だが、既のないため使えないことを指摘する内容となっている。 すなわち、その地層部分があればK断層の変位・変形の有無を確認でき、評価できることが示唆されており、科学的・技術的な判断となっていないのではないかと考える。</p> <p>（意見2） ＜該当箇所＞12頁12行目 ＜内容＞ D-1 トレンチに分布する地層の堆積年代において、1層及び2層の堆積年代について、「申請者は、3層より下位の堆積層の堆積年代を評価できていないことを確認した。」とまとめているが、まさしく本事案は後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合であり、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価するために、どのような調査が必要と考えているのか。また、その調査を事業者へ提案することが審査書案を取りまとめる前に必要だったのではないか。</p> <p>＜該当箇所＞審査書外] ＜内容＞ 今回の審査書案は、「可能性がある」、「否定できていない」といった記述が目立つものであり、「悪魔の証明」と受け取らざるを得ない。信頼性、説明性を充実させるために必要な調査など、規制委員会から提示することはしないのか。</p>
0926E027	<p>そもそも敦賀原発2号機は適合していません。設置を許可している事はゆるされない事です。</p>
0926E028	<p>原子力規制委員会の、「K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断した」という審査結果はきわめて妥当です。日本原電は再度申請を行う意向と報じられていますが、仮に同様の申請があった場合であっても、原子力規制委員会は申請を受理すべきではありません。日本原電は、活断層判断に影響する地層の観察記録を自らの主張に都合が良いように無断で書き換えて提出するなど、不正行為を行い原子力事業者として信頼できません。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0926E029	<p>〔意見/理由〕 原子力規制委員会は、敦賀原発2号機について審査し、審査結果として、「K断層の活動性」及び「K断層の連続性」について、K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと、及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断したとまとめられています。</p> <p>日本原電の申請書におけるデータ書き換えや、記述間違いなどの不手際を見逃すことなく判断されたことを支持いたします。この結果に従って敦賀2号炉を廃炉にさせていただくことを強く求めます。申し遅れましたが、私は敦賀原発のUPZ区域に住むものです。能登半島地震や今回の豪雨災害のことを思うと心が痛み、原発事故から一道でも早く解放されることを望んでいます。</p> <p>美浜原発も、敦賀原発と同じように活断層に囲まれ直下に破砕帯があります。再検討を宜しくお願い致します。</p>
0926E030	<p>日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（案）に対して、貴規制委員会が行った評価を是とする立場から、このパブリックコメントを提出します。私は原子力についての知識に乏しくその関係者でもない、一、市井の私人にすぎませんが、敦賀発電所の新聞記事及貴規制委が下した評価を読ませて頂き、極めて常識的で分かりやすい判断をされたと思っています。</p> <p>K断層の評価について申請者＝原電は動く可能性が「ないと判断した」（p14）が貴委員会は「否定できないと判断」（p24）されています。この「否定できない」＝動かないかもしれないが動くかもしれない、安全側に考えればどのように判断するのが良いのか、周辺住民・国民の最終的利益、それは国益と言っても良いと思いますが、其の立場での判断は私の様な素人でも解る常識的な判断と言えるでしょう。私は難しい理論も大切ですが、なるほどと思える判断がこの場合は大変重要だと思っています。この件に関しては貴委員会の25頁にある敦賀原発2号機廃炉の判断を高く評価したいと思います。これからも国民に分かりやすく、常識的な目で見てもなるほどと思える評価をして頂きますよう要望し、私のパブコメといたします。ご苦労様でした。</p>
0926E031	<p>申請者と規制側との主張に見解の相違があるなか、申請者は第1272回審査会合（2024年7月26日）および令和6年度原子力規制委員会第24回臨時会議（2024年8月2日）において規制側の主張を一定程度受け止めつつ、追加調査や立論方法の見直しを含め検討するなど発言している。またスケジュールについては、規制側も追加調査等に年単位でのオーダーが必要な可能性を認識しているところ、申請者は2か月程度専門チームで検討したのち具体的なスケジュールを示したい旨を発言している。一方で約1か月後の審査書案は「設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断した」と結論づけている。申請者と規制側の見解が相違する際、規制側の一方的な主張により結論を急ぐことなく、双方が最新の科学的手法や調査データなどを示しながら議論することが求められるのではないかと。</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

0926E032	<p>原子力規制委員会 御中「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する意見提出</p> <p>住所 <input type="text"/></p> <p>氏名 <input type="text"/> 連絡先 電話 <input type="text"/></p> <p>メールアドレス <input type="text"/></p> <p>意見の対象となる案件 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案</p> <p><該当箇所> 1頁脚注 下から2行目から</p> <p><内容></p> <p>審査に当たっては、申請者が原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合で追加で説明した分析結果等の内容を含めて確認したとしているが、規制委員会は日本原子力発電が令和5年8月31日に提出した補正書に基づいて審査をすとして、日本原子力発電が要望した追加調査および補正申請を認めなかった。</p> <p>規制委員会は、日本原子力発電の補正申請を認めないとした理由として日本原子力発電が補正書に全て記載したと説明したためとするが、審査の議論において変更した事項や新たなデータ等は事業者がその都度補正申請を行うことは至極一般的である。</p> <p>それにもかかわらず、敦賀2号機の審査において、規制委員会が日本原子力発電の補正申請を認めなかったことは行政手続き上、不当であると考えるが規制委員会の見解を丁寧に回答していただき意見入力 内容確認 提出完了きたい。</p> <p><該当箇所> 3頁 上から7行目から</p> <p><内容></p> <p>地質ガイドでは、基準適合性の妥当性の確認に当たっては、適切な調査又はその組合せによって当該断層等の性状（位置、形状、過去の活動状況）が合理的に説明されていることとしている。日本原子力発電は、K断層の活動性・連続性を地質ガイドに沿って様々な調査結果を合理的に判断した上で結論を導いているにもかかわらず、規制委員会は日本原子力発電の判断は科学的・技術的でないとして一蹴している。</p> <p>むしろ規制委員会は、日本原子力発電の個別の調査結果の細部を取り立てて評価するなど、地質ガイドに反した評価をしていると考えるが規制委員会の見解を丁寧に回答していただきたい。</p> <p><該当箇所>5頁 上から1行目から7行目</p> <p><内容></p> <p>規制委員会は、審査書案の中で、基盤岩中の破碎部は、カタクレーサイト及び断層ガウジからなる。基盤岩中でのK断層の破碎部（カタクレーサイトを含む。）の幅は、平均71.7cm、最大355.7cmであり、破碎幅が大きな断層であることを確認したとしている。日本原子力発電は、3月22日の審査会合において、第四系に変位・変形を与えている部分に着目する必要があることから基盤岩中のガウジ、破碎部の中のガウジの部分にK断層として説明したところ、規制委員会は日本原子力発電から提出された補正書にK断層の破碎部は基盤岩中ではカタクレーサイトと断層ガウジから構成されると定義していることに執着し、定義を変えた、変えていないの議論に終始し科学的・技術的な議論を行わなかった。規制委員会が、日本原子力発電による審査会合での説明に対して、科学的・技術的な議論を行わなかった理由を丁寧に回答していただきたい。</p> <p><該当箇所>11頁 下から1から9行目</p> <p><内容></p> <p>規制委員会は、審査書案の中で、日本原子力発電によるOSL年代測定について、誤差を含めると得られた測定値の範囲が後期更新世以降（約12?13万年前以降）にかかることから、D3層が後期更新世の約12?13万年前の時代に堆積した地層とも考えられ得るとしている。科学者・技術者であれば測定や分析に誤差が生じることは当たり前のことであるが、規制委員会は日本原子力発電から提出された補正書で審査を進めることに執着して、規制委員会は日本原子力</p>
----------	--

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>発電に対して、試料の再採取・測定、複数試料の分析などを指示し、より科学的・技術的な評価・審査を行う方針をとらなかった理由を丁寧に回答していただきたい。</p> <p>以上</p>
0927E001	<p>確か日本原電株式会社は当社の敦賀発電所 2 号機使用済燃料貯蔵設備に関する報告徴収命令に関し、異議申立てをしていたと思うけどこの件とはどう関係があるのか教えてください。</p>
0927E003	<p>原子力規制委員会が断層の「活動」かつ「連続性」に着目して不合格としたことは評価するが、敦賀 2 号機をそのまま設置しつづけることの危険性を審査し、その審査結果しだいでは廃炉命令をくだすべきである。</p>
0927E004	<p>「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に関して科学的に厳正な検証をもとに導かれたものであり、極めて妥当です。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀 2 号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求めます。</p>
0927E006	<p>審査プロセスの進め方と最適策の追求（審査書外）</p> <p>今般の審査において、補正審査の質問の回答期限が突如言い渡されたことや事業者が求める追加調査を認めることなく、審査書案がとりまとめられたことは、これまでも前例がなく、一部報道であった、「委員の退任が引き金となってそのような進め方になったのではないか。」とする疑念を抱かれてもしかたのない、規制委員会に対する国民の信頼をも損ねかねない、不適切な進め方ではないか。</p> <p>また、規制側と事業者は、相互に最善を尽くす関係を構築するべきであり、調査の方法等についても、事業者の調査結果を審査するだけでなく、互いの意見を持ち合い、議論し、その最適策を追求し、両社が協力し合い、更なる原子力安全の高みを目指して進めて行くべきではないのか。</p> <p>規制委員会の運営の在り方や専門家が 1 名しか存在しない体制も含め見直しが必要となっているのではないか。</p>
0927E007	<p>（意見 1）</p> <p><該当箇所> 14 頁 19 行目、32 行目</p> <p><内容></p> <p>建設工事で土地が削られデータが不足していることを突いて、「可能性が否定しきれない」の論法を駆使することで日本原電の主張を退けてきた感がある。「悪魔の証明」といわれる弁論手法を工学の世界（原子力規制）に持ち込むのは極めて不適切ではないか。</p> <p>（意見 2）</p> <p><該当箇所> 審査書外</p> <p><内容></p> <p>事業者へ昨年 8 月 31 日の補正書提出を指示した後、本年 2 月 9 日の審査会合において、活動性のコメント回答は本年 5 月までに終わるように事業者に伝えられ、さらに、本年 5 月 31 日の審査会合において、連続性については本年 7 月までに終わるように伝えられたことは、期限ありきの拙速な審査の進め方であったのではないか。事業者の適切な準備期間の確保と事業者との十分なコミュニケーションが図れなかったのではないかと考える。</p> <p>（意見 3）</p> <p><該当箇所> 審査書外</p> <p><内容></p> <p>一般的に審査会合では、規制委員会からの指摘事項を踏まえ、事業者が申請書および補正書を補足し、信頼性、説明性を充実させる観点から、必要に応じて追加調査を行う。事業者の追加調査結果を踏まえずに、新規性基準不適合との結論を出すことがあれば、それはあまりにも不適切な進め方ではないか。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E008	<p>意見／理由 <該当箇所> 審査書外「審査プロセスに対する意見」 <内 容></p> <p>今般の敦賀2号機審査について2024年7月26日の審査会合において、「これまでの連続性に関する確認結果について、精査し必要な追加調査を行い、その結果について説明したい」という事業者の申し出について審査会合側は受け入れず、2024年8月2日の第24回原子力規制委員会臨時会議においても事業者より「社外技術者も加えた専門家チームで追加調査によるデータ取得と立論方法の見直しを行うことを検討し、設置変更許可申請の補正書を再補正したい」という申し出に対しても原子力規制委員会は、新たな立論方法の見通しや期間について具体性に乏しいとの認識を示し、敷地内にある「K断層」の活動性及び連続性を否定できないとする原子力規制庁の確認結果に基づく審査書案を取り纏めることが決定された。</p> <p>事業者が規制側の判断に対し、あらたな科学的・技術的な見地から追加調査と行うという申し出を受け入れず審査を取り纏めたことは、原子力規制委員会と事業者での議論が尽くされたとは言えないのではないかと考える。</p> <p>今回の審査は結論ありきと受け止めざるを得ない進め方であり、「規制側」と「被規制側」が、それぞれの見地から最後まで議論を尽くした上で審査書案をとりまとめるべきと考える。</p> <p>以 上</p>
0927E011	<p>2013年5月に開催された原子力規制委員会の有識者会合では、現地調査も行われたことを踏まえ「原子炉建屋直下には活断層がある可能性がある」と報告された。そもそもその時点で日本原電は新規基準適合性審査をするべきではなかった。そして、原子力規制委員会も申請を受け付けるべきではなかった。その後も日本原電は有識者会合の報告を無視し審査申請書を提出し、規制委員会もそれを受け付けた。その審査書案は断層データを自分たちの都合の良い数字に書き換えるなど多数の誤りがあり出鱈目が続いた。規制委員会は審査を中断することもあったが、書き換え修正を求めることにとどめ再提出を何度か認めた。この間の日本原電の姿勢は危険な原発を動かす事業者として不適切であった。結論を出すまでに9年間近く規制委員会は多くの人力と経費を注ぎ審査を続けた。今回の結論が出されることは2013年の時点で分かりきっていたことだった。このような無駄な時間と国の予算を費やしたことを規制委員会としても反省し、このような審査が二度となされないように反省するべきだ。原子炉直下に活断層があることは否定できないとした審査結果は、日本原電による地質調査をもとに、現地調査なども踏まえ科学的に厳正な検証をもとに行われたものであるから妥当である。この審査結果を受け敦賀2号機は再稼働せずに廃炉にすることを求める。中山規制委員会委員長は、日本原電が再度審査申請を行ったらそれを受け付けるという発言をされた。科学的に判断された審査結果に基づいて行われた今回の結果を踏まえ、新たな科学的知見がない場合は申請を受け付けるべきではない。</p>
0927E012	<p>●科学的・技術的な判断と今後の影響について</p> <p>審査書案において、断層の活動が「否定できない」や連続性の「可能性がある」となっているが、「活動がある・ない」、「連続性がある・ない」となって、初めて科学的・技術的な判断となるのではないかと考える。</p> <p>現状の内容で判断を下すとなれば、今後、再稼働や新設を行おうとする事業者にとって、不許可リスクの高い申請となり、申請自体を躊躇する要因の一つになるのではないかと考える。</p> <p>国が原子力を活用していくとする方針を掲げる中において、規制がその妨げにならないように、規制委員会と関係機関が十分に意思疎通を図り、国が目指すべき将来に向けて、必要なものは見直しを行い、歩みを進めて行くべきである。</p> <p>以 上</p>
0927E013	<p>敦賀原発2号機について、原子炉建屋の直下に活断層の存在が指摘されています。日本原電は断層データの「無断書き換え」を行い、資料に多数の誤りがあるなど、信頼できる組織ではありません。能登半島地震で明らかとなった断層の連動性の問題も十分考慮に置いて、安全側に立った審査が望まれます。日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求めます。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E014	<p>1 審査書（案）全般に関して No 意見 1</p> <p>「原子炉建屋直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に関して科学的に厳正な検証を基に出されたもので極めて妥当なものです。日本原電はこの審査結果を真摯に受け止め敦賀2号機の再稼働を断念し廃炉をすることを求めます。今回の審査の過程で日本原電は断層データの無断書き換えや資料に多数の誤りが発覚し、原子力規制委員会が審査が中断することもありました。活断層の存在は長年指摘されてきたことです。原子力規制委員会はもっと早く判断されるべきものだったと思います。日本原電は再度申請するといわれていますが、原子力規制委員会は速やかに申請を退けるか、申請を受理すべきではありません。</p>
0927E015	<p><該当箇所> 14頁19行目、32行目 <内容> 工事で土地が削られデータが不足していることを突いて、「可能性が否定しきれない」との判断は極めて不適切ではないか。規制委員会から否定しきれない根拠を示すことはしないのか。</p>
0927E016	<p>原電 敦賀の審査に関しては 2013年2月5日 https://www.jcp.or.jp/akahata/aik12/2013-02-05/2013020501_02_1.html 原子力規制庁の名雪哲夫元審議官（54）が日本原子力発電に、敦賀原発（福井県敦賀市）の活断層評価書案を漏えいしたという問題もあった</p> <p>このような不誠実な行為を行った事業者は即時審査停止とするような審査プロセスとすべきであった その後も 書面の多量な改竄をおこなった https://cnic.jp/9330</p> <p>規制委員会では これを改竄ととらえていないこと自体問題であるこのような技術的能力および倫理に欠ける企業に二度と申請させるべきではない</p>
0927E017	<p>石破総理大臣に原子力規制委員会の組織体制を抜本改革して欲しい。審査チームは揚げ足取り重箱の隅をつつくことばかりでコミュニケーションが取れない。なのに原子力規制委員会はコミュニケーションが取れていると思い込んでいる。組織体制を変えないとどうしようもない。そう望む。</p>
0927E021	<p>日本中に巨大な地震が起きても微動だにしない様な強固な地盤はありません。3.11で、国民はその事実を認識したはずですが原発事故で地球を廃墟にしまわれないためにも、全ての原発を一刻も早く廃炉にすることが必要です</p>
0927E022	<p>25頁1行目？ （意見） K断層の連続性の評価について、その評価基準において設定された数値の信頼性が確認されていないこと、最新活動ゾーンの変位センスの類似性についての評価が安全側に行われていないこと、敷地の破碎帯の連続性評価についてもその評価方法が安全側に行われていないという貴庁の指摘は重要であると思います。</p> <p>（理由） 日本原電におけるK断層の連続性の評価について矛盾した結果が出てくることは問題であるし、それはその評価基準の一体性が理解されていないからだだと思います。そのため「総合的」というようなあいまいな、自らに都合の良い判断基準になっていることは判断結果に悪影響を及ぼすと考えます。今般の能登半島地震において、新たな活断層が形成されている可能性が高い中、「万が一にも事故を起こさない」ための科学的合理的知見による「安全側」の判断がますます重要になっていると思います。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E023	今年の能登地震で明らかになった通り、大地震が起これば土地が何 m 単位で隆起したり、液状化により建物が激しく損傷したりする。日本原子力発電株式会社敦賀発電所には断層が存在する以上、大地震が起こる可能性は否定できない。従って、日本原子力発電株式会社敦賀発電所は廃炉以外に選択肢は無い。
0927E024	25 ページの理由により、敦賀原発 2 号機の直下に活断層のある可能性について理解できました。再稼働に反対致します。
0927E025	1. 「科学的・技術的」観点からの意見 ・不足部分などを突いて「可能性が否定しきれない」の論法を駆使することで「可能性がある」、「否定できていない」という判断は、「科学的・技術的判断」といえるものなのか。また、複数のデータを合わせて総合的に判断しない手法は、「科学的・技術的判断」といえるものなのでしょうか。
0927E027	30 日それもホームページに乗せるだけで国民の意見を聞いた気になってはいけない。せめて 90 日は意見提出を求めるべき。
0927E028	・審査書（案）全般に関して 意見 1 「審査不適合」との結論は妥当であり、維持すべきである。 2 日本原電が、もし再調査を実施して再申請しても、受理すべきではない。 今回の審査結果の結論は、2015 年 3 月 25 日に受理された「敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の評価書」によって、すでに示されていた。にもかかわらず、原子力規制委員会は日本原電による適合性審査の申請を受理し、その審査に 9 年間も費やした結果、有識者会合の評価書と同じ結論に至った。日本原電は「有識者会合の評価書」の結論を覆すような事実を示すことはできなかったのだ。 9 年近い審査期間で、日本原電も規制委員会も多大な労力と経費を費やし、その経費は国の予算と電気料金に課されて、電力消費者一般が負担している。このことから、2015 年の段階で日本原電の申請を受理すべきではなかったことは明らかであり、この点に関して原子力委員会は大いに反省をするべきである。 また、同じような時間と労力の浪費が繰り返されて結論が先延ばしされることがないように、日本原電から再び申請があった場合には、その時点で受理することが妥当かどうか、しっかり検討して対応するべきである。 3 日本原電が原子力発電所を運転・管理する技術的能力を十分に備えているのか、大いに疑問がある。これは審査項目には含まれていない問題であるが、原子力発電所の抱える本質的・潜在的な危険性の大きさを考えると、審査の対象とすべき問題である。スリーマイル島原発事故も、チェルノブイリ原発事故も地震や津波と無関係に起きた過酷事故であることを忘れてはいけない。 日本原電は審査の過程におけるデータの改ざんなどの行為が多々あり、このような事業者に果たして原子力発電所を運転する資格があるのか、厳しく問われるべきである。

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
0927E029	<p>おい原電お前何やってんだよお前。敦賀発電所 2 号機で地質データの無断書き換えも発覚してそりゃダメだろ原電。それは一番やっちゃいけないやつだぞ。最終的には再稼働不可になってどうするつもりだ。でも分かるよ原電。お前怖かったんだよな。今まで夢のエネルギーって言ったのに急に停止させられ、怖かったんだよな。しかもトップワン敦賀店も閉店しちゃうなんて余計に焦っちゃったよな。敦賀発電所 2 号機は長年にわたって夢のエネルギーを生み出す聖地、トップワン敦賀店は長年にわたってパチスロファンの熱気を生み出す聖地だったのにどっちもついにその幕を下ろすことに。こんな悲しいことなんてないよな、俺も敦賀産業が廃れて悲しい。原子力のエネルギーも失って、さらにトップワンも失っちゃった敦賀市の未来はまさにお先真っ暗。そりゃ街灯の電球も交換されなくなるよ。なあ原電、俺から提案がある。トップワンのパチスロファン、お前んとところで雇わないか？今俺たちはトップワンを失ったエネルギーの放出先を探しているよ。もちろん敦賀を愛し、パチスロを愛し、原子力を愛する者たちで溢れ出ている。そしての血肉は敦賀発電所で作られたといっても過言じゃない。俺の目押しだって原電の電気とトップワンがあっただけだ。だから恩義だって感じる。俺たちの有り余ったエネルギーを、原子力の再稼働のために動員するってのはどうだ？パチンコで培った技術を原電お前に使いたいんだ。そしたらさ、また敦賀発電所で電気を作って産業を回してくれよ。そしたら俺たちもそのお金でパチスロと経済を回すからさ。まずは俺から国の意見公募で、敦賀発電所の安全対応のため、ハローワークで優先的に原電を紹介され、原電が欲しい人材に育てるための職業訓練を国で推進すること、そのための交付金の交付、そして敦賀市に有望人材を集めるため、そして地域産業活性化のために、パチスロなど娯楽のサービスをたくさん増やすための交付金の交付を提案するからさ。原電からの採用の募集待ってるぜ。お願いします。採用は年齢不問未経験 OK にしてください。</p>
0927E030	<p>原電道路ピット、ふげん道路ピットなどは文書だけで何を言い表すか不明なので図を添付すると良い。</p>
0927E031	<p>地盤の変位によって原子力発電所に影響を及ぼすと考えられる実事例を示しなさい。根拠なくただ不安だから安全側で規制かけているというのは絶対あってはならない。それを続ければどのような建物でも最終的には設計が成立しなくなる。</p>
0927E032	<p>2015 年、有識者会合で、2 号炉原子炉建屋直下を通る D-1 破砕帯は後期更新世以降の活動が否定できないと結論づけられました。この時点で、審査不適合とし、日本原電の申請書を不受理とすべきでした。9 年間の引き延ばしにより、無駄な経費を使いました。電気料金に上乗せされてきました。大地震が起こる度に「想定外」と言われますが、D-1 破砕帯は 9 年間余分な歳月をかけても活動の可能性が否定できませんでした。決定を堅持し、以後の申請があっても却下すべきです。</p>
0927E033	<p>最新の科学技術を用いて審査するとか言っておいて用いている地質学ハンドブックは 2002 年版ですか？せめて最新の科学技術の情報収集のために最も新しい図書を持つとは日本原子力発電株式会社、原子力規制委員会ともに思わないんですか？そんなに日本原子力発電株式会社、原子力規制委員会の財政事情はわるいんですか？ここでは原子力規制委員会に問います。古い図書ばかりで審査してませんか？日本原子力発電株式会社は知りませんが、他の事業者は各々の情報をもって申請しますよ？それなのにあなた方は古い図書で指摘してませんか？もしそんな状況ならそんなんでも最新の科学技術を用いた審査ができていると言わないでただでさえ上から目線で怒声かけてくるくせに。古い知識で老害が騒いでいると書け。そうでないならちゃんと最新の図書を用いてください。</p>
0927E034	<p>活断層が連動して動くことが能登地震で再度確認された。原発において疑わしきものは使わないというものが絶対原則である。地震は五起こるか分らない、敦賀原発は即刻使用停止にすべきである。住民の安心・安全の確保こそ一番に優先すべき事と考えます。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E035	<p>今回原子力規制委員会が断層の「活動性」および「連続性」に着目して敦賀2号機を不合格としたことは適切である。しかし日本原電は審査中に、活断層判断に影響する地層の観察記録を自らの主張に都合が良いように無断で書き換えて提出し、2020年2月7日に原子力規制委員会からそれを指摘されて、修正を行い再提出した。このような不正行為は、原発事業者として本来備えねばならない厳正な品質保証を欠いていることの証拠であり、規制委員会はこの時点で審査自体を打ち切るべきだったのではないかと考えられる。原子炉建屋直下の活断層問題については、2013年5月に原子力規制委員会の有識者会合が「原子炉建屋の直下に活断層が走っている可能性がある」と報告した。にもかかわらず日本原電は有識者会合の報告を無視して2015年1月に同審査申請書を提出し、以来9年近くの期間、規制委員会と事業者ともに多大な労力と経費を費やして審査が行われたことになる。このような国の経費、および人的資源の浪費が行われたことは反省すべきである。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E036	<p>今般の審査書案に対して、以下の3点について意見・質問をさせていただきます。なお、令和6年8月28日に開催された「第27回原子力規制委員会」において、「今回のこの大きな判断につながった審査全体について、広い範囲での意見が寄せられることと思います。」との委員からの発言もありましたので、審査書案に限らず、審査全体に対しても意見いたします。</p> <p>1. 原子力委員会および経済産業大臣への意見聴取について今般の審査書案に対しては、「許可（合格）」ではないことから、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項に基づいた、原子力委員会への意見聴取は実施しないとされている。また、原子炉等規制法第71条第1項に基づいた、経済産業大臣への意見聴取も実施しないとされている。今般の判断は「適合していると認められない」＝「敦賀発電所2号機の再稼働を認めない審査書案」であるが、「不許可（不合格）」の審査書案においても、法律のみに捕われず、原子力規制委員会の基本原則（国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める）に則り、以下のとおり、原子力委員会および経済産業大臣への意見聴取も必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力委員会原子力委員会の「原子力利用に関する基本的考え方」（令和5年2月20日閣議決定）のうち、「2. エネルギー安定供給やカーボンニュートラルに資する安全な原子力利用を目指す」では、「既設原子力発電所の再稼働」や「安全性の効率的な確認」の記載がある。今般の審査において、その記載内容に沿った規制対応となっているか原子力委員会に確認していただく必要があるのではないかと。特に「安全性の効率的な確認」には、「規制当局と発電事業者・学協会間のコミュニケーション強化や規制当局による審査論点の明確化、発電事業者による適切な裏付けデータの提示など、審査効率化に向けて双方が必要な対応を実施すべき。」となっているが、今般の敦賀発電所2号機の審査においては、審査会合の映像や議事録を見る限りでは、規制側が一方的に事業者側に対して質問の回答期限を突如通告したり、事業者からの追加調査を認めないこと等、規制側と事業者側のコミュニケーションについて問題はなかったか、非常に疑問である。 ・経済産業大臣経済産業省 資源エネルギー庁が令和3年9月に取りまとめた「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」において、2030年の電源構成では、9,340億kWh程度のうち、原子力は20?22%（1,868億kWh?2055億kWh）を担うとされている。これには、再稼働済の12基と、設置辺境許可許可済の5基、敦賀2号機を含む新規規制基準審査中の10基の合計27基が必要であると認識している。また、令和5年7月に閣議決定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」においては「原子力の活用」が記載されている。今般の敦賀発電所2号機の審査結果（不適合）が、国の政策（エネルギー需給の見通しやGX推進戦略）にどのように影響を与えるのか、経済産業大臣に確認する必要があるのではないかと。なお、国の政策や国民生活への影響（電力需給ひっ迫や電力コストの高止まり）に原子力規制委員会は関係ない・関与しないとの立場とするのであれば、それこそ、原子力規制委員会の基本原則のうち「責任感」の放棄であると思慮する。 <p>2. 事業者との意見交換・認識共有が未完のまま審査書案を取りまとめたことについて令和6年7月26日に開催された第1272回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合における資料2-1の3-7?3-9ページに記載の令和6年6月28日第1264回審査会合確認事項において、審査チームからの確認事項に対しての回答時期が検討中となっており、規制側と事業者側の議論がまだすべてが完了していない、尽くされていないと認識している。規制側と事業者側双方が解決・納得していない状況にも関わらずとりまとめられた今般の審査書案は不十分なものであり、的確な内容とはいえないのではないかと。</p> <p>3. 再分析を実施せずに判断したことについて 審査書案の24ページに、鉬物脈法に用いた鉬物脈の生成時期の分析データが「微量」または「不検出」であることを理由として、「活断層ではない根拠とならない」とされているが、少なくとも「微量」の検出があることは事実である一方で、そのデータを再度分析することや別の場所のデータを採取するなどの再分析をせずに判断していることは、原子力規制委員会の基本原則に記載がある「科学的・技術的な見地」に沿っておらず、本審査書案は的確な内容とはいえないのではないかと。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E037	<p>使用済燃料貯蔵設備に地盤要求を求めている趣旨は地盤変位によりプールの水の大漏洩や使用済燃料そもそもの破損を招く可能性があるためである。燃料体が冷えた状態であってもその可能性は否定できないため、燃料体の健全性の評価及び追加の対応の要否として、使用済燃料貯蔵設備を地盤の変位のないところにうつすことの追加対応を求め、それが達成出来ない場合は再申請を認めないとするべき。求めなければ、冷えていたら燃料は新規基準で求める地盤要求ほどの規制対応しなくていいみたいな感じになって適正ではない。</p>
0927E038	<p>査読付論文以外を審査の場で引用してはならない。やり直し。</p>
0927E039	<p>地盤の変位が原子力施設に多大な影響を及ぼす根拠を示してください。大規模で堅牢な建物かつ耐震等級 3 で、地盤にひび割れがあったからといって倒壊するような事例はあったか？原子力規制委員会が過剰に規制かけてるだけじゃないか？</p>
0927E040	<p>浦底一柳ヶ瀬断層から原子炉までの距離が 250m しかありません。近すぎます。同断層が起こす地震の規模は M7.2、柳ヶ瀬一関ヶ原断層全体が連動して動いた場合の地震の規模は M8.2 です 1)。敦賀 2 号機は廃炉にすべきです。</p> <p>1) 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（地震本部） https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/f061_062_yanagase_sekigahara/</p>
0927E041	<p>規制庁職員の地道な調査活動と粘り強い書類検査の結果がこのような判断につながったと思っています。審査会合等の映像を観ていると、日本原電という企業は、なんかずれているのでは無いかと、なんか審査を軽く見ているという風に感じました。今回は規制庁職員が法と規則に基づいて、独立し、中立的な考えを庶民感覚で出したということに対し、意見を出しました。</p>
0927E043	<p>原子力規制委員会 御中 「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する意見提出 住所 <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/> 連絡先 電話 <input type="text"/> メールアドレス <input type="text"/></p> <p>意見の対象となる案件 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案 意見 1 III 審査結果（25頁）</p> <p>敦賀 2 号機は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」に適合しているものとは認められないとする原子力規制委員会の判断は、科学的及び法規的に妥当である。理由 K 断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと、及び K 断層は 2 号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性を否定できないことが、審査を通じて科学的に明らかにされた。これにより、敦賀 2 号機は法律に規定された原子力規制委員会規則、すなわち設置許可基準規則の第 3 条 3 「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」に適合していないことが明白である。</p> <p>意見 2 審査書（案）全般に関して 日本原電は審査中に、活断層判断に影響する地層の観察記録を自らの主張に都合が良いように無断で書き換えて提出したが、2020年2月に原子力規制委員会からそれを指摘されて、修正を行い再提出した。東京電力においても類似の行為がなされています。このような不正行為には、原子力規制委員会は、事業者に強いペナルティを科すべきです。理由かかる不正行為は、事業者のコンプライアンス（法令遵守、企業倫理、社会的規範、社会道徳など）に反するもので事業者としては失格です。相当のペナルティが必要です。</p> <p>意見 3 審査書（案）全般に関して 「2号機原子炉建屋の直下にある断層が活断層である可能性が否定できない」の文章において、「直下」の定義を、建屋から下方／周辺何メートル以内など定量的に示しては如何でしょうか。理由「建屋の直下」では、その範囲が深さ及び水平方向の距離がどの程度なのか不明確なため。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E044	<p>I はじめに</p> <p>2. 本審査書の位置付け本審査書は、原子炉等規制法第2項の規定により準用する以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。</p> <p>4. 本審査書の構成</p> <p>「II 耐震重要施設の地盤の変位（第3条第3項関係）」には、設置許可基準規則のうち設計基準対象施設の地盤に係る耐震重要施設の地盤の変位に係る規定への適合性に関する審査内容を示した。</p> <p>「III 審査結果」には、規制委員会としての結論を示した。</p> <p>以上の位置付けて審査を行った結果が、本書であるとして、この後の審査書では事実上断層による地盤変異が生ずる可能性についての議論である。</p> <p>原子炉等規制法では、そのほかにも多くの項目があるが、それらについては審査は行われていない。地盤変異の可能性が否定できなければ、その後の審査は不要である。または意味をなさないとの立場であると思われる。そのことについては判断として正当であると思うが、具体的な記述がないため、明確化して記載するべきであると考えます。</p>
0927E045	原子力規制委員会が引用するガイド類も全般として査読付論文以外の根拠のないものを引用してはならない。
0927E047	43条の3の6第1項第4号以外の審査書も書くべき。
0927E048	原電がんばれ！負けるな！
0927E049	呼んでみたけど難しくて何言っているか分かりませんでした。知らない人でも分かりやすく書いて欲しいです。
0927E050	<p>II 耐震重要施設の地盤の変位（第3条第3項関係）について</p> <p>なお、「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降（約12？13万年以降）の活動が否定できない断層等としている。」については科学的根拠がない。</p> <p>敦賀原発2号機に限らず、他の原発についても、以前は5万年前以降としていた時期もあったし、現在でも40万年以降とする規定もある。</p> <p>現在、海洋の断層について調査を強化する動きが地震本部などで開始されているが、特に海底下の断層では、トレンチ調査もできない。</p> <p>国土地理院の定義では260万年以降の第四期における活動が認められれば活断層である。</p> <p>今回の敦賀原発では、12？13万年の「境界線」前後の何処で動いたのかを細かく議論しようとしている。しかし本来は原発の耐震安全性をできる限り強化するために審査することが重要である。その観点に立つならば「将来活動する可能性のある断層等」については後期更新世以降よりもさらに遡り、国土地理院が定めている活断層とするべきである。</p>
0927E051	<p>・対象条項 5II 冒頭にある審査項目（3ページ）に関して意見</p> <p>今回の審査項目に「活断層間の連動性評価」が含まれていないが、もし日本原電が追加調査をして再申請してくる場合には、「浦底断層との連動性評価」も厳正に審査するべきである。</p> <p>理由</p> <p>2024年1月の能登半島地震では、これまでの想定を大きく上回る規模で活断層の連動したことが明らかになった。そもそも、海域の活断層の評価も再調査・再評価が求められている。もし仮に再申請を受理するとしても、現実起きた大地震、それに伴う地殻変動を踏まえて、より厳しい審査が必要となるのは当然である。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E052	<p>そもそも規制基準とは何かを考えたとき、それは原発を稼働させることを第一義としたうえで、クリアすべき条件を列挙したものであり、つまり原発を稼働させるための最低限の条件として規制委員会が決めたものであると捉えることができる。たとえ規制審査基準をパスしても原発を安全に操業できることを保証するものではないことは肝に銘じておくべきである。以上のことを考えてみれば、どんなに小さなことであつたとしても（今回は絶対に小さなことではない）疑念を持たれる内容があれば、まずは絶対に稼働を許してはならない。重々肝に銘じて文書を策定すべきである。あいまいな判定は許されるものではない。今までの規制委員会の審査を見たとき、ほとんどが提出資料に修正に修正を重ね、規制委員会が決めた数値をクリアできたとして稼働を認可してきており、その経緯を考えれば規制委員会の審査とはどういうものか良く分かるはずである。今回の建屋の下の活断層の可能性を否定できないという結論から原発の稼働を許可できないことは当然として、たとえ判断に迷う場合があつたとしても、稼働を許可すべきでないことも当然である。今後提出資料に修正があつたとしても「活断層の可能性を否定できない」ことを覆してはならないことも付け加えておきたい。もし覆す可能性があるとしたら、それは建屋の下の断層が（活断層だとか活断層でないとかではなく）絶対動かないという証拠（証明）しかないはずで、それは不可能と思われる。</p>
0927E053	<p>後期更新世以降には約 12 から 13 万年前以降と示しているのに、新第三紀中新世など年代のない地質時代にも年代を記載すること。あと意見募集用紙に環境依存文字があるのに意見募集の提出に環境依存文字が使えないのは意味無いので環境依存文字でも意見募集出せるように改修して。</p>
0927E054	<p>経理的基礎の不存在について</p> <p>日本原子力発電（原電）については、既に東海第二原発の再稼働を巡り「経理的基礎」についての審査が行われている。</p> <p>その中で、原電に経理的基礎があるということは、原電が建設している（審査段階では建設予定である）2014年5月20日付けの原電による申請に対する審査では、安全対策工事に要する資金である1740についてのみ、原電が調達できる見込みがあるかどうかを確認しているにすぎない。</p> <p>これは、それ以外の経営上必要な費用については、東海第二と敦賀2号機の「維持管理費用」として調達できるからであり、これが土台になっていることが前提だった。</p> <p>ところが今回、審査結果として敦賀2号機の運転が不可能となることで、この土台が失われることが確定的になった。</p> <p>現時点では原電は、依然として敦賀2号機の再稼働を前提とした維持管理費を電力三社（関西、中部、北陸）から調達できるかの前提で経理的基礎はあると主張するのだろうが、それは虚飾と言うほかはなく、三電力の株主及び消費者にとっては、無駄な資金提供を原電に続けることとなる。</p> <p>このような不当な状況を回避するために、再び経理的基礎を有するかの審査が必要だ。</p>
0927E055	Mh ってなんですか？
0927E056	<p>「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」と原子力規制委員会の審査結果が報じられています。活断層であることが科学的な検証によって明らかになったのですから、日本原電は2号機の再稼働はしてはいけません。すみやかに廃炉することを求めます。</p>
0927E057	<p>II 耐震重要施設の地盤の変位（第3条第3項関係）について</p> <p>後期更新世以降に活動した形跡がない「断層」とはいえないことは、2013年に原子力規制委員会の有識者会合の報告書において「原子炉建屋の直下に活断層が走っている可能性がある」とした dankai で明白であった。日本原電は敦賀2号機の新規制基準適合性審査申請を行うべきでなかった。また、規制委員会も、その申請を受理するべきではなかった。</p> <p>有識者会合の報告を無視して審査の申請書を提出したときから、今日に至るまで行われた審査会合及び現地調査等が、規制委員会が申請書を受理したために行われた。</p> <p>有識者会合の現地調査等で、事実上今回の審査書に記載された事項は結論が出ていることであり、改めて新知見が明確になって断層活動による地盤の変位の可能性が生じたわけではない。</p> <p>こうした有識者会合における結論と、今回の9年近くにわたり行われた審査において出された結論とは、何が異なるのか、または異なるのかも合わせて審査書の中で言及するべきである。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E058	<p>III 審査結果</p> <p>規制委員会はK断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断した。したがって、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に適合しているものとは認められない。</p> <p>上記結論に達した以上、この原発が今後適合することはないと考えるべきだ。</p> <p>巨額の投資をしているからとか、新たな氏位置圏が見つかったなどとして、審査を求めることは、特に大きな費用を追加投入することになるので厳しく批判されなければならない。</p> <p>敦賀原発2号機については、この状況においてはさらに審査を求める行為を拒否することも合わせて審査書に明記すべきである。</p>
0927E059	<p>原子力規制庁の担当者は感情的な物言いが多く、地震津波審査部門の担当者はとりわけその傾向が強い。少なくとも対等な関係が築かれていないし、審査の過程で担当者の誤解や知識不足で無意味な評価を求められることも多い、事業者側からすれば指示に従わなければ規制庁の担当者の機嫌も損なうし審査も停滞するし、無駄だと思ってもやらざるを得ない。評価の結果、誤解が解けたとしても事業者側のコミュニケーションの問題だとこちら側の責任に押し付けられる。これで信頼関係なんて一つも生まれえないし、不信感しかない。敦賀不許可決定も活動性、連続性の評価の実務などはともかくとして、不信感しかない者たちと長年やり取りしなければならぬ現状は不憫だとは思っている。</p>
0927E060	<p>経理的基礎の不存在について</p> <p>2 原電は現在、東海第二の防潮堤工事を進めているところ、この工事に重大な欠陥があり、防潮堤が完成できない状況にある。そのため1740億円を遙かに超える費用がかかることは間違いなく、先の経理的基礎が失われていると考えられる。</p> <p>これに加えて更に敦賀2号機の運転ができない状況となったことから、将来的には東海第二の再稼働どころか、原電の会社としての運営が危機的状況になっている。そのことは東海第二の安全対策工事にも影響を及ぼすこととなるので、規制委は改めて東海第二の安全対策工事や防潮堤工事について、本当に竣工可能なのか、経理的基礎を改めて審査するべきだ。</p>
0927E061	<p>保安院の指示を踏まえてとりまとめた調査計画が元ならば、最初の保安院の指示が不足状態で問題だったのではないかと。10年以上再稼働できない理由が調査不足ならその指示にも不足があった訳で保安院に問題がある。この審査に携わっている保安院の人間は誰だ？</p>
0927E062	<p>審査資料における1000以上の記載の不備の内訳を書くべき。1000全てが基準適合性に影響を及ぼすほどの不備のように印象操作しているが、実際はそうではなく軽微な誤記も含んでいる。</p>
0927E063	<p>敦賀発電所の不許可に関しまして、以下の点についてご教示いただきたく、お願い申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 行政不服審査法および行政事件訴訟法の適用について敦賀発電所の不許可に対して、行政不服審査法および行政事件訴訟法の両方を適用することは可能でしょうか。 提起者について上記の手続きにおいて、日本原子力発電株式会社の取締役社長以外の者が提起することは可能でしょうか。
0927E064	<p>[対象] 審査書（案）全般 「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」「K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できない」</p> <p>[意見] 上記審査結果は極めて妥当であり、敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求める。</p> <p>[理由] 地質ガイドを踏まえて綿密に科学的検証を行い、「K断層が明確な証拠によって後期更新世以降に堆積した地層であることが否定できていない」ことを明確にしている。</p>
0927E065	<p>本件の審査結果は妥当と思われます。長期間の書類審査や現地調査等お疲れ様でした。</p>
0927E066	<p>今般の敦賀2号機審査において、事業者側からの申し出のあった追加調査を認めることなく、拙速に新規性基準に適合しているとは認めないとする審査書案を取りまとめられたことは、本来、原子力安全を向上させる目的に対し相互に最善を尽くす関係を構築するという役割を十分果たしていないのではないかと考える。</p>
0927E067	<p>基準不適合の炉は、すぐ廃炉。何度もパブコメなど要求するな。法令を遵守しろ！無駄な事ばかりして泥税金棒だ！</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E068	敦賀原発2号機は適合していません、設置が許可されていることはありません
0927E069	評価の不確かさを根拠にしているが不確かさの度合いによる。科学的には不確かさは何にでも必ず付き物。一般的に一定の不確かさも考慮して科学的な判断をすることが妥当である。一方審査書は、不確かさの存在そのものが不許可の根拠とされている。不確かさの存在そのものを不許可の根拠とするのは科学的合理性はない。何をもちて不確かだと判断したのか定量的に不確かさの根拠を明らかにし、その不確かさが科学的に許容される一定程度の範囲を超えることを証明し記載すること。
0927E070	審査に当たっては、申請者が原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合（以下「審査会合」という。）で追加で説明した分析結果等の内容を含めて確認したとあるが、申請に対する処分に対して、申請以外の資料を根拠に判断を下すことは如何なものか。不許可の根拠となる審査書は、あくまで申請書に記載されることに限って記載されるべき。でなければ申請されていないことに対する処分になる。審査書から申請書にない記載は削除すること。
0927E071	経理的基礎の不存在について 3 経理的基礎の喪失と同時に、原電の収入には問題がある。 2011年度以降2023年度までの電力収入は1兆5658億49百万円に達している。 これは発電など全くしていない2基の原発のために5電力会社が支出した金額だ。この資金は全て電力会社の電気代つまり国民から集めた資金である。この資金は、原電の2基の原発を再稼働することでまかなうはずだった。そのうち敦賀原発2号機の再稼働ができなくなったことについて、原電はいかなる責任を負うのか、規制庁はヒアリングを行い、こうした問題について解明するべきである。特に、敦賀原発2号機の審査を更に継続しようとする計画だと、原電自らが主張し、さらに電力三社や経団連がそれを支援するなどとしているが、そのために更に巨額の維持管理費用を各電力会社の顧客は負担しなければならない。原発に拘泥し、使えない設備の維持のために強制的に費用を負担させるのは不当であり、不正であることを規制委は明確にするべきである。
0927E072	ボーリング柱状図データの書換えがあったこと等の等は何か詳細に書くこと
0927E073	原子力規制委員会が断層の「活動」かつ「連続性」に着目して不合格としたことは評価するが、敦賀2号機をこのまま設置しつづけることの危険性を審査し、その審査結果しだいでは廃炉命令をくださるべきではないのか。
0927E074	日本原電は審査中に、活断層判断に影響する地層の観察記録を自らの主張に都合が良いように無断で書き換えて提出し、2020年2月7日に原子力規制委員会からそれを指摘されて、修正を行い再提出した。このような不正行為は、原発事業者として本来備えねばならない厳正な品質保証を欠いていることの証拠であり、規制委員会はこの時点で審査自体を打ち切るべきであった。
0927E075	審査書のうち、「原子力規制委員会」が主語となっている文書の「等」、「など」の内訳を全てもれなく説明すること。例えば、規制委員会は、露頭で確認されているK断層の性状、定義及び特徴について、申請者による整理と部分的に一致していなかったことなど北東側の斜面から供給された崖錐堆積物のような堆積物や、チャネルとそこを埋める堆積物も認められるなどのようになど、等を使うところの内訳を今あげたところ以外のところも含めて説明すること。
0927E076	分かりにくい
0927E077	日本原電は再度申請を行う意向と報じられている。仮に同様の申請があった場合は、新たな科学的知見がない限り、原子力規制委員会は速やかに申請を退けるか、申請を受理すべきではない。
0927E078	今回の審査結果は、2号機原子炉建屋の直下にある断層が活断層である可能性が否定できないことが科学的に厳正に検証して判断されたものであり、地震時の原発の安全性に懸念を抱いてきた私は高く評価する。今回の審査のやり方に関して、報道機関の中には、規制委と事務局の原子力規制庁は、可能性が否定しきれない、との論法を駆使することで日本原電の主張を退けてきた感がある。悪魔の証明、と言われる弁論手段を工学の世界に持ち込むのは極めて不適切だ。として、原子力規制委員会と原子力規制庁を批判する意見を表明した（産経新聞 主張2024年7月17日）。このような批判こそ、審査における綿密な科学的検証内容を無視した根拠なきものである。規制委員会には、引き続き科学的厳正さを貫く審査を要望する。
0927E079	原子力規制委員会の、「K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断した」という審査結果は妥当なものである。
0927E080	敦賀原発2号機は適合していません、設置が許可されていることはありません

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E081	「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に関して科学的に厳正な検証をもとに導かれたものであり、極めて妥当である。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉をすることを求めます。
0927E082	原発を設置する地盤に関して、原子力規制委員会が定めた規則を確認すると、設置許可基準規則第3条第3項に、「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」と規定されている。その解釈として以下が明示されている。「第3条第3項に規定する「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。（中略）なお、上記の「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降（約12~13万年前以降）の活動が否定できない断層とする。（後略）」今般の審査を通じて、敦賀2号機の原子炉建屋の直下には、「後期更新世以降の活動が否定できない断層」があることが詳細な科学的検証により明らかにされた。従って、敦賀2号機は設置許可基準規則に適合していないので、再稼働を認めないとする原子力規制委員会の判断は理に適っている。原燃はこれを了とせず、再度許可申請を行う意向とと報じられている。仮に同様の申請があった場合は、新たな科学的知見がない限り、原子力規制委員会は速やかに申請を退けるか、申請を受理すべきではない。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉をすることを求める
0927E083	日本原電が生データを無断で改ざんするなどの行為を行った時点で、審査を打ち切るべきだった。このような行為が意図的であることの証拠がある・なしにかかわらず、事業者として不適格と判断し、審査を打ち切るべきだった。巨大な危険性が内在する原発を建設、運転する事業者として不適格であることは明らかだ。そうできない規制委員会に危険性を感じる。
0927E084	K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できないとの評価は、合理的であり、審査不適合とした結果は妥当である。
0927E085	数字と漢数字が入り交じっているので数字に統一することをオススメします。例えば幅数十 cm 以上です
0927E086	遅くとも2015年3月25日に、有識者調査団から直下に活断層があると結論付けた評価書を受け取った段階で基準不適合を確定させておくべきだった。
0927E087	以下2点について規制委員会の判断根拠を明記すべき。 （1点目）審査書P19ア.K断層の連続性の評価に用いるためには、断層ガウジ又は断層角礫の有無が破碎部の断層岩29区分の評価により明確に識別できる必要があるが、申請者による断層岩区分の識別基準が定性的なものであり、当該基準を用いて、明確に断層岩区分が評価できていることを確認できない。について、断層岩区分の識別基準が定性的なものでありとあるが、既許可の基準を引用するなどして規制委員会の判断根拠を明記すべき。 （2点目）審査書P21c.変位センスの認定について、申請者は、複合面構造、断層ガウジに見られる微小構造や構造的特徴、岩盤内の引きずり構造に着目して評価を行ったとしている。しかしながら、これらの構造及び特徴に着目して変位センスを認定するのであれば、薄片において、その構造及び特徴が明確に判読される必要があるが、現地調査において薄片を確認したところ、変位センスの認定に用いた上記の構造及び特徴が薄片中では不明瞭であり、判読することが困難な破碎部があった。したがって、これらの破碎部においては、申請者が変位センスを適切に認定できていない可能性がある。について、構造及び特徴が明瞭な薄片でなければならないとの記載であるが、明瞭に判読できるか否かは定性的であるため、規制委員会がそう判断した薄片の例示や明瞭に判断できるものと対比するなどして明記すべきである。
0927E088	敦賀原発2号機は、すでに運転開始から37年が経過した老朽原発である。同機の30年目の高経年化技術評価の時点では、直下の断層の活動性の評価は確定していなかった。本件審査書決定に伴い、直ちに高経年化技術評価をやり直すよう強く求める。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E089	<p>1. 結論に原子力規制委員会としての行政処分を記載する</p> <p>原子力規制委員会設置法の目的に示された「確立された国際的な基準」である国際原子力機関の安全原則の「安全目的」には、「放射線リスクを生じる施設の運転又は活動の実施を過度に制限してはならない」とある。</p> <p>審査書の結論に記載されているところの申請者の変更許可申請は、原子炉等規制法の求めるところに適合していないとされているが、適合しない結果として、関連する法のいかなる行政処分にも言及していない。原子力規制委員会は、原子力規制庁の審査書に対して行政処分を判断すべきである。仮に、原子力規制委員会が許可取り消しや運転停止命令といった行政処分を発出した場合、申請者は雇用を維持できなくなり、働く者の権利を奪うものになる。このことは、上述の安全原則の過度な制限であるとともに、日本國憲法にも抵触する可能性があるものとなる。</p> <p>2. 「現地調査」を「調査」に変更する</p> <p>報告書には「現地調査を行い確認した」とあるが、書かれたこと以外はしてはならないというポジティブリスト方式の原子力規制委員会設置法には、現地調査という用語がない。従って、現地調査は同設置法に違反する可能性が高い。</p> <p>3. 地盤に関する省令62号の岩盤検査をレビューする</p> <p>不適合の対象となる設置許可規準の「変位が生ずるおそれがない地盤」等は、通産省令第62号の第5条に基づき原子炉設置時に実施された岩盤検査で確認されていると考えられるため、その岩盤検査で、設置許可規準を満足していない科学的、技術的判断をまず示すべきである。</p> <p>4. 断層はアセスメント用の想定であり、現実の地震とは関係ないことを明記する</p> <p>地震は米国地質調査所が言うところの地盤面のすべりであり、かつ、震源は深さ数km以上にあるため、ある幅をもった隆起または沈降と意味づけられ、必ずしも審査書のK断層のように地表面や海底面に破断面として露出するものではない。米国地質調査所のデータによると、2024年1月に発生した内陸型の能登半島地震は、陸地を震源とする四川省地震やトルコ地震より、周期0.3秒の加速度がはるかに大きく、ここ100年では、世界最大級の陸地地震である。その世界最大級の地震で地表面に断層はできたであろうか、断層ができたという証拠はなく、未来において、なんの地震の証拠も残していない。</p> <p>よってK断層で地震が起きるのではなく、あくまでアセスメントするための想定地震であることを本文中に明記する。</p>
0927E090	<p>本年8月28日の原子力規制委員会において、本件審査書案の決定に際して、直下の断層の活動性が否定できないことから、使用済み燃料プールの健全性確保について検討を行い、追加対策を求める必要はなしとしている。しかし、「冷却水が完全に抜けた状態が継続したとしても、燃料被覆管温度は最高約420℃にとどまることから、燃料体の健全性は、約2年程度維持されること」「冷却水が完全に抜けた状態が続いた場合においても、相当な期間、燃料体の健全性は確保されることから、その間に放射線量を抑制するための措置を講じることができると考えられる。」（2024.8.28 原子力規制委員会資料1）との見解は、使用済み燃料プールの損壊をも想定したものと見られるが、燃料が直ちに熔融しなければいい、作業員に被曝を強いて措置を講ずればいい、周辺住民等が事故由来の被曝をしても構わないという驚くべき前提に立った見解であり、到底容認できない。直下の断層が活動した場合に、使用済み燃料プールの損壊という事態が万が一にも起こらないよう、直ちに日本原電に対して対策を講じるよう命ずることが原子力規制委員会の果たすべき務めである。</p>
0927E091	<p>山中委員長は、本年8月28日の記者会見において、「私、8月2日の意見交換の後に委員長としての個人的な見解を示させていただきました。再補正をされるならば、やはりK断層だけではなくて敷地全体の断層のリスクをきちっと評価して再提出をしていただきたい、再申請をしていただきたいという、そういう意見を述べさせていただきました。」と述べているが、この見解を個人的な意見ではなく、原子力規制委員会の見解として、再申請時の条件として日本原電に対して正式に通知するよう強く求める。本件審査については、2015年に原子力規制委員会の有識者会合で、原子炉直下の破碎帯の活動性を否定できないとの結論が出ている中で、日本原電が設置変更許可申請を行ったという事情や、その審査対応において、日本原電が柱状図のデータの改ざんを行うなど異例の経過をたどり、長期を費やした。このようなことを繰り返さないために、再申請に際して条件を付することは合理性がある。</p>
0927E092	<p>敦賀2号炉の審査の結果、不適合であるという結論がでたのは当然のことであり、結論を出すのが遅すぎたという感を禁じ得ない。原電という会社は原発を運転する資格も能力も有しない。</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
0927E093	今の私たちの科学では、活断層を正しく判断することは出来ません。疑わしいものが一つでもあれば不合格は当然です。
0927E094	活断層の評価に関する判断が曖昧。ガイドでも対したことがかけてなくて、基準不明確なので記載拡充が必須。
0927E096	「遊離酸化鉄の結晶化指数を根拠に土壤区分を判断することは困難であるとの知見がある」だけでは否定材料としては不十分。単にそういう知見があるだけで、「山家・八木(1983)の知見を否定する有効な反論知見が最新の知見でも存在しない」という事がセットで有効であると考えられる。審査会合では、そういう知見があることを披露しただけなのか、その知見を否定する反論知見がないことも含めて原子力規制庁が調査した上で、公開会合で明確に確認したのかを回答すること。回答にあたって公開会合の回数及びその発言箇所を示すこと。そして当該箇所に限らず、審査書も全体通して示した知見を否定する反論知見はないということを明記するよう訂正させること。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E097	<p><該当箇所>25 頁 下から 1 から 9 行目 審査結果</p> <p><意見> 原子力規制委員会の審査結果は、原子炉建屋直下に活断層がある、即廃炉と国民に誤解を与えています。このことについて説明する責任があると考えます。</p> <p><理由> 活動性、連続性が否定できないというご判断ですが、マスメディアの影響もあって社会の受け止めは、原子炉建屋直下に活断層があり、即廃炉にする必要があると認識している人も多いと思われれます。一方で、原子力規制委員会は、再申請があれば審査を行うとしており、今回の判断が稼働を否定する判断ではないことを示唆しています。それでも依然として社会の受け止めには飛躍があるように思います。これについて原子力規制委員会として誤解を生まない説明をすべきではないでしょうか。説明の予定がありましたらお知らせください。</p> <p><該当箇所>22 頁 下から 8 から 11 行目</p> <p><意見> 審査書案に、破碎幅が比較的大きい破碎部があることが確認される。一般的に、断層が活動を繰り返し返して成長するに従い、破碎帯も成長し破碎幅が増大すると考えられるため、破碎幅が大きい破碎帯は、一定程度の連続性を有すると考えられる。との記載がありますが、これは不適合判断の理由にならないのではないのでしょうか。</p> <p><理由> 一定程度とはどの程度のことですか。原子炉建屋方向に連続しているとしたら、原子炉を設置する当初の調査で見つかったのではないのでしょうか。過去の地質調査の技術では見つからない程度のものなのではないのでしょうか。設置の際に確認されていないという事実があるにも関わらず、連続する可能性があるという想像は、飛躍しすぎていないのでしょうか。教えてください。</p> <p><該当箇所>25 頁 (1)</p> <p><意見> 「局所的に異なる」とありますが、局所的な特徴を重視することへの疑問について</p> <p><理由> 局所的な特徴を把握しておくことは重要であり、問題提起にはなると思いますが、局所的な特徴を中心に捉えて判断を下すのは正しい事でしょうか。他の分野に照らして見ても、局所的な特徴を重視することにより科学的な判断が出来ず、多くの国民の益を損なうことではないのでしょうか。ご説明ください。</p> <p><該当箇所>25 頁 (1) (2) (3)</p> <p><意見> 「評価が安全側に行われているとはいえない」とありますが、なぜ審査の中で事業者とすり合わせできなかったのかについて</p> <p><理由> どこまで安全側に評価することを求めているのでしょうか。基準があるのであればご説明ください。基準がないのであれば、事業者側に説明して、互いに納得のいく評価方法を提示させ、審査すべきではないのでしょうか。結果が NG なら理解できますが、評価のやり方については、審査の中ですり合わせが出来たのではないのでしょうか。</p> <p><該当箇所>25 頁 (1) (2) (3)</p> <p><意見> 「評価が安全側に行われているとはいえない」が繰り返されていることについて、どこまで「ゼロリスク」を求めるのかについて</p> <p><理由> 日本人は、原子力や放射線については「ゼロリスク」を求める傾向が強いと思われれます。国が率先して「ゼロリスク」を求める傾向を示すと、国民は必要以上に原子力や放射線に恐れを抱きます。科学的なりテラシーを高めるためにも、どこまでが不安全で、どこからは安全だという判断基準や工学的対策でリスクを減らすことが可能なのかどうかをしてしていただくとともに、国民に分かりやすく説明いただきたいです。ぜひよろしくをお願いします。</p>
0927E098	<p>9 ページに濁点が 2 つ続いているのがあるので訂正すること。他に訂正すべき所があればあわせて治すこと。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0927E099	<p><該当箇所> 25 頁 下から 8 行目以降（「III 審査結果」）</p> <p><内容></p> <p>[意見]「本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 8 第 2 項において準用する原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号に適合しているものとは認められない。」とする規制委員会の判断は妥当である。日本原子力発電株式会社は再調査を実施するとしているが、再調査したところで今回規制委員会が判断した根拠が喪失することは考えられない。したがって、仮に同社が再申請を意図した場合にも、今後これ以上の申請は受け付けないことを規制委員会に求める。</p> <p>[理由] 規制委員会による「K 断層は後期更新世以降の活動が否定できない」との判断及び「K 断層は 2 号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できない」との判断はともに科学的にみて合理性があり、安全側の判断という観点で妥当である。再調査を実施したところで、今回の判断の根拠となった事実が覆ることはないと考えられる。したがって、設置許可基準規則第 3 条第 3 項に適合しないことは明らかである。</p>

【意見公募】 敦賀原発2号炉審査書（案）に対する意見の申し出

2024年8月29日

【意見1】 今回の「不適合」の審査結果を採用すべきと思います。

（理由）

安全に関する重要な判断では、申請者のような「推定」での判断ではなく、原子力規制委員会の「想定される危険の明確な評価ができないので、その危険の否定ができない」という判断を採用すべきであるためです。

（該当箇所）

・「II-3 (2) D-1 トレンチに分布する地層の堆積年代」に関し
申請者は i.において「～年代を特定する試料は得られなかったが、色調や固結度等から古い地層であると“推定”されること～」としたが、規制委員会は規制委員会側の確認の ii において「～明確な根拠が確認できない」としています。
・その他「II-3 (3) D-1 トレンチにおける K 断層の変位・変形」での、申請者と規制委員会の判断の違いや「II-4-1(3)連続性評価基準に基づく連続性評価」での申請者と規制委員会の判断の違いも同様です。
「申請者は“推定”で判断する」が、規制委員会は「危険の明確な評価ができない（あるいは評価の不確かさを考慮した場合に、評価が安全側に行われているとはいえない）ので、危険の否定ができない」という内容なので、規制委員会の判断を採用すべきです。

【意見2】 再稼働の条件として、過酷事故(福島第一のような)に関する、
ダメージコントロールのプラン作成を期待します。

（理由）

今後、科学的な面だけでなく「政治・行政の都合や、資本制経済面の都合」での再稼働の可能性があるのであるためです。

・「想定外のことは、発生する」前提で、ダメージコントロールが必要です。
東日本大震災での津波の高さ、能登半島地震、「過去最悪」が毎年更新される洪水や台風等、想定外のことは発生します。
・プロジェクト管理で大切な「リスクの予防」と「リスクが顕在化した後のダメージコントロール」を念頭において提案しています。
・「リスクの予防」は、設備の安全対策や各種審査ですので既に実施中です。

- ・「リスクが顕在化した後のダメージコントロール」は、過酷事故発生後の、対応組織体制（責任者含む）、組織運用手順、近隣住民の具体的避難計画、被害規模及び復旧対応への概算金額規模（福島第一のように23兆円のような規模であれば、事前に国民に知らせるべきですので）、等です。
- ・「リスクの予防」と「ダメージコントロールプラン」が国民、原発の近隣住民に了解されて初めて再稼働が可能になると思います。

（所感）

審査書の（案）は、全体を通し、原子力規制委員会に「科学の問題は科学で解決すべき」の意志が感じられ、政治・行政や資本制経済の都合での曲解がないので信用できると思われます。

一般人が感じている内容からの意見を述べさせていただきました。

以上

原子力規制委員会殿

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する再考意見

住所

氏名

連絡先 メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉 設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案

意見／理由

< 該当箇所 > P3 頁 1 行目～

II 耐震重要施設の地盤の変位 (第3条第3項関係)

設置許可基準規則第3条第3項は、耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならないことを要求している。また、設置許可基準規則解釈別記1は、耐震重要施設を「将来活動する可能性のある断層等」の露頭がないことを確認した地盤に設置することを要求している。なお、「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できない断層等としている。

また、地質ガイドでは、基準適合性の妥当性の確認に当たっては、当該断層等の認定において、明確な証拠により示されていること、また、適切な調査又はその組合せによって当該断層等の性状(位置、形状、過去の活動状況)が合理的に説明されていること、さらに、調査結果の精度や信頼性を考慮した安全側の判断が行われていること等を確認するとしている。

< 内容 >

悪魔の証明

審査結果において、規制委員会は、K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断したと結論付けています。この判断は、地質ガイドに沿ったもので、後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できない断層について、事業者だけに活断層でないことの立証を断定的に求めるもので、悪魔の証明を事業者に求めるものと言わざるを得ません。

原子力エネルギーに対する国民の認識の変遷

原子炉等規制法は、原子力基本法に基づき、原子力エネルギーを平和利用するための安全規制を定めたものであり、設置許可基準規則もこの法体系下のもので、疑わしきは全て許可しないという安全側の規制だけを期待したものではありません。当該規則制定後において、社会環境は大きく変わり、原子力エネルギーは脱炭素の基幹エネルギーに

位置付けられています。従って、リスク&ベネフィットの総合的評価が不可欠です。

リスク情報を活用した意思決定の重要性

規制庁が先に行った IAEA の総合規制評価サービス (IRRS) においても、勧告 (R3) で「助言や支援を受けたからといって規制機関がその課された責任を免れるわけではない。規制機関はリスク情報を活用した意思決定をするために十分な中核的能力を備えていなければならない。」と国際基準を引用して、リスク情報活用に積極的に取り組むことが求められています。

上記の規制委員会の判断は、具体的には地質ガイドに基づいて行ったと明記されていますが、リスク情報活用による意思決定は、規制庁の大きな柱でもあります。事業者も含めて断定的結論が得られない場合には、原子炉建屋直下で想定され得る断層変位を仮定した場合の建物および安全上重要な設備の挙動評価を行い、事故規模の総合的リスク評価も行うべきと考えます。総合的リスク評価は、必ずしも定量的な確率論的評価を意味しません。現状技術に基づく最尤値評価だけでも大切な情報が得られると思います。厳しい耐震条件で建設された原子炉建屋は、例え断層変位で建屋が傾いたとしても、福島事故の教訓で強化された建屋外からの注水を行えば、壊滅的状态には陥らないことが十分想定できます。

今後の新增設を勘案すると、後期更新世以降（約 12～13 万年前以降）の活動が否定できない断層等があると主張する意見を、断定的には否定できない可能性は敦賀 2 号機地区だけでなく、地震国日本の多くの地域において想定されます。地質学的知見に総合的リスク評価を添えて、国民に規制委員会の意思決定の正当性を問うべきと考えます。国民も規制委員会と許容し得るリスクに関する認識を共有したいと思っている方が多数居られると思います。

安全専門委員会の活用

国策を左右する本件のような重要な意思決定については、安全専門委員会等を開催し、専門家の意見を幅広く聴取した上で、規制委員会は最終判断を行うべきと考えます。10 万年先まで考えるともしかしたら受けるかも知れないリスクと、対峙するリスクは、至近のエネルギー供給不足です。絶対的安全は無いとの認識を国民が共有するようになった現状を踏まえ、このような社会的な問題に対するリスク・バランスを、安全性を重視しつつどのように考えて判断するか、規制委員だけでなく広く国内の有識者の意見をどのように集約するかが、国民から課せられている規制委員会の任務だと思えます。

再審査

原電殿が計画している新たな地質調査結果に加え、前述の総合的リスク評価に加え、安全専門委員会にて審議を行った上で、規制委員会が目指しておられる安全目標を勘案して、最終的審査結果を提示下さるようお願いいたします。

以上

審査書(案)の「Ⅲ審査結果」では、設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないとしており、「Ⅱ3. K断層の活動性」及び「Ⅱ4. K断層の連続性」に記載されている、「K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと」及び「K断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないこと」を根拠としている。しかし、以下のとおり、いずれも何ら科学的・技術的根拠が示されていない。このような、科学的・技術的に何の合理的根拠もない審査書(案)を、このまま正式な審査書とし、敦賀発電所の稼働を妨害し続けるのであれば、それは完全に犯罪行為であることを指摘し、国民の一人として警告をする。

1. 「K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと」について

「Ⅱ3. (4) K断層の活動性の評価」に記載のとおり、規制委員会は、活動性の評価に用いる地層の堆積年代を評価できていない。また、「明確な根拠によってK断層の変位・変形により活動性を評価すること」もできていない。

結局、K断層の活動性について、規制委員会は後期更新世以降の活動について、科学的・技術的に根拠をもって否定も肯定もできておらず、完全に無能である。

2. 「K断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないこと」について

「Ⅱ4-3. K断層の連続性の評価」に記載のとおり、規制委員会はK断層の連続性が否定できないとしているのみで、明確な根拠に基づいて評価できていない。つまり、申請者の評価が安全側に行われているとはいえないとしているのみで、規制委員会は、科学的・技術的に何ら合理的審査ができていない。

結局、K断層の連続性についても、規制委員会は科学的・技術的に根拠をもって否定も肯定もできておらず、完全に無能である。

原子力規制委員会殿

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する再考意見

住所

氏名

連絡先 メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉 設置変更許可申請書
（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案

意見／理由

< 該当箇所 > P25, 下 1 ~ 8

Ⅲ 審査結果

規制委員会は、「Ⅱ 3. K断層の活動性」及び「Ⅱ 4. K断層の連続性」に記載したとおり、K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できないことから設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断した。

したがって、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に適合しているものとは認められない。

< 内容 >

本申請が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に適合しているものとは認められない理由として、「Ⅱ 3. K断層の活動性」および「Ⅱ 4. K断層の連続性」共に“否定できない”ことが挙げられている。文言“否定できない”は“有意な事故発生確率”とほぼ同意語と理解され、原子力施設の安全評価においては常に生じるもので、そのことをもって適合できない理由にはできない。

原子力規制委員会では「実用発電用原子炉に係る新規性基準の考え方」（令和4年12月14日改訂）P84に下記の考え方を示している。（引用部分にアンダ

ーラインを付して示した。)

(3) 新規制基準と安全目標の関係について

原子力規制委員会は、安全目標は、基準ではなく規制を進めていく上で達成を目指す目標であると位置付けた。

そして、原子炉等規制法の改正により新設された43条の3の29（発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価）により、発電用原子炉設置者は施設定期検査終了後6ヶ月以内に自ら、安全性の向上のための評価を実施し、その結果を原子力規制委員会に届け出ることとなる。この安全性向上のための評価には、炉心損傷頻度、格納容器機能喪失頻度及びセシウム137の放出量が100テラベクレルを超えるような事故の発生頻度の評価が含まれており、原子力規制委員会は安全目標を参考にこの評価結果を踏まえ、必要な場合には、規制基準等の見直しを行い、発電用原子炉設置者に対策をさせることとなる。

こうした安全目標を参考とする取組みにより、発電用原子炉施設の安全性について継続的な向上を図ることができる。

本案件が原子炉等規制法43条の3の29によって再評価されることを要望する。

以上

1. K断層は、建屋直下の岩盤には繋がっていない事が明らかである。
審査書記載のようにK断層はカタクレーサイトとして岩盤を逆断層でしっかりと横切っている。建屋直下の岩盤は建設時に調査されており、D-1 破碎帯を初めとする正断層の割れ目が多数確認されている。岩盤において、断層の性質が異なることから、K断層は建屋直下の岩盤にあるどの割れ目ともつながっていないことが明らかである。なお、D-1 破碎帯は、K断層の近傍で見つかったG断層につながっていると考えることが合理的である。以上より、G断層の近傍の、K断層は、建屋直下のD-1 破碎帯近傍の岩盤の割れ目と接続していないことが科学的に説明できる。
2. 原子力基本法第2条第2項には、「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」と明記されている。

IAEAのSSG-9(Rev.1)(2022)には第7章に断層によるリスクに関する記述がある。なお、改定前のSSG-9(2010)では第8章であり、その記述は大きく変わっていない。ここには、既設プラントに対するアプローチが明記されており、リスクを用いた評価を進めることが明記されている。すでに10年以上前に確立された手法であり、米国のディアブロキャニオン原子力発電所では、新しく見つかった断層に対して、このような評価を実施して安全が確認されている。現状の規則は、IAEAの標準とは大きく異なっている。国際的な基準を考慮すべき原子力規制委員会の10年以上にわたる不作為であり、違法状態にある。直ちに対応をすべきと考える。

ちなみに、定量的リスクで評価すると、副断層によるリスクは比較的大きい。断層によるリスクを科学的にとらえることが必須ではないか。原子力規制委員会が大きなリスクを見逃している可能性が明らかになるかもしれない。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
 (2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]

職業

会社員

連絡先

電話

[Redacted]

メールアドレス

[Redacted]

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号
 発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 3項 5～6行目

「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降(約
 12～13万年前以降)の活動が否定できない断層等としている。

14項 40～41行目

上載地層法によって、後期更新世以降の活動がないことが確認
 でき、将来活動する可能性のある断層等ではないと判断した。

15項 1～2行目

K断層は後期更新世（約12～13万年前以降）の活動が否定できないと判断した。

23項 8行目

K断層の連続性が否定できないことを確認した。

24項 1～2行目

K断層の連続性が否定できないことを確認した。

24項 37～38行目

K断層の連続性が否定できないと判断した。

25項 26～28行目

K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断した。

<内容>

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、**Ⅲ 審査結果**において「本申請は、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に適合しているものとは認められない。」としているが、その理由を「K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないこと」としている。**Ⅱ 耐震重要施設の地盤の変異（第3条第3項関係）**においても「否定できない」との評価が認められるが、「否定できない」とは「古代に宇宙人が地球を訪れ、地球人に高度な文明をもたらした可能性は否定できない」といった荒唐無稽な説を世間に流布する場合や、自己の予測が間違っていた時に責任を問われなかったための保険と

して用いられる程度の評価基準と認識する。申請者は「K断層の活動性の評価」において「後期更新世以降の活動がないことが確認でき、将来活動する可能性のある断層等ではないと判断した」としているが、用語の定義において、「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層等と規定され、官庁用語としても広く用いられているにしても、「これまで活動がなかったからといって、これから活動する可能性までは否定できない」との論法が通用すれば、いかなる断層であれ将来の活動の可能性まで否定する根拠を示すことは難しいであろう。よって、事業の継続性に重大な影響を及ぼす審査において「否定できない」とする評価から結論を導くことは適切でないと考ええる。

専門家集団たる規制委員会におかれては、科学的根拠に依拠して「活動する可能性がある」あるいは「連続している可能性が高い」といった評価のもと結論を導くべきであり、そこまでの判断ができないのであれば、安易に「不適合」の判定を下すべきではないと思料する。

敦賀原発 2 号審査書への意見提出

審査書は、以下の 4 項目について綿密に検討しています。

1. 敷地の地質・地質構造
2. D-1 トレンチ内における K 断層の分布と性状
3. K 断層の活動性
4. K 断層の連続性。

そのうえで、K 断層の活動性、連続性ともに否定できないとしています。このような断層上に原子炉建屋を設置することは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に違反することが明白です。

従って、私は、<本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 8 第 2 項において準用する原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号に適合しているとは認められない> (p25) とする審査書案を支持します。

この結論から、敦賀原発 2 号炉は早急に廃炉すべきだと思えます。

パブコメ

III 結論

規制基準を満たさないという結論は妥当であり、正しい評価である。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
 (2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED] ([REDACTED])

連絡先 電話 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
 (2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案

意見/理由等

今般の敦賀発電所2号炉の規制基準適合性審査書案に対し、下記のとおり
 「科学的・技術的な観点」及び審査書外の「審査プロセス」に対する意見を提出するものとしたい。

〈内 容〉

意見1

<該当箇所> P.14 他

▶K断層の活動性評価の科学的・技術的根拠について

原子力規制委員会の活動原則では、(1)独立した意思決定として、『なにも
 のにもとらわれず、【科学的・技術的な見地から】、独立して意思決定を行う』
 と記載されている。

しかしながら、今般の審査書案では「可能性がある」「否定できていない」
 との表現が多く、特に14ページの「既に除去され、現在は存在しない地層に対
 して言及」部分においては、科学的・技術的な見地とはいえないと受け止める。

現在は存在しない上位の地層に再び現われていた可能性があると述べるので
 あれば、それが確率的に無視できないとする明確な科学的根拠を示すべきもの
 と考える。そのような観点から、本審査書案の記載は的確な内容とはいえない
 のではないか。

意見 2

＜該当箇所＞ P.11

▶複数の分析手法に基づき総合的に判断すべきではないか。

③層のOSL年代測定について、 $133\pm 9\text{ka}$ より古いと評価されている。しかしながら、誤差を含めると得られた測定値の範囲が後期更新世以降（約12～13万年前以降）にかかることから、約12～13万年前の時代に堆積した地層とも考えられ得ると審査書案では否定的な判断がなされている。

他方、10ページでは、⑤層下部から美浜テフラを検出しており、その分析結果は12～13万年前より古いと評価している。したがって、⑤層の下位層である③層が12～13万年前より古いことは明らかであるが、規制庁は「可能性がある」とし、こちらも否定的な判断をしている。

つまり、規制庁は一貫して個別データのみをとって、活動性がある可能性を否定できないと結論づけている。

科学的な地層の堆積年代の特定・信頼性確保には、不確かさを持つ複数の年代分析手法に基づき総合的に判断する必要があり、本審査書案は的確な内容とはいえないのではないかと。

意見 3

＜該当箇所＞ 審査のプロセス全般

▶質問回答の期限を定め、審査を進めたことについて

一般的な審査会合の進め方については、規制委員会からの指摘事項を踏まえ、事業者が申請書および補正書を補足し、信頼性、説明性を充実させる観点から、必要に応じて追加調査を行うことが今日までの通例と認識している。

一方、今般の敦賀2号機審査においては、審査会合の資料を確認すると、本年2月9日の審査会合で突如、活動性に対する規制庁からの質問の回答期限が2024年5月までと伝達され、さらに5月31日の審査会合において、連続性に対する質問の回答を2024年7月までに実施するように規制庁から事業者へ伝達されたことと認識している。

審査期限が設けられた中で、事業者側からの申し出のあった活断層ではないことを明確に否定するための追加調査やその追加調査を実施するうえで審査書を超える範囲（再補正申請）の議論も実施せず、拙速に回答期限を定めた本審査書案は的確な内容とはいえないのではないかと。

以上

活動性を評価できない(c)と述べており、正負の可能性のどちらか一方だけをとって、活動性を評価することができないと結論づけることは科学的な評価と言えないこと。

また、一度途切れたK断層が、存在しない地層に再び現れていたかもしれないとの評価は、両道路ピットにおいて4箇所ですべて同時に途切れることの確率的考察が全くなされていない。更に、D-1トレンチ内のどの場所でも同じことが言えるとの前提に立って論じているが、道路ピットは北西法面と異なり、深い位置である(観察面の高さが全く違う)ことと併せ、科学的に正しいと言えるのか疑問であることから、記載、構成の修正が必要と考える。

意見2

<該当箇所> P.15 1行目～2行目

3. K断層の活動性

(4) K断層の活動性の評価

規制委員会は、K断層の活動性の評価について、以下のことから、K断層は後期更新世以降(12～13万年前以降)の活動が否定できないと判断した。

<意見>

「活動が否定できないと判断した」を「活動を十分に否定できていないと判断した」に修正すべきではないか。

<理由>

原子力規制委員会『实用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について』(NREP-0002:令和4年12月14日改正)「5-2地盤.2(2)後期更新世以降(約12～13万年前以降)の“活動が否定できない”の意味」では、設置許可基準規則もこの考え方(「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」の考え方)を引き継いで策定しており、その趣旨を踏まえれば「将来活動する可能性のある断層等」と評価されるのは、各種調査の結果、後期更新世以降の「活動が否定できない」場合であり、様々な調査を尽くした上で活動の可能性が推定できないような場合にまで機械的に「将来活動する可能性のある断層等」と評価されるものではない。また、ある一つの調査手法からは活動性を示唆するとも解釈し得る場合には、変動地形学的調査、地表地質調査、地球物理学的調査等の複数の調査を組み合わせる中で、総合的に判断することとなる。とある。

現に、審査書案の同項「i.活動性の評価に用いる地層の堆積年代」では、「その堆積年代を評価できていない」、「ii.K断層の変位・変形」では、「評価する地点として妥当とはいえない」、「変位・変形の有無が確認できないため、K断層の活動性を評価することはできない」ことが評価として記載されており、活動の可能性を判断するまでの状況に至っていないものとする。

また、申請者においては、さらにデータを補完すべく、現申請書範囲内での追加調査を申し出たにも関わらず、原子力規制委員会はこれを認めておらず、前述の『实用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について』にある、「様々な調査を尽くした上で活動の可能性が推定できないような場合にまで機械的に「将来活動する可能性のある断層等」と評価されるものではない。」との考えに照らせば、現時点で断定的な表記にまで至らないと考える。

意見 3

<該当箇所> P. 15 14行目～17行目

3. K断層の活動性

(4) K断層の活動性の評価

ii. K断層の変形・変位

a. D-1 トレンチでは、全体的に連続して分布する地層が存在しておらず、活動性の評価に用いる③層について、浸食で形成された溝(チャンネル)に堆積した地層により連続性が断たれ、面的な広がりがなく局所的な地層で構成されているなど、活動性を評価する地点として妥当とはいえない。

<意見>

「D-1 トレンチでは、全体的に連続して分布する地層が存在しておらず、活動性の評価に用いる③層について、浸食で形成された溝(チャンネル)に堆積した地層により連続性が断たれ、面的な広がりがなく局所的な地層で構成されているなど、活動性を評価する地点として妥当とはいえない。」とする科学的根拠・妥当性について、上載地層法を用いて活動性評価を行っている他の地域での評価実績も考慮しつつ、客観的データを用いて示すこと等により、規制者としての説明責任を果たすべきではないか。

<理由>

国内の山間部は、海成堆積物のような静穏な地層が分布していない場合がほとんどであるが、D-1 トレンチよりも狭隘な範囲に地層が分布する場所において上載地層法による断層の活動性調査が行われている事例は多数あるのではないか。

仮に、審査書案の記載のように、「D-1 トレンチでは、…活動性を評価する地点として妥当とはいえない。」と原子力規制委員会が判断するのであれば、その科学的根拠・妥当性について、上載地層法を用いて活動性評価を行っている他の地域の実績も考慮しつつ、客観的なデータも含めて明確しなければ、規制者としての説明責任を果たしたことになるのではないかと考えられる。

少なくとも、審査書案に記載された内容だけでは、活動性を評価する地点として妥当な場所と不適当な場所に係る規制委員会の線引き(基準)が示されて

おらず、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」でも「約12～13万年前以降の複数の地形面又は連続的な地層が十分に存在する場合は、これらの地形面又は地層にずれや変形が認められないことを明確な証拠により示されたとき、後期更新世以降の活動を否定できる。」とされているが、どのような状況をもって「十分に存在する場合」とするのか明確に示されていないため、許可済のサイトでの活動性評価が適切に行われたのか否かも理解できない。

なお、申請者は、北西法面でK断層による変形の影響についても統計的に説明しており、上載地層として着目している地層について、

① 堆積時の状態を保持していること

② 断層の影響（変位・変形）範囲との位置関係が妥当であること

が確認できる。同様に、原電道路ピット及びふげん道路ピットについても、これらの条件を満たしていることが明確である。

加えて、iiはK断層の変位・変形についての評価を論ずる章であり、評価地点（D-1トレンチ）から得られた調査結果をもとに、活動性の評価を淡々と記載すべきところ、評価地点自体の妥当性を否定することから論じていることは科学的でなく、審査のプロセスにも疑念を生じるものとする。

意見4

<該当箇所> P.15 24行目～28行目

3. K断層の活動性

(4) K断層の活動性の評価

ii. K断層の変形・変位

c. 原電道路ピット及びふげん道路ピットにおけるK断層について、K断層は、上方に向かって断続的に出現する特徴を有していることを踏まえると、既に除去され、現在は存在しない地層で再び現れていた可能性があるが、現状では上位の地層におけるK断層の変位・変形の有無が確認できないため、K断層の活動性を評価することはできない。

<意見>

このような評価は「科学的な判断」といえず、申請者からの追加調査の申出を認めることなく結論付けた根拠を含め記載すべきではないか。

<理由>

既に除去され、現在は存在しない地層でK断層が再び現れていた可能性があるが、そのことが確認できていないことをもって「評価できない」としていることは、言い換えれば、その地層部分があればK断層の変位・変形の有無を確

認でき、評価できることを示唆している。

一方、これに関しては、令和6年8月2日開催の第24回原子力規制委員会臨時会議 資料2「敦賀発電所2号炉 現在検討中の主な追加調査案について（敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性）」において、申請者から「道路ピットにおいて、K断層が上載層に連続しているか否か、内部構造を確認中」とあったにも関わらず、原子力規制委員会は、この調査結果を確認しない状況で判断している。

つまりは、今後の調査で得られる可能性のあるデータの存在を自ら排除した上で、「K断層の変位・変形の有無が確認できない」と結論付けていることは科学的な議論を尽くしたと言えないと考える。

2. 審査のプロセスに対する意見について

意見1 広く第三者の専門家の評価を受けるべき

本件審査の過程においては、第22回原子力規制委員会（令和6年7月31日）の場で委員からは、「明確な答えは分からないんだっていうのが科学技術的な限界なのかなっていう印象を持ちました」との発言があったことに加え、第27回原子力規制委員会（令和6年8月28日）では、規制庁からの審査書案説明の後、意見を求められた同委員からは、「専門的なことに踏み込んだ判断を私ができる訳ではないんですけれども、元々この分野の判断がシロクロつけることが簡単にできる分野ではないと認識しております。」とあった。

このように、高い専門性が求められる地質構造等に関わる審査に対し、委員自らが、本来追求すべき科学技術や自らの能力に限界を感じるような発言があったところであり、規制委員会は「高い専門性を伴う科学的・技術的な審議」を経ずに非専門家間で重要な判断を行ったことが明白である。

こうした状況や本件審査書案においても、明確な活動性を言うのではなく、「可能性を否定できない」や「不確かさ」などをもって判断されようとしていることを踏まえれば、まさに原子力規制委員会の活動原則にある、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」ことが求められているものと考えられる。

また、原子力規制委員会「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」の「5. 調査及び調査結果の信頼性」では、以下の記載がある。

基準地震動及び基準津波の策定等に関する調査に当たっては、調査手法の適用条件及び精度等に配慮し、目的に応じた調査手法により実施されることが必要であり、可能な限り、最先端の調査手法が用いられていることが重要である。また、立案段階の調査計画を含め調査結果・評価に係る全てについて公表されるこ

とが望ましく、広く第三者の専門家の評価を受けることによって調査結果の信頼性と精度が向上する。その際、一部の整合していないデータについても、その整合しない理由とともに公開されることが重要である。

なお、外部の学識経験者等に評価を依頼する場合には、中立性の確保が必要である。

については、原子力規制委員会が自ら定める「活動原則」、「審査ガイド」に照らせば、本件審査にこそ、広く第三者の専門家の評価も踏まえたうえで調査、評価すべきであったと考えるが、それを行わないとした規制委員会の考え方、あるいは第三者の意見や評価を求める基準について明らかに説明すべきである。

意見 2 申請者の追加調査の申し出を認めるべき

令和6年7月24日に行われた原子力規制委員会の定例会見において、地層・地盤審査に関し問われた山中伸介委員長は、「非常に証明が困難で時間がかかったサイトもあるが、丁寧に評価をしていけば、事業者はキッチリとそれを証明することができるという問題なので、あくまでもこれは悪魔の証明ではないという、私はそういう見解です。」と述べている。これは、原子力規制委員会と申請者との間で丁寧なコミュニケーションを図り、申請者が重ねる追加調査から得られた最新知見や科学的データをもって、審査が進められてきたことを示すものと認識する。

一方、敦賀発電所2号機の審査に関しては、現申請書の範囲内か否かはあるにせよ、第1272回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（令和6年7月26日）においては、追加調査の実施を申し出た申請者に対し、「そちらで将来やられるのはご自由」との発言がされている。

また、第24回原子力規制委員会臨時会議（令和6年8月2日）では、「新しい立論方法に関して具体的に乏しい、期間が非常に不明確、多少データが付け加わったところで審査チームが出した技術的な評価というのが変更になる可能性というのは極めて乏しい」などとの見解が示され、結果して原子力規制庁の確認結果に基づき、審査書案を取りまとめることが指示されている。

前述の山中委員長の考えと今回の取扱いを比べると、まずは、評価に関わる新たな科学的技術的データが得られる可能性のある追加調査を自ら否定をしていること、根拠を示すことなく、データが付け加わったとて評価が変更になる可能性は極めて乏しいと予断していること、さらには、申請者への「ご自由に」との発言は規制側と被規制側相互のコミュニケーションの観点から看過できないものと考えられる。

については、山中委員長曰く「丁寧に評価」するために不可欠な、科学的技術的データが補完される追加調査の申し出（現申請書の範囲内のものまでも）を、本

件審査に限って何故求めなかったのか、あるいは受け入れなかったのか。

活動原則にある「孤立と独善を戒める」とする「透明で開かれた組織」として追加調査を認めるべきと考える

以 上

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所 〒 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

連絡先 電話 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 審査書外「審査プロセスに対する意見」

<内 容>

敦賀2号機審査については、2015年11月に設置変更許可申請を提出し、審査対応を行っていたところ、2023年4月に敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性に関する部分について、補正を行う旨の指導が原子力規制委員会よりなされた。その指導に基づき、事業者は2023年8月に補正書を提出し、審査会合・現地調査を行ってきたが、2024年2月9日の審査会合で、活動性に対する規制庁からの質問に対する回答期限が2024年5月、また2024年5月31日の審査会合で、連続性に対する質問の回答期限が2024年7月までと原子力規制庁から事業者に伝達された。

その後も審査会合や現地調査が行われ、2024年7月26日審査会合においてK断層の活動性及び連続性について、設置許可基準規則第3条第3項に適合していると認められないとの確認結果が示され、8月2日の臨時会合では、事業者より社外技術者も加えた専門家チームで追加調査によるデータ取得と立論方法の見直しを行うことを検討している旨を説明し、「設置変更許可申請の補正書」を再補正する考えが示されたものの、原子力規制委員会は、新たな立論方法の見通しや期間について具体性に乏しいとの認識を示し、敷地内にある「K断層」の活動性及び連続性を否定できないとする原子力規制庁の確認結果に基づく審査書案を取り纏めることが決定された。

一般的に審査会合では、規制委員会からの指摘事項を踏まえ、事業者が申請書および補正書を補足し、信頼性、説明性を充実させる観点から、必要に応じて追加調査を行うものと認識しているが、今般の敦賀2号機審査において、審査期限が設けられた中で、事業者側からの申し出のあった追加調査を認めることなく、拙速に新規制基準に適合しているとは認めないとする審査書案を取りまとめることを決定したことは、不適切な進め方であったと考える。

また、原子力規制委員会が定める敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(地質ガイド)において、基準地震動及び基準津波の策定等に関する調査にあたっては、「広く第三者の専門家の評価を受けることによって調査結果の信頼性と精度が向上する。」との記載があることを踏まえると、追加調査によるデータ取得と立論方法を見直すとした事業者の進め方は、調査結果の信頼性と精度を向上させるうえで重要なプロセスであり、審査書案を取りまとめる前に、新たな立論方法等を具体的に確認するべきであると考えている。

以上

原子力規制委員会

日本原子力発電 敦賀発電所 2号機

審査に係るパブリックコメント 提出の件

京五条MT
[REDACTED]

パブリックコメントの要約として

その1 活断層の繋がりについて

敦賀2号機のトレンチで浦底断層と分岐点で活断層が検知されていましたが、その活断層が炉心方向に向かう途中で、活断層が曲ったり消えたりしているため、申請側の原電が炉心方向に繋がっていないと主張しています。否定の否定を使ってはならず、必ず追加検査をさせて、実証のデータで審議すべきです。

ここでは繋がる途中の断層に活断層ではなく、正断層の可能性がないかも検査で確認すべきです。

さらに、東日本大震災での正断層の動きを見て、それをこの原電地域に反映するのは、これまでの定義や運用に反し、地域差や年代も地質も異なるので、原電の地域にすぐに反映してはならない。

その2 炉心の真下に活断層で

原子炉の建設時には、すべて表面の土壌を取り除き岩盤の表面を磨くように表面を確認し、確認で岩盤の上にコンクリートを

流して土台を築いている。

規制委はこの炉心の真下に 活断層が繋がっているとしていますが この岩盤のどこにつながっているか 上か 下か 横かを検証する必要がある。となるのか 証明する必要がある。

地域周辺の断面では何本もの破碎帯が原子炉の下に深く存在している。別の破碎帯が 炉心の地盤の前で遮るか 迂回して炉心の載った画岩盤には関係ないことの方が確率が高いと感じる 炉心の岩盤の下に活断層や破碎帯があると和和言えないので炉心岩盤と活断層のとの繋がりと炉心真下に活断層があるのか 必ず検査確認とする。

炉心の真下に活断層があり 外の活断層に繋がっている可能性が否定できない の表現は許されない、何らかの方法で検査・検証し 審議とする。

その 3 活断層の年代測定

再稼働の原発には再稼働用の内規則で対応する

規制委の 条項では 原子炉は活断層の上の造ってはならないとあり、その活断層の定義は 13-12 万年より古い地層は活断層ではない としている。

申請者側の原電は 地層検査の測定で 中心値が 13.3 万年で プラスマイナス 0.9 万年の誤差があったとした。この誤差をえると 上限が 14.2 万年 下限が 12.4 万年となり いずれも活断層の範囲を超えている。それゆえ 活断層ではないので 原子炉は問題なく再可動できる。

しかし規制委は 科学的根拠がとぼしい などとして この結果を無視しているように思います

このため新規に検査個所を広範囲に設定して多数の検査結果で 信頼・精度のある データで審査することです

しかしながらこの年代の古さである。12-13 万年以上は活断層ではないというが、この時代は旧石器時代である。我々が知る縄文時代でも 1.5 万年前後で いかにも古いかである。

ここで規制委は 法律にしばられ 20 世紀から 12-14 万年前の時代にその分析誤差の 1 万年も 許さじ として柔軟性もなく 数字的に 厳格に 一方的に極めて官僚的な運用であり 一字一句 規制委の手引書で確認するかのごとくです。それでまで稼働していた原発もを 12-14 万年以後の活断層に乗っているから地震で動く可能性があるのでこの断層の上にある原発は建設 時禁止 再稼働も禁止とする。

この状況は近代社会として おかしくありませんか、なので、今回の敦賀 2 号機の断層の断層評価で

この浦底断層の活断層が動いたのは約 400 年前のことで、この敦賀原発はこの浦底断層から分枝された断層だが評価は活断層ととして連動するので危険であり 今この断層に立っている敦賀原発 2 号機は再稼働出来ないと規制委が断言的に評価した。

この原発が移動して危険だから再稼働を認めない これが断層が振動するのはいつですか、確率同じなら今から次は 2000 年後まで続きます。これいつの話ですか いま 2024 ですから 半分すぎてもと 2025 後までつづきます。原発はとっくに終了し解体しあと方もないの時代それまで大地断層は安定です。 .

この時活断層と騒いでいる人は 地震 津浪、山崩れまったく起らないと思っていますこの事態、幽霊が出るから 幽霊の年齢を聞いてこう。足腰が丈夫かどうか、いつま追いかけてきそうまで疲れるから聞いておこう。そんな意味もないやり取りが 今敦賀 2 号の活断層でおきています

これは地殻変動のやりとりと原発事故の危険性をごちゃまぜで議論しているからで 活断層や逆断層はほんの少し絡むだけで原発危機の地震 津波それと地殻変動での発生確率なのです、

地震危機評価は 地震の発生確率とそのための近く地層の変化なのです 地質学者が活断層を逆断層といっても原発の問題は 地震発生確率が主で 万年単位の地層の変化などほとんど無関心であり注目は 土壌 岩盤の状況なのです。

では地震危険はどうするか 建設時は地盤地層の来歴を評価するが すでに前の規則で建てられた原発は 地震発生確率が基準で そして地盤の変動や変がないのである。

地盤の活断層・逆断層は万年、千年単位での安定性があれば当然 問題なく再稼働できるように 原発地震立地基準をつくるべきだ そこでは 活断層があっても何年後くらいで動くのかを参考資料と記載し評価基準方から外すべきだ

とにかく無用の活断層検査では必ず前回の断層移動記録を併記して安定か否かで問題ない。地震との地層のことは地質学者に任せ 断層からの地震への影響は、時代的な長さ故 再稼働の「原発には活断層は原発 ha に無用である。

それより原発の危機は地震や津波 火山の噴火対策などがメインであり 再稼働の原発に断層評価はむようである。

従って 現在の規制委員の断層記述は 新原発での評価用であるとして 再稼働の炉心にはべつに規制委員会の新再稼働検査内規を作成所持する。

従って敦賀2号の再稼働はこれまでの地盤移動が 4000 年桃前で長期安定していたことで 上記の d データ検証に加え全体の再審査が必要となります。

「

その4 規制委の審議意識と使命感

退任された規制委が個人的には審査は原子力基本法
法律を守る事が使命だと思っている

原子力規制委員会の使命は「原子力に対する確かな規制を問うて
人と環境を守る」というのが使命文書（2013.1.09 組織理念）
に書いてあり

これを実現するための活動原則の一番最初は『何のものにもとら
われず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う』
で、これに沿った形で科学的な審査をやるように努めてきた」

「特定の発電所に何か特別な扱いをしているということは一切ない。
(他の原発と) 同じ規則やその解釈、審査ガイドといった公表文書
になっているものをもとに審査をおこなっている。誰かの意見でも
って恣意的な審査をするようなことはやっていないつもりだ」

更に 断層定義で 13 万年より古い地層は活断層ではないとする
条件に対し 測定検査した申請者の断層検査の年代測定が中心値
は 活断層ではなかったものの誤差範囲を含めると 活断層の
範囲になったとの

考え方が古いと思います かんが

規制委が使命的に 廃炉にするための審査のロジックを
使っているとの批判はそのとうりと思います

規制委の体質の見直し改革が必要です

その 5 否定の否定論法

原子炉直下に活断層があることが否定できない

というロジック

に 断層定義で 13 万年より古い地層は活断層ではないとする条件に

対し 測定検査した申請者の断層検査の年代測定が中心値は活断層ではなかったものの誤差範囲を含めると 活断層の範囲になったとの報告は申請者の正直な・・・論法だ。しかしこれが 13 万年の定義に触れるから危険で原子炉が設置できない危険なものとは 13 万年後が 1 万年ずれたとしても、まったく科学的範囲であり現代人は原子炉が 危険で設置できないし 再稼働も許さじで廃炉になるなどと危険であると、日本中も 世界中も 思っていない。そういうレベルの問題なのです。何かどこか狂っていませんかという状況です

福島島原発と同型の沸騰水型原発で展開してみると まずどの原発も復水器を海水で冷却するため海岸線に近く近く設置されています。これは地震津波に対して二次系の放射能漏洩が発生するので 常に 報告される防潮堤の高さを積み増す必要がある

危険の可能性が否定出来ない

なら無条件で防潮堤と積むしかない。予想される予想高さは次々高くなり いずれ破綻するう ロジックなのだ。

其れなら 原発の防潮堤は 30m いや 50m 更に 100m を超えることになる。こんなロジックが 最新の科学や技術の原子力発電には使えない かえって審査のゆがみから余 2 次系の房後設備をつけたりして設備運用での危険性が高まることをが恐ろしい。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] ([REDACTED])

連絡先 電話 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]**意見の対象となる案件**

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案

意見/理由等

今般の敦賀発電所2号炉の規制基準適合性審査書案に対し、下記のとおり審査書外の「審査プロセス」に対する意見を提出するものとしたい。

(意見/理由)

該当箇所
全般

内 容

申請者が2023年8月31日に補正書を提出して以降、主にK断層の活動性と連続性に主眼を置いた調査を経て、原子力規制委員会は「新規制基準に適合しているとは認められない」と結論付けられましたが、その結果に至るまでの審査プロセスにおいて拙速な進め方が見受けられたので2点の事例を示しコメントさせていただきます。

まず1点目は規制側が突如として審査期限を設定されたことです。申請者がK断層の活動性について対応してきたところ、2024年2月9日の審査会合において活動性に関するコメントの回答期限を2024年5月までに終えるよう伝達されました。更に5月31日の審査会合の際には連続性についても2024年7月までに終えるよう伝達されました。審査期限を規制側が一方的に設定するのではなく相互でコミュニケーションを図り、双方納得の上で決定していくべきであったと考えます。

2点目は2024年8月2日の臨時の原子力規制委員会において申請者の追加調査を認めず審査を打ち切った点です。本来、追加調査は規制側の指摘事項に対し申請者の回答内容の信憑性を高める役割を果たし、議論を前進させる大変重要なプロセスであると認識しています。

今回、規制側が補正書内の調査結果に留め、申請者が活断層の可能性を否定するための追加調査を認めず審査を打ち切ったことは、新たな議論展開の可能性をも打ち切ったに等しいとも言え、余りにも不合理な進め方ではないでしょうか。

以 上

意見：審査の進め方について

以下の理由から、日本原子力発電(株)(以下、事業者)の追加調査結果等を待ち、審査を継続すべきであると考えます。

理由：

1. K断層の活動性、連続性連続性とも事業者の評価結果について、「必ずしもそうとは言えない」とのことから、安全側に判断して「基準に適合していると認められない」と、結論付けているが、これは不確かさを多く含む学術に対して、技術的な判断とは言えないこと。(昨年8月に事業者から出された補正書により審査を行い結論を出すことは、技術的理由ではなく、事務手続きの理由であること)
2. K断層の活動性、連続性とも、これまでの審査により学術的な論点が明確になっており、この調査にポイントを絞った事業者の追加調査結果を確認することにより、敦賀2号炉の安全審査を合理的に行えること。(再申請を待ち、最初から審査を行うことは、原子力規制委員会、規制庁にとってリソースの観点からもあまりにも不合理であること)
3. 原子力規制委員会は、過去にK断層と同じ調査トレンチに存在するD-1破砕帯を「耐震設計上考慮すべき活断層である」と結論付けていたが、十年もの歳月を費やした結果、この結論を取り消している事実がある。このD-1破砕帯の審査と同じことを繰り返す(新規性基準の申請を待ち、最初から審査を行う)のは、上記2. のとおり、審査期間の観点からも不合理であること。
4. 更に、事業者は連続性について説明を行う準備をしていたにも関わらず、正当な理由なく、それを拒んだこと。(追加追加期間と平行して説明を求めれば合理的であること)

－以 上－

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所

[REDACTED]

氏 名

[REDACTED]

連絡先 電話

[REDACTED]

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案

意見/理由等

今般の審査書案については、その取り纏めに至る審査過程において、「科学的・技術的な視点」ならびに「審査プロセスの観点」に、疑念が認められることから意見するもの。

〈内 容〉

意見① K断層の活動性評価の根拠について

- 今般の審査過程においては、規制委員会が種々の事象を判断するにあたり、「可能性が否定しきれない」、「可能性は否定できない」、「可能性がある」など、抽象的で論理的な根拠が明示されない状況で判断されている。
- これらの判断は、科学的・技術的な知見を基に審査することが求められているなかで、科学的・技術的な視点が欠如していると言わざるをえず、議論・審査が尽くされているとは言い難い。
- このような、規制委員会としての意思決定プロセスは、拙速であり倫理観に欠けた進め方である。無論、フェイルセーフの原則や、安全側に視点を置いた考え方は大切なことではあるものの、科学的・技術的な知見を踏まえた議論が尽くされていない状況下においては、事業者の追加調査や説明を全て確認したうえで判断すべきである。

意見② 審査プロセスについて

- 規制委員会は、2024年2月9日の審査会合において活動性のコメント回答は5月までに終わるよう事業者に伝達、5月31日の審査会合においては、連続性については、7月までに回答を終えるように伝達された。
- このように、突然、事業者に対し期限を設定する、規制委員会の一方的な進め方では、事業者側の説明機会を著しく逸することとなる。
- このような審査プロセスは、規制委員会が掲げる活動原則(実行ある行動：形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する)に反するものである。
- 審査においては、一定の時間軸を意識することは重要であるものの、審理を尽くすために必要な時間については十分確保すべきであり、追加調査を含めた事業者の主張を全て確認したうえで、審査を進めるべきである。

以 上

20240927「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する意見提出

原子力規制委員会 御中

1. はじめに

パブコメの対象

- ・「規制委員会」は「申請者」からの申請書に対して、耐震重要施設の地盤の変位に関連して、敦賀発電所2号炉の敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性に関する部分についての補正を求めた。
- ・「申請者」から申請書添付書類の一部補正が提出された。
- ・「規制委員会」は一部補正が「設置許可基準規則解釈」と「地質ガイド」の基準等に適合しているかを審査、確認した。審査、確認したものがこの審査書案であり、今回のパブコメの対象です。

私の原子力、地震の知識は大学の教養課程レベルの元機械系エンジニアなので、「K断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性」に関して独自に判断する学識はありません。ただ、審査制度では、「申請者」は再度補正を提出し、反論することができること。もし、補正の再提出がない場合、再提出がされても、この審査書案を覆すことができなければ、「規制委員会」の判断が採用されることを私は理解しています。

2. 意見／理由

3頁：II 耐震重要施設の地盤の変位

まえがきの部分の主旨（「規制委員会」の主張）

- ①設置許可基準規則第3条第3項では、耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならないことを要求している。
- ②設置許可基準規則解釈別記1では、
 - ・耐震重要施設を「将来活動する可能性のある断層等」の露頭がないことを確認した地盤に設置することを要求している。
 - ・「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層等としている。
- ③地質ガイドでは、調査結果の精度や信頼性を考慮した安全側の判断が行われていること等を確認することを求めている。

(1) 変位が生ずるおそれがない地盤

地盤に固定された施設は、地盤の変異（等方的でない変異）があると、地盤から大きな剪

断力を受ける可能性があるので、①は妥当と思われます。地盤の均等な変異（地震による加振、加速度）は別項目で規制の対象になっていると思われます。

地震による加振、加速度に対して免震構造、フレキ配管などの耐震対策が行なわれています。日本では地震、断層を避けることが難しい／ほとんど不可能なので、地盤の変異を吸収する方法、例えば、陸上の船の様なものの上に原子力発電所を作るアイデア、対策を検討をすべきです。

地盤の変位が生ずる可能性がある判断された場合、原子力発電所の運転は直ちに停止、原子力発電所の建設は認めない判断を「規制委員会」はしなければなりません。

また、原子力発電所の事故が起きても、安全な地域を「規制委員会」は認定して、原子力発電所の安全を認めない人びとが事故リスクのない地域への移住ができるようにしなければなりません。原子力発電所以外のインフラでは、人びとに情報提供し、究極の選択肢を保障しています。

例えば、新幹線の場合、六甲トンネル（？）では活断層を横断しているので、活断層のずれが起きない様にアンカーで固定しているような話を聞いたことがあります。しかし、アンカーにより活断層のずれを防ぐことは不可能と考えている地震学者の中には新幹線のリスクを理解した上で、新幹線／航空機の選択をしている人もいます。

新幹線はいくつかの脱線対策をしていますが、それでも何度か脱線しています。日本のリニア新幹線は、トンネルが多く、トンネル内で停止した場合、最悪の場合、乗客はトンネル内を長い距離歩き、階段で1000m登らなければ、トンネルの外に出られない。トンネルから外に出ることができたとしても、冬山に放り出される可能性もあるそうです。また、リニア新幹線は現在の新幹線以上のリスクがあり、安全な停止ができない可能性が高いと判断し、欧州では計画自体を中止したと聞いています。

航空機の場合は単純です。いろいろな安全対策をしていますが、大型航空機の事故は100万飛行当たり2回程度で下げ止まり、搭乗員、乗客の死亡者数は年間数百人です。乗客は航空機による時短効果と航空機事故のリスクを考え、保険を掛けたり、エアラインを選んだりしています。

(2) 設置許可基準規則解釈別記1

断層等があると、その場所から破壊が進むことは、私が理工学部金属材料の強度でも習ったことと矛盾しません。金属の強度は、理論的に予想される強度の何分の1程度しかないのは格子欠陥があるからであり、外力を受けて金属の破断は格子欠陥から進展、拡大すると説明がありました。地層は金属に較べれば複雑な構造になっていますが、完全に地質の構造強度を予測することは困難としても、定性的な議論は可能と思われます。

「将来活動する可能性のある断層等」の露頭がある場合だけでなく、露頭がない場合、地

盤の変異が起きる確率は小さいと予想されますが、その場合でも地盤の変位が生じる確率を計算し、露頭がある場合を含めた全体の、地盤の変位する確率を求めて、審査書案の判断をする必要があります。

最初に、考えられる場合分けの条件とそれぞれの確率を求めます。

新たな断層の生成に関する条件 A

A1：新たな断層が生成され、地盤に変位が生じる確率、A2：新たな断層が生成されないで、地盤に変位が生じる確率

露頭に関する条件 B

B1：露頭がある確率、B2：現在のところ、露頭が確認されていない確率

断層の生成・活動時期に関する条件 C

C1：後期更新世以降の活動が否定できない確率、C2：後期更新世以降の活動が否定できる確率

少なくとも、8通り（ $= 2 \times 2 \times 2$ ）が考えられます。審査書案では $A1 \times B1 \times C1$ の確率で生じる場合だけを考え、「設置許可基準規則」と「地質ガイド」とから安全と判断しています。「規制委員会」の判断は地震専門家の通念かもしれませんが、それ以外の場合の確率とその場合のリスクを求めておくことは必要です。

(3) 安全側の判断

「規制委員会」の判断を支えているものに安全神話があると私は考えています。

原子力発電所発電所の放射性物質（燃料）はペレットとして固められ、被覆管で覆われ、圧力容器に収容され、さらに格納容器に収められ、建屋に設置されているので、放射性物質の外部への漏れはないとされていることを、福島第一原子力発電所事故後に私は知りました。

航空機の場合に例えるなら、航空機の安全対策は何重にも安全対策をしているから事故は起こらない、万一事故が起きても、搭乗者の死亡事故は起きないと言っているようなものです。主翼が分解、機体から分離するような事態にはバックアップする手段が無いので、主翼と機体の結合方法、結合部の加工方法、主翼が破壊するまで加重をかける破壊試験、事故想定以上の外力を受けない為の飛行制限、破壊前兆を捉えるための定期的なオーバーホール点検などを行なっています。それでも乱気流で想定以上の加重を受け機体が空中分解したり、客室を与圧したことによる低サイクルの金属疲労による機体の空中分解が起きてしまい、事後対策が取られてきました。

それでも、大型民間航空機の人損事故は世界平均で飛行 100 万回に 2 回程度発生しています。事故の大半はヒューマンエラーが原因とされています。航空機の事故対策は安全管理

が中心ですが、事故をゼロにすることはできなので、事故保険も重要な要素です。エアラインは事故を心配して乗客が減らない程度までの事故対策をし、乗客は何処まで自覚しているかはわかりませんが、実質的に航空機利用による時短効果（有効寿命の増加）と事故による短命化（寿命の減少）を比較しながら交通手段を選択しています。事故保険としてはエアラインには機体保険、搭乗者対人賠償保険、地人・物に対する対人・物賠償保険を、乗客には旅行保険（事故に対する傷害保険）が市場ベースで、民間保険会社によって提供されています。そして、航空機事故に対しても、自動車事故同様の社会的なコンセンサスが成立しています。

それに対して、原子力発電所の事故を含めて、核燃料物質による事故は民間保険会社の傷害保険の補償の対象外となっています。放射線障害の認定、放射性物質の管理の問題などがあるためか、放射線傷害保険そのものが存在しない。

放射性物質の外部への漏れはあってはならないことが要請され、それにより原子力発電所の安全神話が形成されたのかもしれませんが。

原子力発電所に関連したもう1つの安全神話が高レベル放射性廃棄物の地層処分です。この問題に関して私は、Gacco「地層処分の科学」を受講しただけで、覚えられない物質名も多かったのですが、原子力発電所の多重バリア手法と同様な手法が地層処分でも採用されていることに気が付きました。

高レベル放射性廃棄物の地層処分では放射性物質をガラスと一緒に固め、それを金属容器でオーバーパックして、さらに粘土の緩衝材で覆ったものを、安定した岩盤の地下300m以下の地層に埋設（処分）することと、原子力発電所で放射性物質をペレットとして固め、被覆管で覆い、圧力容器に収容して、さらに格納容器に収め、建屋に設置することはとてもよく似た安全対策で、同じ人たちが考え出した手法のようです。私が両者を安全神話と考えるのは、各段階のバリアの信頼性を定量的に評価していない、結果として事故発生確率が計算できないからです。すなわち現代的な科学技術として確立していませんので、安全神話です。

事故リスクを想定していないからだと思うのですが、原子力施設内の放射性物質が全量大気中に放出された場合の住民の避難計画が真面目に考えられていません。あるいは、それは規制委員会の仕事ではなく、原子力政策、政治の問題と考えているのかもしれませんが。原子力の仕事を明確に分ける、規制委員会ができること／できないことを明確に解かりやすく国民と政府に説明することが必要です。地震に関する評価検討会と同じ問題を抱えています。この問題は日本の組織、社会の弱点なので解決困難な問題かもしれませんが、解決しなければ、想定外が繰り返されるだけでしょう。

原子力規制委員会の健闘を期待します。

日本が地震大国なのはご承知の通りです。2024年1月1日の能登半島地震では、4メートルにも上る地盤の隆起が起きました。志賀原発も2万リットルにも上る油漏れがあったと報じられています。敷地内に35cmの隆起が確認された、との報道もありました。敦賀原発の地下にも活断層があるということで、停止は当然ですが、中央構造線の直近にある伊方原発、川内原発、また阿蘇の大規模噴火で影響をこうむる玄海原発、南海トラフ地震の危惧される浜岡原発などなど、日本には原発を動かすことのできる安全な土地はありません。また地層もあたらしく、核廃棄物を地層処理することもできません。

このような国で、原発を動かすことは、まさに我が国を「国土消滅の危機」にさらすことではないでしょうか？

一刻も早く全原発の廃炉と処分に動き出されますように希望します。

日本原子力発電敦賀原発 2 号機の再稼働について

原子力規制委員会は先月 26 日、日本原子力発電敦賀原発 2 号機について、原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが「否定できない」とか「否定することは困難」とのことで、稼働基準に適合しないと結論づけられました。しかし、この言葉は「可能性がある」よりもかなりあいまいです。

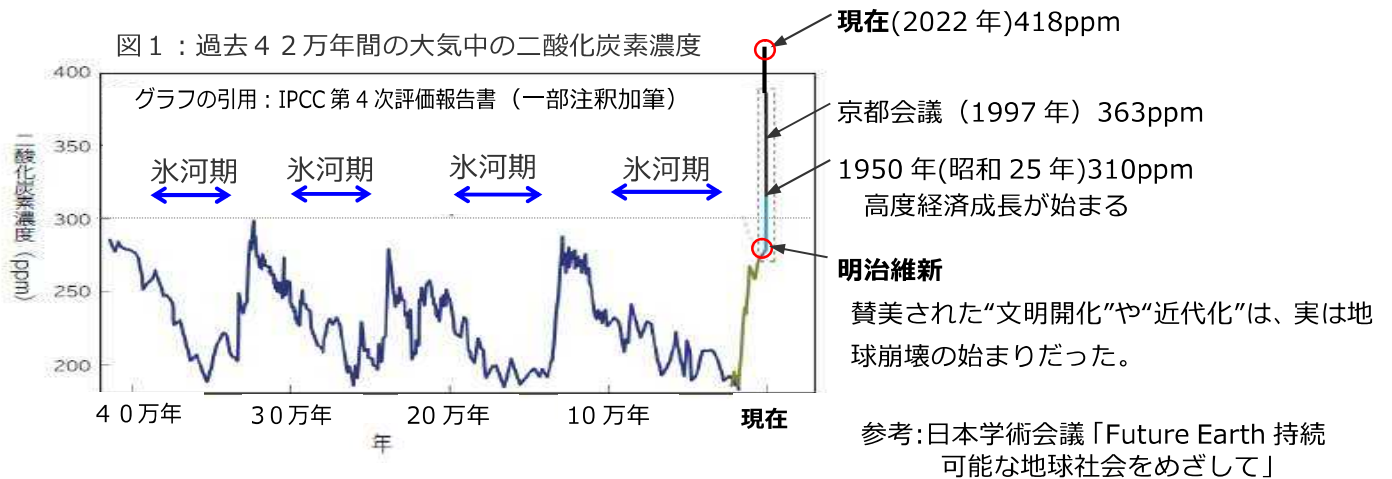
現在、気候変動を引き起こす「大気中の二酸化炭素」は限界に達しつつあり、世界各国で発生している異常豪雨や高温被害がその兆候といえるでしょう。このような瀬戸際に立っている地球環境にとって二酸化炭素を出さない原発は貴重な発電施設であります。今一度、地球環境保全の立場からも考慮に入れて頂いて、稼働停止について再検討をして頂きたくお願い申し上げます。

以下、参考資料をつけ添えますので、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

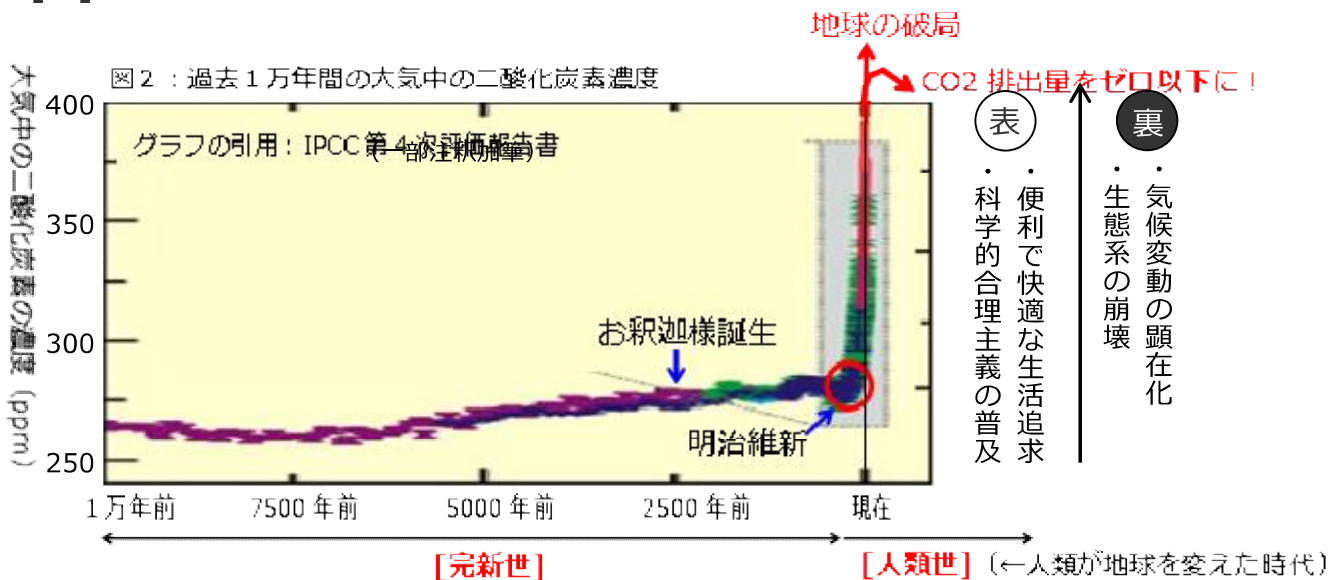
████████████████████
████████ (████████████████████)
████████████████████ (████████)

2024.09.27

[1] 明治維新以後、地球も人類も狂い始めた



[2] 現在は第五の五百年の末期



参考:「ようこそ人類世へ」(ビデオ): <https://vimeo.com/145400647>

最後の氷河期を終えてから約 1 万年間、大気中の CO₂ 濃度はほとんど変化しなかったため、気候は極めて安定して、春夏秋冬が規則正しく訪れていました。(図 2)

しかし、産業革命後(日本では明治維新後)石炭や石油を大量に消費し始めたため、大気中の CO₂ 濃度が急激に増加して気温が上昇し、気候が激変して生態系が狂い始めました。

このような被害の拡大を食い止めるため、パリ協定(2015年)では地球の平均気温の上昇を産業革命前と比べ +1.5℃以下に抑えることを掲げました。しかし、2023年時点で、すでに +1.48℃に達し、+1.5℃はおろか、+2.0℃以下に抑えることも困難な状況です。

現在、北半球の陸地の約 20%を占める永久凍土が解け出し、そこから CO₂ の 25 倍も温暖化しやすいメタンガスが噴出し始めており、地球環境は限界点(テッピングポイント)を超えて、「温暖化がより一層の温暖化を招く」危機的状態に至りつつあります。今後はグテーレス国連事務総長の言葉のように「地球沸騰化」向かって突き進む恐れがあります。

[3] いまこそ脱炭素社会に向かって舵を切るとき

京都会議（COP3：1997）後に始まった、温暖化を否定する「**温暖化懐疑論**」が日本中を覆い、温暖化防止のための社会整備が大きく遅れる一因になりました。あれから 25 年、温暖化対策が遅々として進まない中、予測とおり異常気象や生態系の異変が顕在化して来ました。

明確な科学者の知見があるにもかかわらず、私たちは目先の**便利で快適な生活**を追求することに目がくらみ、科学者の警告を無視して CO₂ を大量に排出し続けてきました。

地球温暖化に目をつぶり、地球上のすべての生き物を絶滅に追いやろうとしている私たち現代人ほど**愚かで、罪深い存在はいない**と言えるのではないのでしょうか。

特に、最近の夏の記録づくめの高温や、能登半島をはじめとして世界各国で発生している未曾有の異常豪雨の原因は明らかに地球温暖化がその背景にあり、このような現象は今後ますます激しくなってくるでしょう。子や孫のためにも、一刻も早く、脱炭素社会に向かって大胆に舵を切る必要があると思います。

[4] IPCC の数値目標では遅すぎる

現在、温暖化防止の数値目標は IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の知見に基づいて、「2050 年までに実質的な CO₂ 排出量をゼロにする」という目標を掲げていますが、現在のような削減スピードでは全く間に合いません。さらに、IPCC の報告書は純粋な科学者の知見ではなく、「政府間パネル」という各国政府関係者との協議によるもので、科学的事実とというよりも経済性や実現性を加味してまとめられた数値目標であり、また、上記の削減目標は 2℃以下のためのシミュレーション結果の 50～66 パーセントの数字を採用したもので、この数値以内であれば必ず限界点（テッピングポイント）を回避できるというものではありません。それで、子や孫のためにも、できる限り早く CO₂ の削減を図る必要があると思います。

大気中の二酸化炭素の濃度が低ければ低いほど、人類や生態系への被害が小さくなるので、二酸化炭素を出さない原発の稼働停止については慎重に検討をして頂きたいお願い申し上げます。

2024.09.22

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出

住所 〒 [REDACTED] [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

連絡先 電話 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>14頁19、32行目、22頁17行目

<内 容>

審査書案における「K断層の活動性」のまとめの一部において、「既に除去され、現状では上位の地層におけるK断層の変位・変形の有無が確認できないため、K断層の活動性を評価することはできない」という記述がなされている。また、「K断層の連続性」のまとめにおいては、「評価の信頼性が乏しく、K断層の連続性が否定できない」という記述がなされている。

K断層の活動性については、地層部分がないことを論点としており、科学的・技術的な判断がなされたのか疑問である。また、K断層の連続性については、信頼性が乏しいのであれば、評価結果の信頼性を向上すべく追加調査などを認めるべきだったのではないかと考える。

<該当箇所>審査書外「審査プロセスに対する意見」

<内 容>

本来、規制側と事業者は、原子力安全を向上させる目的に対し、相互に最善を尽くす関係を構築するべきと考える。

一方、この度の審査会合においては、事業者が申し出た追加調査の取り扱い等、規制側と事業者との意見が相違した際に、双方の意思疎通が十分に図られているとは到底言えないやりとりがなされたことは規制委員会の運営上の課題があるものと考えられる。

さらに、規制委員会の活動原則には、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」とある。この活動原則に従い、広く国内外における第三者の専門家の評価も踏まえたうえで、審査書案のとりまとめをすべきと考える。上述のとおり、運営上の問題があると受け止めており、規制委員会の体制や運営のあり方についても見直しが必要であると考えられる。

以 上

法人名 [REDACTED]

所在地 [REDACTED]

担当者氏名 [REDACTED]

所属 [REDACTED]

連絡先 電話 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号
発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案

〈該当箇所〉 8 頁 最終行～

エ. ⑤層最下部にはテフラ起源の鉱物が一切認められないとの評価

上記ア. のとおり、美浜テフラ起源の鉱物は⑤層下部で検出量が極めて微量であり、明確な降灰層準が認められていないため、⑤層最下部でテフラ起源の鉱物が検出されないことを根拠として、テフラの降灰自体がなかったと評価することは困難であり、⑤層最下部が美浜テフラ降灰以前の地層であるとはいえない。

〈内 容〉

当該箇所は、審査書案において初めて記載されたものであることを踏まえ、以下について確認させて頂きたい。

⑤層の最下部の地層においては通常分析ではテフラが確認されておらず、美浜テフラの降灰層準の下方にはテフラ起源の鉱物が分布しない地層が認められている。

仮に、美浜テフラ降灰以降に⑤層下部が再堆積をした場合、⑤層最下部にも美浜テフラが確認されることが自然であり、複数の分析測線で確認されない可能性は極めて考え難い。

以上の分析結果からは、⑤層最下部の地層が堆積する時にはまだ美浜テフラが降灰していなかったと評価することが合理的と考えるが、「評価することは困難」とされている根拠として、検出量が微量であること以外にも何かあれば、確認させて頂きたい。

なお、⑤層下部の堆積年代は下記に記す全ての検討事項を基に MIS5e であると判断している。(第1256回 審査会合資料 資料1-1-1)

〈⑤層下部中のテフラの対比(テフラの特定)〉

- ① ⑤層下部に産出するテフラについては、テフラの通常分析、重鉱物濃集分析の結果によれば、普通角閃石、斜方輝石からなる。また、これらの鉱物の主成分分析等の結果によれば、同テフラは美浜テフラ(MIS6～MIS5e の海水準上昇期に降灰)に対比される。
- ② ⑤層下部中の美浜テフラの降灰層準付近には、極微量のカミングトン閃石が認められる。主成分分析の結果、このカミングトン閃石は海上ボーリング No.2 孔で認められた明神沖テフラ(MIS5e の高海面期に降灰)に対比される。

〈テフラの降灰層準の認定(テフラ起源鉱物の検出量のピークの状況)〉

- ③ ⑤層下部中の美浜テフラの普通角閃石には検出量のピークが認められ、このピークは全てのテフラ分析測線で確認されている。

<⑤層下部テフラの再堆積の有無(堆積年代が逆転するような再堆積が無いことの確認)>

- ④ 普通角閃石の検出量のピークは同一層準(礫混じりシルト質砂)中に認められる。
- ⑤ このピークは、鬼界葛原テフラや大山倉吉テフラの層位関係と逆転していない。
- ⑥ これらのことから、⑤層下部において美浜テフラの降灰層準を認定することができる。なお、D-1 トレンチにおいて明神沖テフラの降灰層準は認定していない。
- ⑦ 明神沖テフラのカミングトン閃石は、10cm ピッチの分析においては美浜テフラの降灰層準と近い分析深度に認められるが、下位には少なくとも美浜テフラのみが検出される範囲がある。
- ⑧ 10cm ピッチの分析において明神沖テフラと美浜テフラが近い深度で認められる状況は、両テフラの堆積年代の差が約 4ka であるのに対して D-1 トレンチの地層の堆積速度が 0.04m/ka 程度と小さいことや明神沖テフラの下方への拡散による可能性が考えられる。

<⑤層下部の堆積年代の評価>

- ⑨ ⑤層下部には美浜テフラの降灰層準が認定される。
- ⑩ 全てのテフラ分析測線において、⑤層最下部の地層にはテフラ起源の鉱物が一切認められない。
- ⑪ 以上のことから、⑤層下部の堆積年代は MIS5e と判断される。

〈該当箇所〉 9 頁 最終行～

b.⑤層下部の堆積年代

⑤層下部の堆積年代については、⑤層下部が⑤層上部(MIS5c)の下位の層準であるとの層位関係、花粉分析及びOSL年代測定結果(126±5ka)を踏まえると、MIS5e(約 12～13 万年前)と評価できる可能性はある。

しかしながら、テフラ分析については、以下のとおり、⑤層下部に含まれる美浜テフラ(約 12.7 万年前)と明神沖テフラ(約 12.3 万年前)は、ともに極微量であり、明確な降灰層準が認められないこと、降灰時期の異なる両テフラが堆積物中で混在して分布していること、その両テフラの混在の要因が降灰後に堆積物中で生じた拡散であると判断した明確な証拠が示されていないこと等から、両テフラが再堆積(二次堆積)した可能性がある。

これらのことから、⑤層下部は、確実に MIS5e の地層に対比されることが確認できず、MIS5e よりも新しい年代の地層である可能性がある。

〈内 容〉

当該箇所は、審査書案の記載が、原子力規制委員会(2024.8.28)の「資料 1-2 敦賀発電所 2 号炉に関する審査結果の概要(案) の記載と異なっていることを踏まえ、以下について確認させて頂きたい。

審査チームが審査書案の内容について原子力規制委員会(2024.8.28)の了承を得る際に規制委員会殿が説明に用いた「資料 1-2 敦賀発電所 2 号炉に関する審査結果の概要(案)、原子力規制庁」の p.9 には、「⑤層下部の堆積年代については、テフラ分析、花粉分析及び OS� 年代測定の結果から MIS5e(約 12～13 万年前)と評価できる可能性があるが、再堆積の可能性等も踏まえると、⑤層下部が MIS5c(約 10 万年前)の堆積であることは否定されていない。」ことが明記されている。

上記内容は、審査書案には記載されていないが、⑤層下部が MIS5c に堆積した可能性があるかと評価されているのか、確認させて頂きたい。その場合、MIS5c に堆積したと評価される⑤層上部に特徴的に見られる鬼界葛原テフラが、⑤層下部に混在していないこととの関係について考え方を確認させて頂きたい。

なお、⑤層下部が仮に MIS5c に再堆積した場合、⑤層下部に鬼界葛原テフラが混入するのが自然であるが、鬼界葛原テフラは⑤層下部には確認されていない。これは、⑤層下部が MIS5c に再堆積した地層ではないことを強く支持しているデータである。従って、極めて不自然な状況を想定しない限り、⑤層下部が MIS5c であるとの評価は極めて考え難いと考えられる。

〈該当箇所〉 14 頁 9 行～

ii. 原電道路ピットにおけるK断層の変位・変形

- a. 原電道路ピットでは、③層中のD3層の一部とその上位の地層は造成のため除去されており、現在は存在しない。
- b. K断層は、北西法面において、堆積物中では断続的に出現し、一度途切れて(せん滅して)も、更に上位の地層で再び出現することが確認されている。また、原電道路ピットと隣接するふげん道路ピットでも、露頭の堆積物中では下端が途切れていることが認められる断続的なせん断面が、ボーリング調査結果から基盤岩中のK断層と一連のものであることが示されている。このため、D-1トレンチにおけるK断層は、堆積物中で上方に向かって断続的に出現するという特徴がある。
- c. したがって、原電道路ピットにおいても、一度途切れたK断層が、D3層かそれより更に上位の地層で再び現れていた可能性があるが、既に除去され、現状では上位の地層におけるK断層の変位・変形の有無が確認できないため、K断層の活動性を評価することはできない。

〈内 容〉

審査書案の当該箇所について、より理解を深めたいことから、以下について確認させて頂きたい。

原電道路ピット及びふげん道路ピットにおいては、上載地層である③層のD3層がK断層を含む③層のC3層を削り込んでおり、傾斜不整合関係で接している。(第1256回 審査会合資料 資料1-1-1)さらに、K断層の変位を複数箇所(4箇所)で切っている状況(堆積物中の変位が③層のD3層基底で途切れている状況: upward fault termination)が確認されており、この状況は堆積物中の変位に着目して上載地層法を適用する場合には極めて重要な情報である。

しかしながら、審査書案では「原電道路ピットと隣接するふげん道路ピットでも、露頭の堆積物中では下端が途切れていることが認められる断続的なせん断面～」や「原電道路ピットにおいても、一度途切れたK断層～」のように、K断層が断続的になっている状況が全体にわたって見られるような記載がされており、一方、上載地層法の適用の可否判断に最も重要な「上載地層である③層のD3層が変位を4箇所を覆っている状況が確認されていること(第1202回 審査会合資料 資料1-1、第1256回 審査会合資料 資料1-1-1)」は全く記載されていない。

申請者の示す観察結果「上載地層である③層のD3層がK断層を含む③層のC3層を削り込んでいること」及び「変位を複数箇所(4箇所)で切っている状況が確認されていること」について、審査書案に記載していない理由及び上記観察結果に対するご見解をお示し頂きたい。

また、上載地層である③層の D3 層が変位を複数箇所(4箇所)で覆っている状況が確認されていることは、D3 層堆積以降に活動していないことを明確に判断できる状況を示している。このような upward fault termination によって断層運動のイベント層準を読み取ることは一般に行われている判断方法であり、③層の C3 層堆積後に K 断層が活動し、その後、③層の D3 層が K 断層を含む③層の C3 層を削り込んだと評価することが合理的と考えられる。

しかしながら、「原電道路ピットにおいても、一度途切れた K 断層が、D3 層かそれより更に上位の地層で再び現れていた可能性があるが、既に除去され、現状では上位の地層における K 断層の変位・変形の有無が確認できないため、K 断層の活動性を評価することはできない。」と判断された規制委員会殿において想定される③層の堆積状況と K 断層の活動の順序について確認させて頂きたい。

〈該当箇所〉

19 頁 1 行～

ア. K断層の連続性の評価に用いるためには、断層ガウジ又は断層角礫の有無が破碎部の断層岩区分の評価により明確に識別できる必要があるが、申請者による断層岩区分の識別基準が定性的なものであり、当該基準を用いて、明確に断層岩区分が評価できていることを確認できない。

21 頁 3 行～

b.このように、K断層を含め本敷地の破碎部には、一つの薄片の中で断層ガウジとカタクレーサイトの両方の特徴がみられるという状況がある中で、申請者による断層ガウジとカタクレーサイトの評価においては、断層ガウジとカタクレーサイトの各々の定性的な特徴が示されているだけで、識別基準が明確ではない。

〈内 容〉

審査書案の当該箇所について、より理解を深めたいことから、以下について確認させて頂きたい。

狩野・村田(1998)、高木・小林(1996)、林(2000)、中島他(2004)、木村(1981)、相山他(2017)、Passchier and Trouw(2005)、Manatschal(1999)、相山・金折(2017)といった文献では、肉眼観察における岩片の量比に関する記載を除き定量的な基準は示されていない。また、他サイトの断層岩区分の識別基準においても同様に定量的な基準は示されていない。

本審査書案では、「申請者による断層岩区分の識別基準が定性的なものであることを理由に当該基準を用いて明確に断層岩区分を評価できていることを確認できない」としているが、どのような公開文献や他サイトの審査実績を踏まえて、「明確に断層岩区分を評価できていることを確認できない」と規制委員会殿が判断されたのかを確認させて頂きたい。

〈該当箇所〉 19 頁 5 行～

イ. 「4-1. (2)連続性評価基準における破砕部の性状の類似性に係る地質観察」に記載のとおり、K断層を含め本敷地の破砕部においては、1つの薄片試料の中で断層ガウジとカタクレーサイトの両方の特徴が認められる状況等があること、肉眼観察と薄片観察の断層岩区分の識別に差異があることを踏まえると、断層岩区分の地質観察による評価の不確かさが大きい。

〈内 容〉

審査書案の当該箇所について、より理解を深めたいことから、以下について確認させて頂きたい。

「1つの薄片試料の中で断層ガウジとカタクレーサイトの両方の特徴が認められる状況等があること」について、断層ガウジとカタクレーサイトの生成条件は異なり、カタクレーサイトは生成深度が1km以深や2km以深とされており、敦賀半島の隆起速度を踏まえるとカタクレーサイトが隆起して地表付近に現れるまでには少なくとも160万年間以上の期間を要する(第833回審査会合 資料1)。すなわち、現在地表付近で確認されるカタクレーサイトは少なくとも160万年間は活動していないと判断される。よって、地表付近で認められるカタクレーサイトは断層ガウジよりも形成年代が古いと考えられることから、両方の特徴が認められる場合にはカタクレーサイトが取り込まれた断層ガウジであると評価することが適切であると考えられる。

「1つの薄片試料の中で断層ガウジとカタクレーサイトの両方の特徴が認められる状況等があること」を理由に断層岩区分の地質観察による評価の不確かさが大きいと規制委員会殿が判断された理由を確認させて頂きたい。

「肉眼観察と薄片観察の断層岩区分の識別に差異があること」について、肉眼観察による断層岩区分において、観察対象のゾーンの幅が狭いため岩片や基質の性状を把握できない場合や、観察対象のゾーンの直線性や連続性が乏しく熱水変質作用を被ったために断層ガウジの構造が確認できなくなっている可能性が高い場合等において、薄片観察による、よりミクロな視点での観察によって岩片や組織を確認することができ、より確かな評価を行うことが可能であると考えられる。

即ち、スケールの異なる観察によって差異が生じることは観察の手法によるものであり、2つの観察結果を踏まえて総合評価を行うことはむしろ評価の不確かさが低減されると考えられるが、「肉眼観察と薄片観察の断層岩区分の識別に差異があること」を理由に断層岩区分の地質観察による評価の不確かさが大きいと規制委員会殿が判断された理由を確認させて頂きたい。

〈該当箇所〉 20 頁 下から 3 行～

a.現地調査において、K断層を含め本敷地の破碎部の薄片を確認したところ、断層ガウジと評価されている破碎部の中にジグソー状の角礫群などカタクレーサイトの特徴が認められるものがあり、また、カタクレーサイトと評価されている破碎部の中に基質を構成する粘土鉱物が多いものや、含まれる岩片が丸みを帯びているものなど断層ガウジの特徴が認められるものがある。

〈内 容〉

審査書案の当該箇所について、より理解を深めたいことから、以下について確認させて頂きたい。

申請者が提示している第1239回審査会合 資料3-2-2においては、カタクレーサイトと評価された破碎部の薄片観察による観察事実として「基質を構成する粘土鉱物が多い」や「含まれる岩片が丸みを帯びている」等の断層ガウジの特徴が認められるとされている破碎部はほぼない。(H24-D1-1 深度46.30～46.45mのみカタクレーサイトと評価されている破碎部で「基質に粘土鉱物が多い。岩片は少ない。」と記載されている。)

一方で、審査書案においては、「カタクレーサイトと評価されている破碎部の中に基質を構成する粘土鉱物が多いものや、含まれる岩片が丸みを帯びているものなど断層ガウジの特徴が認められるものがある。」と記載されているが、規制委員会殿は上記破碎部以外に具体的にどの破碎部の観察事実について申請者の観察事実と差異があると指摘されているのか、確認させて頂きたい。

〈該当箇所〉 21 頁 8 行～

c.このため、申請者による断層岩区分の評価の結果について、薄片観察で粘土鉱物等の組織が同じように認められる破砕部でも断層岩区分の評価結果が異なっている場合や、一つの同じ破砕部で肉眼観察と薄片観察との間で断層岩区分の評価が異なっている場合があるという状況が生じている。

〈内 容〉

審査書案の当該箇所について、より理解を深めたいことから、以下について確認させて頂きたい。

「薄片観察で粘土鉱物等の組織が同じように認められる破砕部でも断層岩区分の評価結果が異なっている場合」について、審査会合において明確に言及されなかったが、具体的にどの破砕部とどの破砕部で粘土鉱物等の組織が同じように認められるにも関わらず断層岩区分の評価結果が異なっていると規制委員会殿が判断されたのかを確認させて頂きたい。

〈該当箇所〉 21 頁 21 行～

b.最新活動ゾーンの認定について、申請者は、その判断指標として、他の構造に切られていないこと、最も細粒化が進んでいること、直線性・連続性が相対的に富む面であること等を挙げている。しかしながら、現地調査において薄片を確認したところ、複数のゾーンが隣り合って平行に分布しており、互いに切り合い関係がなく、また、ゾーン間では細粒化の程度や直線性・連続性にも差がない破砕部があることが確認された。このような破砕部では、申請者による判断指標では最新活動ゾーンの識別が困難であり、申請者が行った最新活動ゾーンが適切に認定できていることが確認できなかった。

〈内 容〉

審査書案の当該箇所について、より理解を深めたいことから、以下についてコメントさせて頂きたい。

最新活動ゾーンは、ボーリングコアの肉眼観察、CT 画像観察、研磨片観察、薄片観察の結果を踏まえて認定している。第 1272 回審査会合 資料2-1にて、現地調査において、最新活動ゾーンに関して、「従前のゾーンとは異なるゾーンが最新活動ゾーンではないか」との指摘のあった破砕部について、ボーリングコアの肉眼観察における断層面の認定、CT 画像観察における断層面の認定、研磨片観察における断層面の認定、薄片観察における分帯の結果を示しているが、薄片試料以外の試料・データも確認したうえで「申請者が行った最新活動ゾーンが適切に認定できていることが確認できなかった」と規制委員会殿が判断された根拠について、判断に用いたその他の試料・データについての確認結果も含めて、お示し頂きたい。

また、規制委員会殿が「申請者による判断指標では最新活動ゾーンの識別が困難であり、申請者が行った最新活動ゾーンが適切に認定できていることが確認できなかった」とされたのは、K 断層南方で実施した計 14 孔のボーリングコアからの計 133 箇所の破砕部のうち、どの破砕部であったのか、具体的に記載して頂きたい。

〈該当箇所〉 21 頁 12 行～

c. 変位センスの認定について、申請者は、複合面構造、断層ガウジに見られる微小構造や構造的特徴、岩盤内の引きずり構造に着目して評価を行ったとしている。しかしながら、これらの構造及び特徴に着目して変位センスを認定するのであれば、薄片において、その構造及び特徴が明確に判読される必要があるが、現地調査において薄片を確認したところ、変位センスの認定に用いた上記の構造及び特徴が薄片中では不明瞭であり、判読することが困難な破砕部があった。したがって、これらの破砕部においては、申請者が変位センスを適切に認定できていない可能性がある。

〈内 容〉

審査書案の当該箇所について、より理解を深めたいことから、以下についてコメントさせて頂きたい。

第 1272 回審査会合 資料 2-1 には、現地調査及び現地確認において最新活動ゾーンの変位センスに関して従前の評価とは異なる変位センスを示す岩片の配列等が認められるとご指摘のあった破砕部について当該破砕部の薄片を再確認した結果、ご指摘の岩片の配列等に定向性が認められないこと及び従前の観察結果と整合する構造等が改めて認められたことから従前の変位センスの認定に問題がない旨を示しているが、「変位センスの認定に用いた上記の構造及び特徴が薄片中では不明瞭であり、判読することが困難な破砕部があった。」と判断した理由について、明確にして頂きたい。

また、「変位センスの認定に用いた上記の構造及び特徴が薄片中では不明瞭であり、判読することが困難な破砕部」は、K 断層南方で実施した計 14 孔のボーリングコアからの計 133 箇所の破砕部のうち、どの破砕部であったのか、具体的に記載して頂きたい。

〈該当箇所〉 22 頁 下から11 行～

ii.延長 14 孔のボーリング調査で認められた破碎部には、破碎幅が比較的大きい破碎部(幅数十 cm 以上)があることが確認される。一般的に、断層が活動を繰り返して成長するにしたいがい、破碎帯も成長し破碎幅が増大すると考えられるため、破碎幅が大きい破碎帯は、一定程度の連続性を有すると考えられる。しかしながら、連続性評価基準に基づき申請者が敷地の破碎帯の連続性を評価した結果、ほぼ半数の破碎部が、近接のボーリングへ連続しないと評価され、非モデル化破碎帯として区分されている。

〈内 容〉

審査書案の当該箇所について、より理解を深めたいことから、以下について確認させて頂きたい。

「一般的に、断層が活動を繰り返して成長するにしたいがい、破碎帯も成長し破碎幅が増大すると考えられるため、破碎幅が大きい破碎帯は、一定程度の連続性を有すると考えられる。」について、一般的とする根拠(論文等)を明確にして頂きたい。

特に、ここで記載されている一般的な「断層が活動を繰り返して成長する破碎幅」は断層ガウジとカタクレーサイトの両方を合わせた幅であるとする根拠について確認させて頂きたい。

意見 1（審査結果について）

規制委員会がK断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できないとの評価は、いずれも事実即ち合理的なものである。よって審査不適合とした規制委員会の判断を維持すべきである。

意見 2（審査のプロセスについて）

K断層は後期更新世以降の活動が否定できない、K断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できない、よって2号炉原子炉建屋直下を通るD-1破碎帯は、後期更新世以降の活動が否定できない、との今回の審査結果と同じ結論は、既に2015年3月25日に受理された敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の評価書によって示されていた。にもかかわらず、規制委員会はその後、原電による適合性審査の申請を受理し、9年にわたり審査を行った。審査において原電は有識者会合の評価書を覆す証拠事実を何一つ示すことができず、同じ結論に至った。無駄な時間と労力を費やしたとしかいいようがない。2015年の段階で申請を受理すべきではなかったことは明らかだが、この点につきしっかりと反省したうえで、同じ轍を踏まないためにも、次に申請があった場合に、安易に受理することがないように措置すべきである。

意見 3（原子力発電所を運転する資格）

事業者の原電は、2015年の段階で、有識者会合により、2号炉原子炉建屋直下を通るD-1破碎帯は後期更新世以降の活動が否定できない、との結論が示されたにもかかわらず、これを覆す証拠を示すとして、適合性審査の申請を受理するよう再三要求した。審査の過程で、生データを無断で改ざんするなどの行為を行った。審査の終盤においても、新たな証拠を示すめどがないにも関わらず、再三にわたり再調査を要求し、審査を無駄に引き延ばそうとした。東海第二原発についても、安全対策工事の施工監理がまともにできていないことが明らかになっている。このような事業者が原子力発電所を設置する技術的能力を有するのか疑わしく、運転する資格についても問い直さなければならない。敦賀2号炉については廃炉を勧告すべきである。東海第二原発についても再稼働を認めるべきではない。

原子力規制委員会御中

<審査書への意見>

電話

意見理由：審査書の内容に問題点があるため。

該当箇所：8P1行目、11P30行目、10P10行目

<意見>

原子力発電は日本にとって他国の燃料資源に依存しない貴重な安定電源であり、その建設は主に電力の消費者の負担によって賄われたものです。したがって「国民の財産」といっても言い過ぎではなく、その稼働の有無を巡る審査は、科学的・技術的な公平さはもとより、慎重の上にも慎重を重ね、十分な時間をかけるべきであり、拙速な議論は許されません。

しかし、原子力規制委員会による敦賀発電所2号機についての審査書、また審査の過程は、前述の点からみると首をかしげる箇所が多々あり、その内容について多くの

疑問を持つものです。そのため、今回のパブリックコメントは審査書について「科学的・技術的意見」を求めるものですが、あえて「科学的」の解釈を広く捉えて、意見を提出いたします。

エネルギー安全保障、地球温暖化防止などの観点から原子力発電の役割に関心を持つ国民が増えています。中でも立地地域、敦賀2号機では福井県嶺南地域の人々にとっては、2号機の稼働の有無は、自らの安全・安心に加えて、地域での社会・経済活動への影響が大きく、原子力規制委員会の審査に関心を持つ市民は少なくありません。

従って、断層を巡る議論は極めて専門性が高い内容になりますが、規制側には審査書を可能な限り一般市民にも理解ができる内容にする努力が求められます。特に規制側と事業者側との間でデータの解釈など巡り見解の相違がある場合、規制側には、審査において、なぜ自らの見解が正しいとしたのか、その根拠を可能な限り詳しく説明する責任があると考えます。

一例を挙げます。K断層の活動性に関して、D-1 トレンチに分布する地層の体積年代において、原電道路ピット東向き法面の③層で事業者は光ルネッサンス（OSL）年代測定を行い、OSL 信号が飽和したことから、③層の堆積年代は 133 プラスマイナス

9Ka (12万4000年～14万2000年前)より古いと評価しました(審査書8P)。これに対して規制側は、「誤差を含めると得られた測定値の範囲が後期更新世以降(約12～13万年前以降)にかかることから、(③層の)D3層が約12～13万年前の時代に堆積した地層とも考えられ得る」(同11P)としています。

ここで違和感を抱くのは、①誤差が生じる確率はどの程度なのか、②誤差が生じる確率が低い場合、その誤差を含めることが合理的なのか——という点について審査書に説明がないことです。これらについて検討した形跡は見え、規制側が一方的、独断的に判断した感は否めません。

また、規制側は、事業者がテフラ分析、OSL分析などにより⑤層下部が12～13万年前よりも古いとした見解を、得られた美浜・明神沖テフラがごく微量であること、明確な降灰層準が認められないことなどから、「⑤層下部はMIS5e(12～13万年前)よりも新しい年代の可能性はある」(同10P)と否定しました。

上記の2点はあくまで例です。今回の申請にあたり、事業者は放射線などを利用してさまざまな手法を用いて、複数の視点から多角的に資料の調査・分析を行い、データなどを提出しています。規制側はそれらを多くの場合、事業者の立証に正当性・信頼性を与えるものと認めていませんが、その判断がどういう論文・文献、過去の事例などを根拠にしたものなのかは明らかにせず、また、どういう理由で信頼できないの

か、どの程度信頼性が欠如しているのかなど、具体的な説明を行っていません。そして、多くの調査・分析の事例について、⑤層下部の年代測定のように、安易に「可能性はある」などと事業者側の見解を否定する結論に至っています。

広島大学の奥村晃史教授は、規敦賀2号機についての規制側の審査内容について次のように述べています（月刊『エネルギーフォーラム』、2024年9月号）。「地層の年代を測定するための個別のデータには火山灰層の再堆積の認定や、年代測定値の誤差のように、必ず不確かさが含まれている。科学的な年代推定は、不確かさを持つ多数のデータを合わせて検討し総合的に判断することにより実現できる」

規制側が敦賀2号機の審査において、「安全側に立つ」として、事業者の調査・分析の結果について、不確かさを意図的に過大に取り上げたり、起こりえた可能性が極めて低い現象などに着目し、それらを絶対視し判断の根拠としていたならば、科学的・合理的な審査は行われなかったと言わざるを得ません。

今回の審査に当たり、事業者は、現地調査などの際に規制側が抱いた疑問点などのコメントなどに対して、必要に応じて再調査・分析などを行い、新たに得たデータを基に、可能な限り規制側の疑問などに応えていく姿勢で臨みました。十分に信頼できるデータを得には相当な時間・労力がかかり、その認識は規制側とも共有しているは

ずです。しかし、規制側は2024年2月9日の審査会合で、K断層の活動性についての規制側からのコメントへの回答は5月までに終わるように、また、5月31日の審査会合でK断層の連続性への回答は、7月中旬までに全て終わるように告げ、十分なデータを揃えたいと考える事業者に、それが困難になりかねない時間の制約を加えています。

審査においては、規制側が現地視察などで見出した新たな論点などについて、事業者が追加の調査・分析を実施して応えていくことが、科学的・合理的な結論を得るのに不可欠です。原子力規制委員会においては、敦賀2号機の審査を担当した石渡明委員が9月に退任することが既に決まっていました。規制側がこのように拙速とも思えるように審査を急いだことには、石渡委員が在任中にこの件について決着をつけるという規制側の意図があったと疑わざるを得ません。もしそうならば、審査書自体の信頼性が問われることとなります。

最後に審査書の在り方について意見を述べます。審査書は審査結果（25P）として、K断層の後期更新世以降の活動、K断層と原子炉建屋直下のD-1破砕帯との連続性を否定できないとしています。これは、つまり「D-1破砕帯が活断層の可能性を否定できない」ということです。「可能性を否定できない」との表現は、非常に無責任であり、多くの国民、立地地域住民が望んでいる審査の結論とほど遠いものです。

政府の地震調査委員会は、2014年に「南関東でM7クラスの地震が今後30年以内に起きる確率は70パーセント」と発表しています。国民、立地地域住民が求めているの

は、地震調査委員会と同じように、「敦賀2号機が、今後運転が予想される40年、あるいは廃炉までの80年の間に、D-1 破砕帯に亀裂が起きる可能性は何パーセン」なのか、定量的な数値を示すことではないでしょうか。

それは、現在の原子力規制委員会に与えられた役割ではなく、また非常に困難を伴うことかもしれません。しかし、それを実施できる機関は、わが国では原子力規制委員会のほかに存在しません。

事業者が予定している再申請での審査では、事業者の提出する調査・分析に対して偏見などを抱かず、視野を広く拡げて検討を進め、さまざまなデータを総合的に勘案し、科学的かつ合理的な判断を下すこと、また、その審査書は、国民に対して可能な限り分かりやすいものになることを望むものです。

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

連絡先 電話 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案

〈該当箇所〉 6 頁 13 行目

審査の過程において、規制委員会殿は、D-1 トレンチに分布する①層、②層、③層及び⑤層の堆積構造及び年代的なつながりについて整理するよう求めた。

これに対して、申請者は、上述のとおり、D-1 トレンチの①層、②層、③層及び⑤層までの分布、堆積過程を平面的、断面的に検討し、整理した結果を示した。

規制委員会殿は、以下のことから、D-1 トレンチに分布する①層、②層、③層及び⑤層は静穏な環境下で継続して同じように堆積したとはいえないこと、また、D-1 トレンチ内で全体的に連続して分布する地層は存在していないことを確認した。特に、K断層の活動性の評価に用いる③層は、細区分した各地層の分布が局所的であり、地層境界も複雑で様々な方向に傾斜していること、また、砂礫を主体とし、北東側の斜面から供給された崖錐堆積物のような堆積物や、チャンネルとそこを埋める堆積物も認められるなど、層相や堆積構造が多様かつ複雑であり、整然と成層する地層ではないことを確認した。

i. D-1 トレンチは、敷地東側の山地の山麓付近に位置しており、同トレンチ内に分布する地層は、海成層ではなく、旧河川や東側の山地から供給された陸成の堆積層である。

ii. D-1 トレンチの①層、②層、③層及び⑤層は、各々の地層が先に堆積した地層を削り込んで堆積しており、堆積年代によって、堆積物の供給方向や堆積物に変化している。

iii. ①層については、D-1 トレンチ内で認められる第四系のうちで最下位に位置する地層である。

iv. ②層については、下位の①層との境界が凹凸に富む。

v. ③層については、北西法面では、③層を細区分した地層(a層～o層)は、分布が局所的であり、地層境界も複雑で様々な方向に傾斜し、層相や堆積構造が多様かつ複雑である。また、原電道路ピット及びふげん道路ピットでは、③層を細区分した地層(A層～D3層)は、地層境界が複雑で、層相及び堆積構造が多様かつ複雑である。

vi. ⑤層については、北西法面では、堆積構造の違いから、上部と下部に細区分され、⑤層下部は、北法面の東方に向かって層厚が厚くなっており、⑤層上部は、緩い西傾斜で一定の層厚を示す。また、⑤層は、③層との層位関係では上位にあるが、「3. (2) D-1 トレンチに分布する地層の堆積年代」に記載のとおり、不整合と評価されるだけの時間間隙があるかは確認できない。

なお、⑤層下部については、北西法面では広く分布せず、同法面のおおむね中ほどより東側にのみ分布し、K断層の活動性の評価に用いる地層(③層中の k 層)の上位には、⑤層上部がみられる。

規制委員会殿は、以上のことから、申請者によるK断層の活動性評価の妥当性について、D-1 トレンチが複雑な堆積構造がみられる地点であることを踏まえて審査した。

〈該当箇所〉 15 頁 14 行目

- a. D-1トレンチでは、全体的に連続して分布する地層が存在しておらず、活動性の評価に用いる③層について、浸食で形成された溝(チャンネル)に堆積した地層により連続性が断たれ、面的な広がりがなく局所的な地層で構成されているなど、活動性を評価する地点として妥当とはいえない。

〈内 容〉

山間部では、海成堆積物のような地層が分布していない場合がほとんどであり、また本流性堆積物と扇状地性堆積物などが混在するような場所では、堆積物の供給方向が異なっていたり、堆積物の分布範囲や粒度に違いが生じることがある。更に、後から堆積する地層が既にある地層を削り堆積することで不整合関係になることもある。このような場所においても上載地層法による断層の活動性調査の事例は多数ある。(例えば吉岡敏和・谷口 薫・細矢卓志(2015):九州北部,小倉東断層におけるトレンチ調査)

審査書案では「K断層の活動性の評価に用いる③層は、細区分した各地層の分布が局所的であり、地層境界も複雑で様々な方向に傾斜していること、また、砂礫を主体とし、北東側の斜面から供給された崖錐堆積物のような堆積物や、チャンネルとそこを埋める堆積物も認められるなど、層相や堆積構造が多様かつ複雑であり、整然と成層する地層ではないことを確認した。」としているが、申請者は、北西法面については、「〈該当箇所〉13頁 下から2行〜」の「〈内 容〉」に記載の通り、K断層による変形についても把握することが可能であることを統計的手法などによる客観的整理に基づき堆積構造の有無について検討している。

また、審査書案では「D-1トレンチでは、全体的に連続して分布する地層が存在しておらず、活動性の評価に用いる③層について、浸食で形成された溝(チャンネル)に堆積した地層により連続性が断たれ、面的な広がりがなく局所的な地層で構成されているなど、活動性を評価する地点として妥当とはいえない。」としているが、申請者は、K断層を被覆する地層であるk層は、K断層によって変形した地層の範囲の東半部を覆っており、K断層が堆積物堆積以降、一回しか活動していないことや、k層の基底の水平性に着目してK断層の活動性について検討している。「面的な広がりがなく局所的な地層で構成されている」箇所において断層活動性評価が行われた事例は枚挙にいとまがなく、数多くの報告が世界を代表する学術誌などに掲載されている。

(例えば、Christopher B. DuRoss, Mark S. Zellman, Glenn D. Thackray, Richard W. Briggs, Ryan D. Gold, and Shannon A. Mahan(2021):Holocene Paleoseismology of the Steamboat Mountain Site: Evidence for Full-Length Rupture of the Teton Fault, Wyoming, Bulletin of the Seismological Society of

America

Nicolas Harrichhausen, Kristin D. Morell, Christine Regalla, Scott E. K. Bennett, Lucinda J. Leonard, Emerson M. Lynch, and Edwin Nissen(2021):Paleoseismic Trenching Reveals Late Quaternary Kinematics of the Leech River Fault: Implications for Forearc Strain Accumulation in Northern Cascadia, Bulletin of the Seismological Society of America

Alexandra E. Hatem, James F. Dolan, Robert W. Zinke, Russell J. Van Dissen, Christopher M. McGuire, and Edward J. Rhodes(2019): A 2000 Yr Paleoearthquake Record along the Conway Segment of the Hope Fault: Implications for Patterns of Earthquake Occurrence in Northern South Island and Southern North Island, New Zealand, Bulletin of the Seismological Society of America

T. Stahl, M. C. Quigley, A. McGill, and M. S. Bebbington(2016): Modeling Earthquake Moment Magnitudes on Imbricate Reverse Faults from Paleoseismic Data: Fox Peak and Forest Creek Faults, South Island, New Zealand, Bulletin of the Seismological Society of America

吉岡敏和・谷口 薫・細矢卓志(2015):九州北部,小倉東断層におけるトレンチ調査)

上記の通り、層相や堆積構造が多様かつ複雑である地点で上載地層法による断層の活動性評価の事例がある一方で、D-1トレンチで上載地層法を適用出来ないことの差異は何か。

〈該当箇所〉 13 頁 下から 2 行～

b. K断層の変形について、③層を細区分した地層(a層～o層)は、「3. (1) D-1トレンチに分布する地層の層序」に記載のとおり、分布が局所的であり、地層境界も複雑で様々な方向に傾斜している。また、これらの地層は、砂礫を主体とし、北東側の斜面から供給された崖錐堆積物のような堆積物や、チャンネルとそこを埋める堆積物も認められるなど、層相や堆積構造が多様かつ複雑であり、整然と成層する地層ではない。このため、K断層の変形の評価については、③層の細区分した地層の堆積状況を踏まえると、細区分した地層に認められる傾斜が、変形を受けた結果なのか、初生的なものかを明確に判別することはできないことから、変形によって活動性評価をすることはできない。

〈内 容〉

審査書案では、「K断層の変形の評価については、③層の細区分した地層の堆積状況を踏まえると、細区分した地層に認められる傾斜が、変形を受けた結果なのか、初生的なものかを明確に判別することはできないことから、変形によって活動性評価をすることはできない。」としているが、山間部では、海成堆積物のような地層が分布していない場合がほとんどであり、また本流性堆積物と扇状地性堆積物などが混在するような場所では、堆積物の供給方向が異なっていたり、堆積物の分布範囲や粒度に違いが生じることがあったり、後から堆積する地層が既にある地層を削り堆積することで不整合関係になることもあるが、このような場所においても上載地層法による断層の活動性調査の事例は多数ある。(例えば吉岡敏和・谷口 薫・細矢卓志(2015):九州北部,小倉東断層におけるトレンチ調査)

申請者は以下に示す通り、③層を細区分した地層(a層～o層)は、K断層による変形の範囲に関する検討を行った結果、南北走向、西傾斜の逆断層であるK断層の運動像に合致した地層の変形があった地層と変形が無かった地層が識別できることが明らかであると説明している。

- ・申請者の資料「第1256回 審査会合資料 資料1-1-1」は、地質観察の一つである法面観察によって想定された K断層による地層の変形の有無や変形範囲の評価が適切であるか否かを確認するための検討である。
- ・本検討では、最初に K断層によって「変形したと思われる部分(元の堆積構造が変形したと想定される範囲)」と「変形していないと思われる部分(元の堆積構造であると想定される範囲)」のデータ(地層の走向・傾斜)を大量に(150箇所以上)取得し、それらのデータを視覚化する(シュミットネット)と共に、それらが異なる集団であるか否かについての統計的検討(クラスター解析)を行ったところ、2つのグループとして区分出来ることを確認した。

- ・この2つに区分されるグループは、最初に想定した「変形したと思われる部分」と「変形していないと思われる部分」の2つのグループに相当していることを確認した。
- ・また、これらの2つのグループの分布は、断層模型実験による知見の一つである「変形した部分」と「変形していない部分」の出現の仕方とも合致していることを確認した。
- ・更に、「変形したと思われる部分」と「変形していないと思われる部分」の状態の差(地層の変形方向)は、南北走向、西傾斜の逆断層である K 断層の運動像とも一致していることを確認した。
- ・以上のことから、地質観察に基づき想定した K 断層による地層の変形が、統計的手法による定量的な評価やモデル実験から得られている知見からも支持され、また K 断層の運動像とも合致することを確認した。

審査書案では「③層の細区分した地層の堆積状況を踏まえると、細区分した地層に認められる傾斜が、変形を受けた結果なのか、初生的なものかを明確に判別することはできないことから、変形によって活動性評価をすることはできない」と判断されているが、上記の状況も考慮した上で、「変形したと思われる部分」と「変形していないと思われる部分」の区別が出来ない具体的な理由は何か。

原子力規制委員会様

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見書

住所：〒 [REDACTED]
氏名： [REDACTED]
電話： [REDACTED]
メール： [REDACTED]

＜意見の対象となる案件＞

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案より

「規制委員会は、「3. K断層の活動性」及び「4. K断層の連続性」に記載したとおり、K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断した。したがって、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に適合しているものとは認められない。」との規制委員会の結論に賛同いたします。

＜意見・理由＞

- 1、敦賀原子力発電所2号炉は敷地内に存在する浦底断層(活断層)より150～200mの近くに位置し、過酷な地震に対し何らかの障害が起きる事は明白である。今年1月の能登半島地震においても、志賀原発では、物揚場で35cmの段差が、燃料プールから326Lの溢水、変圧器からの19800Lの油漏れ等が見られた。規制庁はこれらを地震時の想定項目に加えてあったのでだろうか。地震時には想定外の事が起るものであり、それらが過酷事故に繋がる事は絶対にあってはならないのだ。活断層が原発に隣接しているなどという事は、国民の良識からしてもあり得ない事なのである。
- 2、設置許可基準規則第3条第3項は、耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならないことを要求し、設置許可基準規則解釈別記1には、耐震重要施設を「将来活動する可能性のある断層等」の露頭がないことを確認した地盤に設置することを要求している。規制委員会においても、申請者の詳細な地質調査・資料を基に、D-1トレンチおよびK断層、そこから延びる破砕帯に関し、地層の層序、堆積年代、断層の変位や変形、K断層の活動性などに関し綿密な調査を行った。その結果、浦底断層、K断層、破砕帯が同時に動かないとの結論には至らなかった。原発の安全性は、蟻の穴も塞いでゆく慎重な姿勢が重要なのであり、今回の判断を心より称賛する。

以上

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
 (2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出

住所

氏名

連絡先

電話

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書 (2号
 発電用原子炉施設)

意見/理由

<該当箇所> 25頁 下1~9行目 III 審査結果

<内容>

規制委員会は、「k断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びk断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないことから。設置許可基準規則第3条第3項に適合しているとは認められないと判断した。」を不適合理由としている。以下の事由で規制委員会の判断は不適切である。

意見/理由

- 1) 審査の不適合理由を、評価が安全側でない、k断層の非活動性・非連続性を否定するに十分な証明がなされていないとしているが、本来、適合性審査においては規制側が非活動性/非連続性について科学技術的ガイドを示すのが一般である。今回は、活動性、連続性に関する科学技術的不適合理由が規制側から説明がなされておらず、規制審査として不適切である。米国の地震の専門家や広島大の奥村晃史教授らの専門家は申請者の説明に科学技術的合理性があるという見解を示している。
- 2) 有識者会議は敷地内にみられるひび割れなどが活断層でないと証明できない限り、それを活断層だとみなして稼働の可否を判断する方向で理学的議論が進んだ。原子力規制の役割は原子炉を止めることでなく安全に運転させることにある。活断層を考慮した工学的対応により安全性を確保するアプローチが米国のNRCをはじめ原子力規制では一般的である。新幹線の走る丹奈トンネルは断層の中を通過している。工学的対応がなされているからである。「対応可能だと実証するデータがない」とした初代担当の鳥崎委員の判断で有識者会議では工学的検討がなされず、今回の審査結果においても工学的対応の是非の議論がなされていない。
- 3) 今回の規制委員会の審査結果は国のエネルギー政策にもかかわることから慎重に扱われるべきである。上記に述べた如く、その規制審査のあり方及び工学的なアプローチの欠如等審査に合理性を欠くと言わざるを得ない。拙速な結論を避けるべきである。

以上

投稿文

先8月29日大飯朝日の記事「敦賀発電所発電原子力炉設備変更許可申請」に關して審査案にこの投稿を受け付けたいとの報に接しております。

早速これに件に關しては、論議をスタートさせるに於て基本的ルールを踏んで貰わなければ危険を伴う論議が出るのでは、と心配しております。と言ふもその内容「予備拘禁」といふ、その内容に於ては知らず。

「予備拘禁」の語が戦前戦中「治安維持法」の中で世の中に横行して、多くの知識人が殺されたと言ふ暗い歴史が、この日本にはご座居ります。

当時私は小学生だったからこの予備拘禁の歴史は知りませんでした。と云ふ。それを知ったのは出陣前でありました。小学生ながら私も軍団隊列に於いて、この際私のトランクには、空プスター、大筒銃と三者の荷物を詰め込んでおいて、この予備拘禁の重くその移動の困難を全うする。当時「辞書検定」と言ふので、敵口語に内心で予備拘禁を厭うておりました。

「予備拘禁」の考へ方は、この様に七ん七んエスカレートして来た。考へておいて、与えられた取り入れの必要は有りません。

唯、様について必ずある事、言明の予備拘禁の時、言明は別です。過去にイタリヤで民間の研究家が近々地震の起る地帯に於て、当時イタリヤ政府は、不確実な把握で人々に不安を感入した。この研究家をプの雑誌に載せられた。処で實際に予見通り地震の起りました。かくイタリヤ政府は驚き、と言ふに事は起つておりました。

様について、必ずある事、言明は、現実にその起る初めにその言明を

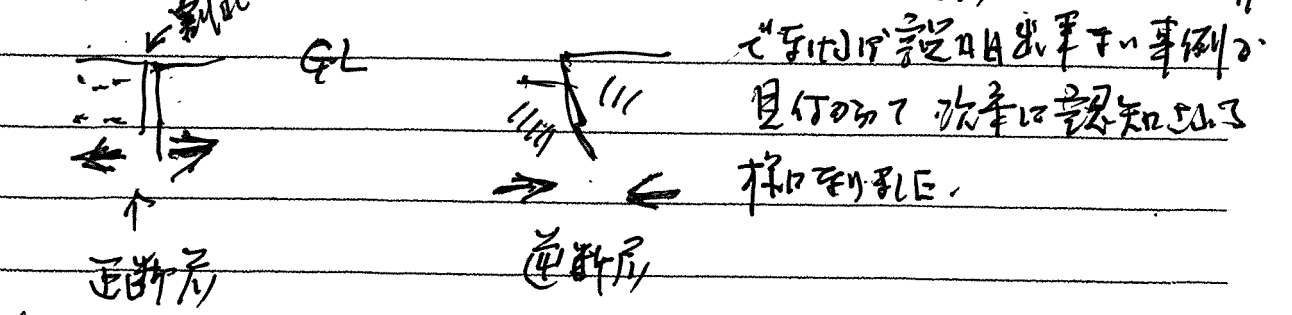
定結する宿命である。吾輩は予知の入り込に危険の多分にあり得る。
 2. トルコでは地震の起る時と行政のこわさを
 互視。實際に地震の起る大被害を免れ知の類。クルド人居る地域
 であつたが予知のたつと、と噂した事例がある。

従つて、地震について予知拘禁は基本的には出来ません。
 今回は、真下に断層が走っているが、その上に危険極まりない。原発は
 作らぬと云ふのが、危険な事ではない。でも、これを予知拘禁の事は
 出来ぬと考へて下す。と云ふは、真下に断層が走っている事と云つて、世に
 言明を付けた事である。

断層についての過去にともとも理解苦しい。断層の試みから来たもので
 あります。

阪神大震災の際、東大教授と云ふ人がテレビで道路を見つた断層がある
 地層の東西の差が、この地震の起つたとき、この事に不信をつた。

その理由は、断層には2種類あり、今我々見ている断層は正断層
 と云ふ事。逆断層は、道路の断層は、(逆断層である)と、(東断層)と
 指摘した。この意味は、直ぐには認められず、地層のずれは、逆断層



如く、阪神大震災の神戸市内に被害の少なかった地域は、この
 二種あるか？ 長田の大地震、および西側須磨には、この地震のゆり
 の様な地域が広がっている。この事例は、有名な高野断層の東端に、この地域
 があるか？

大阪府市丸谷町筋に於いて上町断層を走つた。又この地震は
極めて極小の地震で大阪で被害を起した。三島川に於いて26号線
沿線に、神戸の場合の震源は未知の断層に於いて報告されてゐる
熊本は未知の断層の震源に於いてゐる。

このように、世界で言及される断層は殆んど十の三事例が動
てゐる。この中で北陸の今日地震はつては耳を傾けたいと考
考してゐる。この考察は十分に通用するものかと考してゐる。

然る、今後30年以内は割裂以上の強震で南海トラフ地震が
起る。と警告を發してゐる。これは否意味は社会に脅威を加へてゐる
考してゐる。30年以内は以内の地震は發生するに場合、政府はたか
たか予ては心配をもち、30年以内は300年以内はたかたか予ては
この地震は昭和19年に起つた。伊豆伊半島東部は津波被害を起して
出た。30年地震は30年以内は30年以内は30年以内は30年以内は
30年以内は30年以内は30年以内は30年以内は30年以内は30年以内は
30年以内は30年以内は30年以内は30年以内は30年以内は30年以内は

山口で横断して、中央構造線に於いて巨大断層は、西端は到府
日向灘に於いて伊勢神宮の地帯に、この北は北の北、和歌山北部
震度1である。この震度は異常なものであつた。

地震の専門家は長野群発地震についてどのような結論を起してゐるのか？

そのために巨大断層を走つた。等
一口に断層と言つても地震のたゞに起る小の地震から
地殻構造を伴つて巨大断層を起つた。論理を説明するに無理？
この場合のことはよく知られてゐる。理屈を作り出してゐる。

さて、重要なのは、断層の材料力学で言つて「切れ欠き」に於いて
どうなのかの判断は、断層の切れ欠きと、一筆破断した地震は皆
である、 あんしん、 KOKUYO 以上

投稿者の住所・氏名



原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]
連絡先	電話 [REDACTED] メールアドレス
意見の対象となる案件 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号 発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案	
意見／理由 ＜該当箇所＞ 頁 行目 ＜内容＞	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

意見と理由

敦賀原発2号機の原子炉建屋直下に活断層が通る可能性があるとして原子力規制委員会は8月28日(水)原発の新規制基準に「不適合」とした審査書案を了承した事、本当に嬉しく思います。

福島第一原発の重大事故から13年6ヶ月たった現在でも事故の収束は見通せません。テグリの取り出し、たまり続ける放射能汚染水の海洋放出、山づみとなった放射能汚染土、甲状腺がんを苦しんでいる若者達など。原発事故は核戦争とも言えましょう。

この日本、地震津波火山……世界でも最も災害の多い国の一つです。一日も早く原発0(ゼロ)を実現して下さい。原子力村などの圧力に屈せず今後も事故のリスクなどに対し「安全側」に沿った判断をお願いします。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号
発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案

意見／理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 原子炉建屋の真下に走る断層が将来動く可能性を
否定することは困難なため原発の規制基準に適合していると言

えないとする結論は重いと考えます

<記入方法について> 原子力規制委員会の

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するた
め、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入し
てください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたし
ません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]
連絡先	電話 [REDACTED] メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号 発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案	
意見／理由	
<p><該当箇所> 頁 行目 適合しぬの審査結果は当然で、原電が再申請してきた 再審請も受理する必要はない。</p> <p><内容> 上記に記入</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

<理由>

日本原電は、今回の下断層の活動性・連続性についての補正書で活動性や連続性を否定できる根拠も示せなかった訳だが、
それとこの審査のものはもっと早く終結し不許可にすべき
だった。尤も、1300ヶ所以上の誤記、書き換え(改ざん)を
行い、2回も審査中断をした時点で、原電の「安全文化」
が信頼できないことが充分把握できたはずで、この時点で
不許可とするべきだった。

その後も原電は調査等の人と費用を掛け、発電量の多い
大手電力から料金を支払ってもらえるという立場(電気料金を支払う
消費者の負担を一顧だにしない)で、審査を引き延ばし続け
たことは、公益事業者としての責任をまったく考えないことを表わ

している。
山中委員長も審査の発言したように、敦賀の敷地内には
約200本もの断層があり「活動性の否定は大変困難」で、
再申請のために、追加調査等に200以上金を使っているのは
電気料金を支払う消費者(国民)にとり許し難い行為
でもある。

浦底断層を長く否定し続けてきたことから続く原電の
「安全文化」が確立されていない企業体質からも、
再申請を認めるべきではない。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号
発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案

意見／理由

<該当箇所>25頁Ⅲ ^{審査結果} 行目 にある以下①②

<内容> ① K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及び
② K断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性
が否定できない。この2点から、設置許可基準規則第3条第3項に
適合しているとは認められないとの判断は正しい。

2024年9月23日

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	[Redacted]
氏名	[Redacted]
連絡先	電話 メールアドレス
意見の対象となる案件	日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書 (2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案
意見/理由	敦賀2号は不合格で当然。廃炉か。
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	原発が無くとも電気は足りる。13年間原発ゼロで 軽管内はやり来た。酷暑は太陽光エネルギーカバーできた。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	[Redacted]
氏名	[Redacted]
連絡先	電話 [Redacted] メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書 (2号 発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案	
意見/理由	敦賀2号「不合格」当然で 日本原子力に、原発稼働の資格はない。廃炉せよ。
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	審査において、多くの資料不備やデータ二重換え としてとらえ、過去 1年間 1万外焼電している。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
 (2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]
連絡先	電話 [REDACTED] メールアドレス
意見の対象となる案件	日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案
意見/理由	敦賀2号「不合格」は当然、直ちに廃炉に。
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	行を場か無く、かつ電気と水で冷やし続けなければならず、 ない「使用済み格納燃料」を二ル以上増やしてはなりません。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]
連絡先	電話 [REDACTED] メールアドレス
意見の対象となる案件	日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案
意見／理由	敦賀2号は「不適合」が当然だ。
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	原子炉から250mの位置に対し「浦底断層」は約4千年前以降に動いては活断層である

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

連絡先 電話 [Redacted]
メールアドレス

意見の対象となる案件
日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案

意見／理由
<該当箇所> 敦賀2号の「不適切」は正当な判断です。原発も国も「原子炉」に事業転換せよ。急が。

<内容> 直下の活断層がある。運動する。地震はひんぱん起きている。原発の耐震性は低い。明日事故が起これば日本は危機に陥る。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]
連絡先	電話 [REDACTED] メールアドレス
意見の対象となる案件	日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案
意見／理由	敦賀2号は「不合格」で、直ちに廃炉だ。
	<該当箇所> 頁 行目
<内容>	老朽原発が密集に稼働している若狭は危険がある。 キーン以上 原発を稼働許してはいけな...

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]
連絡先	電話 [REDACTED] メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号 発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案	
意見／理由	敦賀2号の「不適合」は当然です。
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	「K断層」は活断層があることを否定できません。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

原子力規制委員会 宛て 御中

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号
発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案

意見／理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 直下の活断層が否定できず基準不適合という
結論をぜひ維持・推進して下さい。能登半島
地震や南海トラフ巨大地震のこともありますから。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]
連絡先	電話 [REDACTED]
	メ [REDACTED]
意見の対象となる案件	
日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案	
意見／理由	
<該当箇所> 頁 行目 11頁 5～12頁	
<内容> K断層の活動性	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする
 原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に依りて科学的に厳正な検証を基に導かれたものであり、極めて妥当である。
 この審査結果を受け、日本原電は敦賀2号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求めます。